

建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	令和7年度都市空間デザイン事業の 取組状況について	都 市 政 策 課
2	小田原城天守閣の眺望景観確保に向 けた取組状況について	都 市 計 画 課
3	小田原駅西口広場利用実態調査の結 果について	都 市 計 画 課
4	小田原市緑の基本計画の改訂につい て	み どり 公 園 課
5	活性炭入札談合に係る損害賠償請求 訴訟の和解について	経 営 総 務 課

令和 8 年 6 月 9 日

令和7年度都市空間デザイン事業の取組状況について

1 目的

市街地開発による街なみの変化や、居住人口の増加に伴う転入者とのコミュニティ形成、公共空間の有効活用など、まちなかの様々な課題に対応するため、公・民・学が連携した組織であるUDCOD（アーバンデザインセンター小田原）が中心となり、地域住民や事業者等の主体的な取組による良好な都市環境とまちの魅力と価値の維持・向上を目指す。

2 令和7年度の主な取組状況

(1) まちづくり研究活動

ア アーバンデザインの研究

<令和7年度の取組>

小田原駅周辺が20年後こうあってほしいという方向性を絵姿で市民と共有できるよう、研究会での議論を継続した。また、今後の研究の参考にするため先進事例（柏市、川越市）を視察するとともに、アーバンデザインへの理解を深めて頂くきっかけとして、セミナーを開催した。



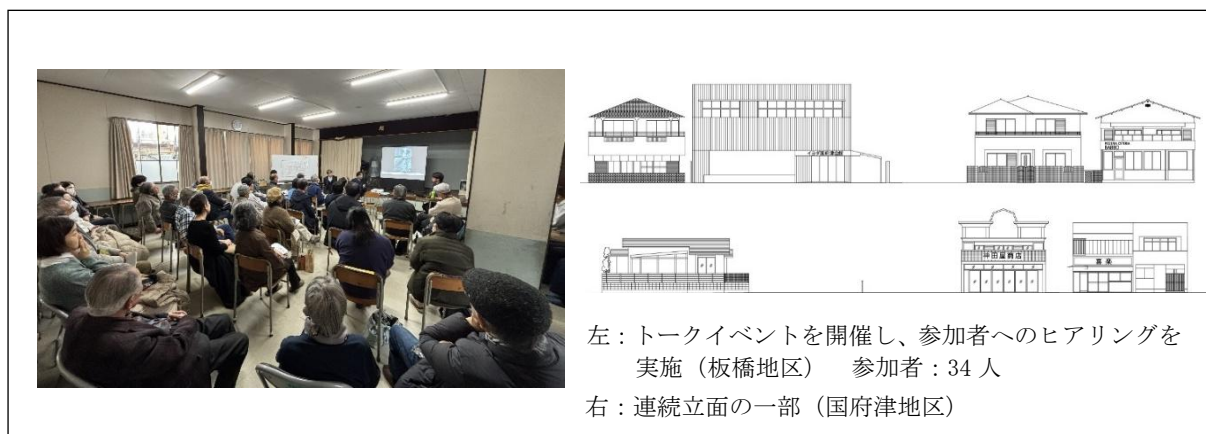
<今後の取組>

対象地区の住民やまちづくり関係者と意見交換を行いながら、20年後の望ましいまちの姿を掘り下げて冊子にまとめ、市民等に周知・共有していく。

イ 都市の形成に関する研究

<令和7年度の取組>

市民のまちへの愛着を育み、市民団体等の活動に役立てていただくため、近代のなりわいの変化に着目し、まちの変遷を調査している。板橋地区では、昭和期のまちの様子について住民へのヒアリングを実施した。また、新たに国府津地区において文献調査や国道一号沿いの街並みの調査を行い、連続立面を作成した。



<今後の取組>

板橋地区では、現在のまちの様子について住民へのヒアリングを実施するとともに、調査結果をまとめた冊子を作成し地域に配布する。国府津地区では、昭和期のまちの様子について住民へのヒアリングを実施する。

ウ エイジフレンドリーシティの研究

<令和7年度の取組>

元気な高齢者が自らの興味・関心に沿って集う居場所づくりや社会参加を促すことにより、健康増進や介護予防に繋げながら、個人主体の日常生活の支え合いの関係性を築くため、豊川地区をモデルとして住民発意の「お散歩マップづくり」に取り組み、まちあるきに同行した。この取組は、デジタルリーフレットへの掲載や日本学術会議主催の学術フォーラムでの講演など、神奈川県と連携して市内外に広く発信した。また、地域包括支援センターとの協働により、要支援認定者等が必要とするケアやサービスと生活・交通の利便性や交流の場など地域の状況を総合的に分析し、課題の見える化を進めた。



左：お散歩マップづくりワークショップ 2回開催 参加者：延べ50人
右：お散歩マップを活用したまちあるき企画 5回開催 参加者：延べ82人

<今後の取組>

住民のアイデアを切り口とした地域づくりを支援するとともに、現状分析の結果を地域包括支援センターが開催する勉強会の題材として、どのような支え合いが必要か考える機会に繋げていく。

(2) まちづくり実践活動（三の丸地区周辺における都市空間活用の取組）

<令和7年度の取組>

点在する公共空間を活用して、快適で魅力的な都市空間を創出するとともに、これらの取組を通じて、地域主体のまちづくりや持続可能な体制づくりを進めた。

ア 実証実験「ステキなみちくさ」

期間：令和7年（2025年）10月1日（水）

～令和8年（2026年）4月14日（火）

場所：弁財天通り史跡整備予定地、お堀端通りポケットパーク他

利用者数：約45,000人



イ 「サンマルガレージ」の整備

市民や民間事業者等が、フリーマーケットやトークイベント、ワークショップなど、各々のやってみたいことを相談し、実践へと繋げられる場として整備した。また、相談者はメンバーシップ制度に参加し、お返しアクションを通じて徐々に関わりの輪が広がっていく仕組みとした。

供用開始：令和8年（2026年）1月14日（水）



<今後の取組>

「サンマルガレージ」の認知度を高めながら、「ステキなみちくさ」をはじめとした都市空間の活用に取り組むことにより、市民や民間事業者等がまちづくり活動に参画する機会を創出していく。

(3) まちづくり支援（西海子小路周辺地区のまちづくり支援）

<令和7年度の取組>

地域から相談を受けて、西海子小路周辺地区のまちづくりを支援している。まちに内在する魅力を調査するために、地域内で活動する団体にヒアリングを実施した。調査結果を住民に共有するとともに、住民主体の公共空間の活用に向けた意識醸成を図るため、旧松本剛吉別邸、白秋童謡館、旧保健福祉事務所跡地にて、西海子地区の魅力的な資源をまとめた展示会を開催した。



左：西海子小路周辺地区の魅力的な資源をパネル展示(旧松本剛吉別邸) 来場者：約 80 人
右：これまでの調査内容の上映 (旧保健福祉事務所跡地) 来場者：約 80 人

<今後の取組>

西海子小路周辺地区の資源を冊子にまとめるとともに、ワークショップの開催等を通じて、まちに関わるきっかけを増やしていく。

(4) 令和7年度UDCOD活動報告シンポジウム

令和7年度に取り組んだ内容を報告するとともに、新たに整備した「サンマルガレージ」の見学会を行った。

日程：令和8年（2026年）3月20日（金・祝）

場所：ハルネ小田原 うめまる広場

来場者：約 80 人



左：「みんなで探そう小田原のまちの価値」をテーマに開催
右：「サンマルガレージ」見学会

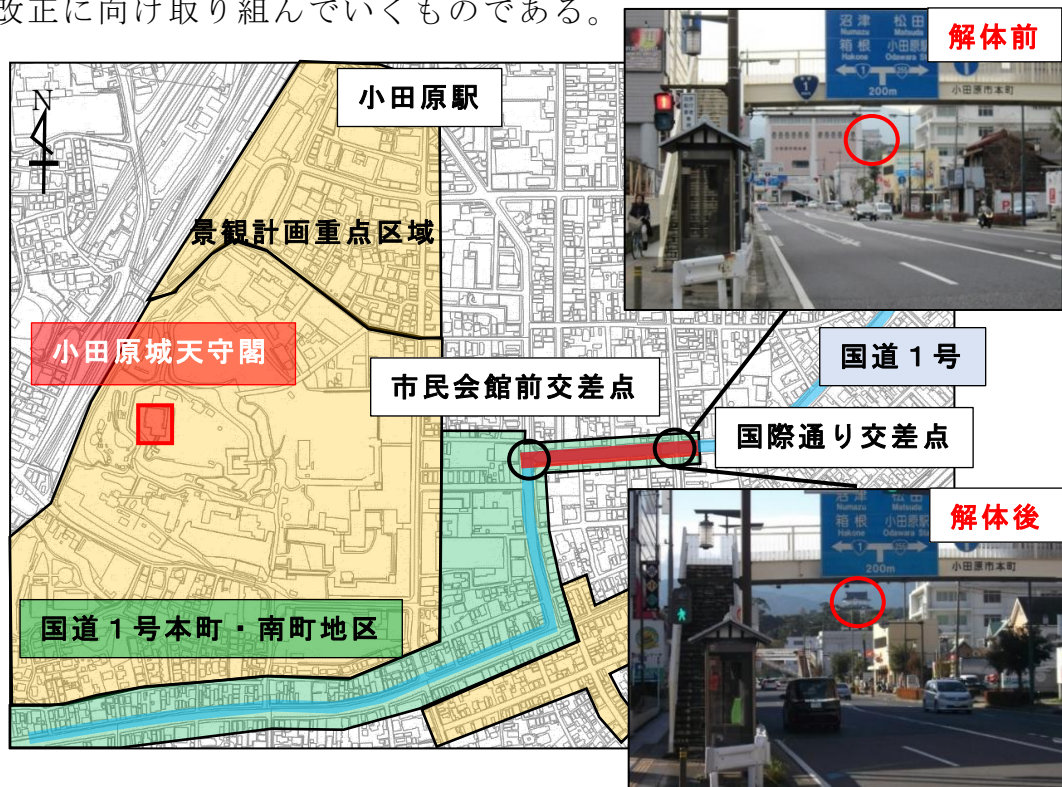
小田原城天守閣の眺望景観確保に向けた取組について

1 概要

国道1号の国際通り交差点から市民会館前交差点までの区間は、令和7年2月に旧市民会館が解体され、天守閣への眺望が開けたことから眺望確保に対する住民意識が高まってきている。

小田原市景観計画では、当区間を含む国道1号本町・南町地区を景観計画重点区域に位置付け、「小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、国際通り交差点から天守閣への眺望を確保する。」ことを景観形成の基本方針に掲げ、建築物や工作物の色彩、屋外広告物の高さ、面積、色彩などを制限し、良好なまちなみ景観の形成に努めている。

そこで、旧市民会館の解体を契機に、良好なまちなみ景観と天守閣への眺望との一体的な景観形成を、より一層推進させるため、景観計画及び景観条例等の改正に向け取り組んでいくものである。



2 これまでの主な経過

令和6年度に今後の眺望景観のあり方とその保全策等の整理を行い、令和7年度はその結果を踏まえ、景観評価員や該当地域の自治会長に意見を伺い、天守閣の眺望確保に係る方策の検討を進めてきた。

令和6年度	8月	天守閣眺望確保等検討業務委託
	1月	天守閣眺望確保について景観評価員にヒアリング
令和7年度	10月	第1回景観評価員会議にて協議
	11月	関係自治会長（2連合4自治会計6名）にヒアリング
	1月	第2回景観評価員会議にて協議
令和8年度	5月	都市計画審議会へ報告

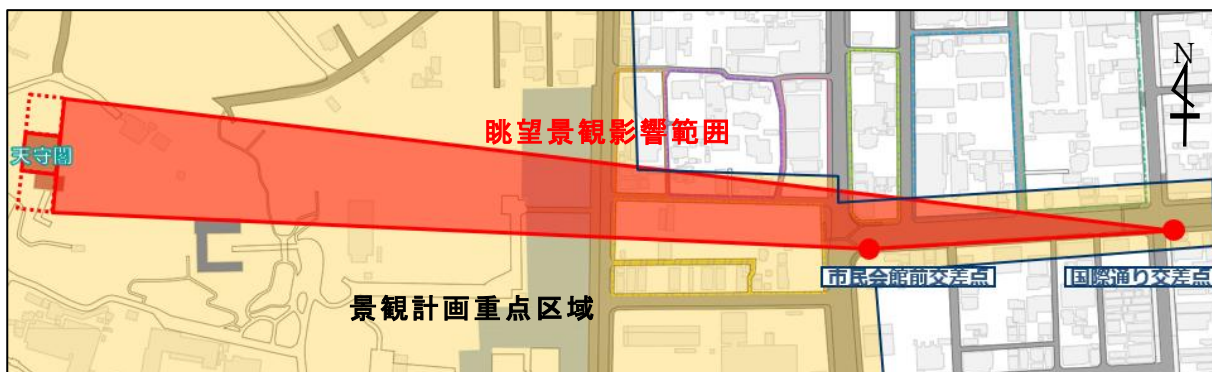
【主な意見】

関係自治会長	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は良い取り組みである。旧市民会館解体後は、天守閣が良く眺望できるとの声は聞いている。
景観評価員	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場の定義付けや意味合いが弱いため、私権を制限することはなかなか受け入れられないのではないか。 ・事前協議の仕組みを導入し、景観計画重点区域内の建築確認申請を伴うすべての建築物を対象とすることが適切である。 ・建物だけではなく屋外広告物も眺望景観を阻害する要因となるので、コントロールする必要がある。
都市計画審議会委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ここは商業地域であるため、土地利用が制限されると土地所有者等にとっては非常に厳しいものになってしまう。 ・小田原城が望見できる場所は極めて少ない。視点場から小田原城が見えるようになったことはシティプロモーションの観点からも、これ以上ない良い機会ではないか。

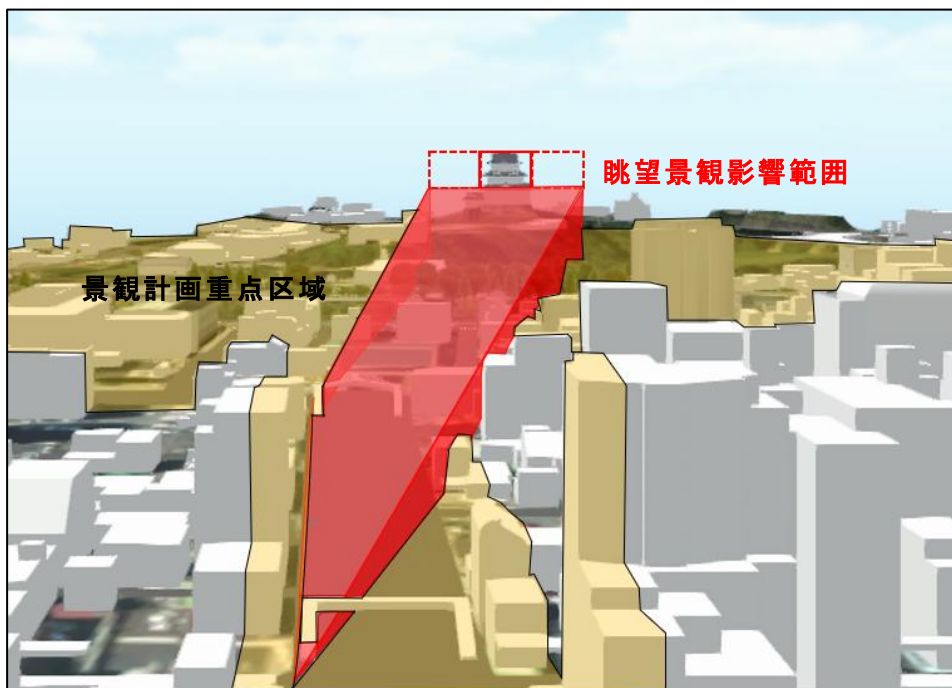
3 眺望景観確保の方針

国道1号の国際通り交差点付近は、景観計画重点区域の始まりで東京方面からの来訪者が初めて天守閣を正面に望める場所であり、国道1号(下り線)の「国際通り交差点」から「市民会館前交差点」に至るまでの軸線を天守閣が望見できる範囲として景観計画に位置付け、その眺望景観の確保に努めるものとする。

眺望景観影響範囲（平面図）



眺望景観影響範囲（鳥瞰図）



4 天守閣の眺望景観確保に向けた取組

(1) 小田原市景観計画の改定

景観計画に眺望景観影響範囲を示した図の明示や建築物及び工作物の行為の制限に天守閣の眺望景観への配慮事項を追加することで、土地所有者等に眺望確保への意識を醸成する。

(2) 小田原市景観条例の改正

景観計画重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区、かまぼこ通り周辺地区）における建築物の建築等において、事前協議制を導入することで眺望景観も含め良好な景観形成のための協力を促す。

(3) 小田原市屋外広告物条例（規則を含む）の改正

天守閣が望見できる範囲において「自家用以外」の広告物や眺望景観を阻害する広告物を制限する。

(4) 市民会館前交差点改良の検討（歩道橋撤去含む）

国土交通省横浜国道事務所が歩道橋の老朽化やバリアフリー対応の観点から歩道橋の撤去及び横断歩道の新設等の交差点改良を検討している。

5 スケジュール（予定）

令和8年度

7月～ 関係土地所有者等へ戸別訪問により説明

10月 パブリックコメント及び関係自治会へ回覧による周知

2月 景観計画改定案を都市計画審議会へ諮問して改定

令和9年度

4月 建設経済常任委員会へ報告

6月 定例会に景観条例、屋外広告物条例等の議案を提出

10月 改正条例等の施行

小田原駅西口広場利用実態調査の結果について

1 調査の背景・目的

現在、小田原駅西口地区では、令和6年（2024年）3月に策定した「小田原駅西口地区基本構想」に基づき、西口広場の再編と隣接街区の再開発との一体的な整備を視野に、市と西口地区まちづくり協議会が連携しながら検討を進めている。

令和7年度（2025年度）は、広場の再編に向け、現況広場の利用者数やバス・タクシー、一般車等の利用台数の調査、広場の利用目的や将来必要となる機能等の把握を目的としたアンケート調査などにより、必要となる広場面積の算出に向けた基礎データを整理するため、西口広場の利用実態調査を行った。

2 調査項目について

(1) 広場の利用実態調査

- ア 西口広場に係る交差点の交通量・混雑状況調査
- イ 西口広場内を利用する車両台数・歩行者通行量調査
- ウ 自由通路における広場利用者数調査・乗降客数の資料調査

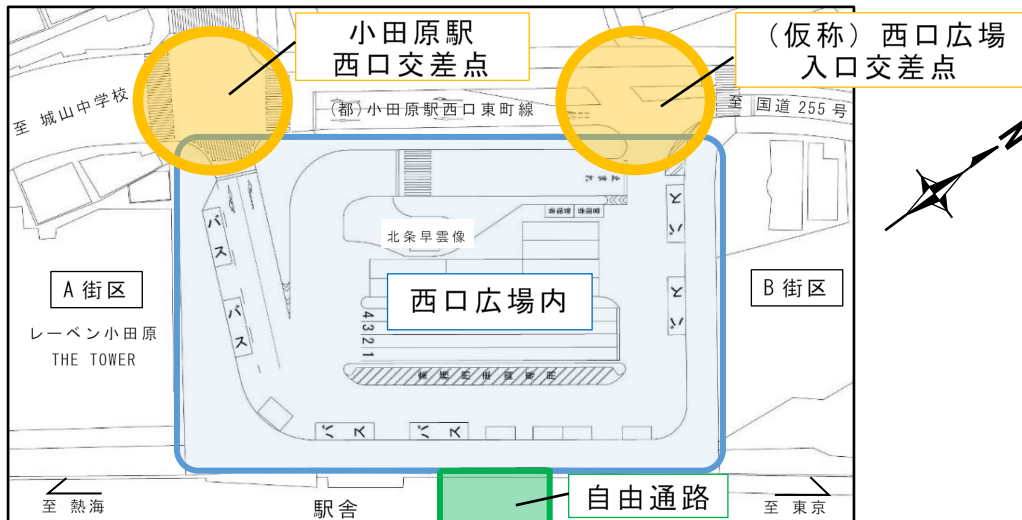
(2) 広場利用におけるアンケート調査

- ア 広場利用者（日常利用者・観光利用者）へのアンケート
- イ 小田原駅周辺の学校に通う高校生・学生へのアンケート

3 調査結果の概要について

(1) 広場の利用実態調査結果（晴天時調査）

- 調査日：令和7年11月20日（木）・11月23日（祝・日）
- 調査場所：西口広場に係る交差点（2箇所）・西口広場内・自由通路

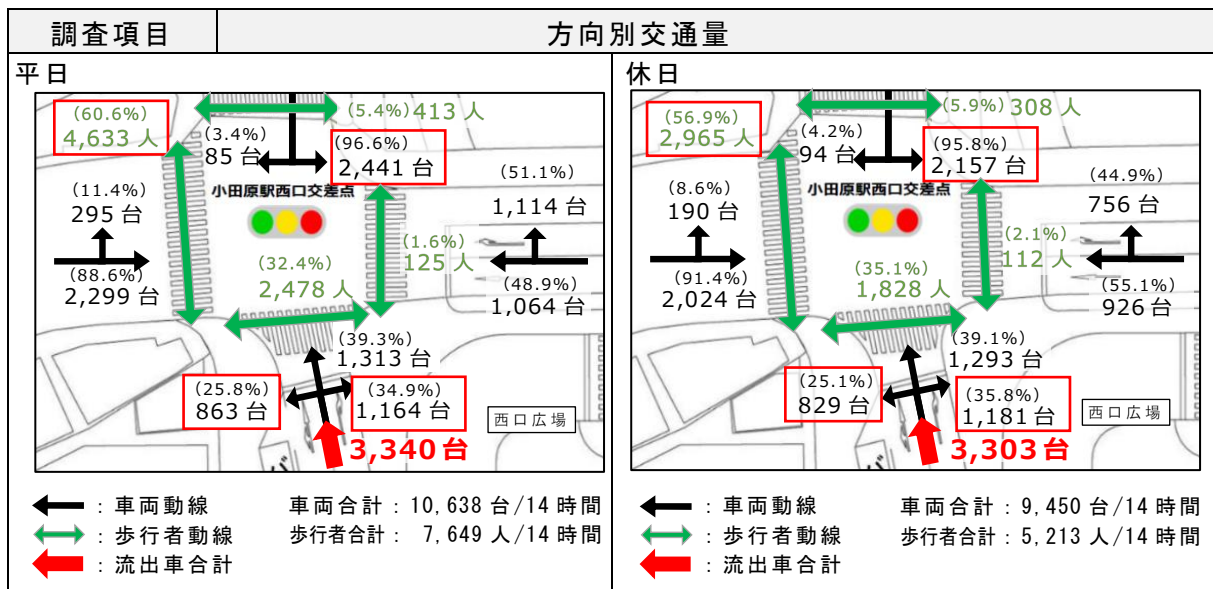


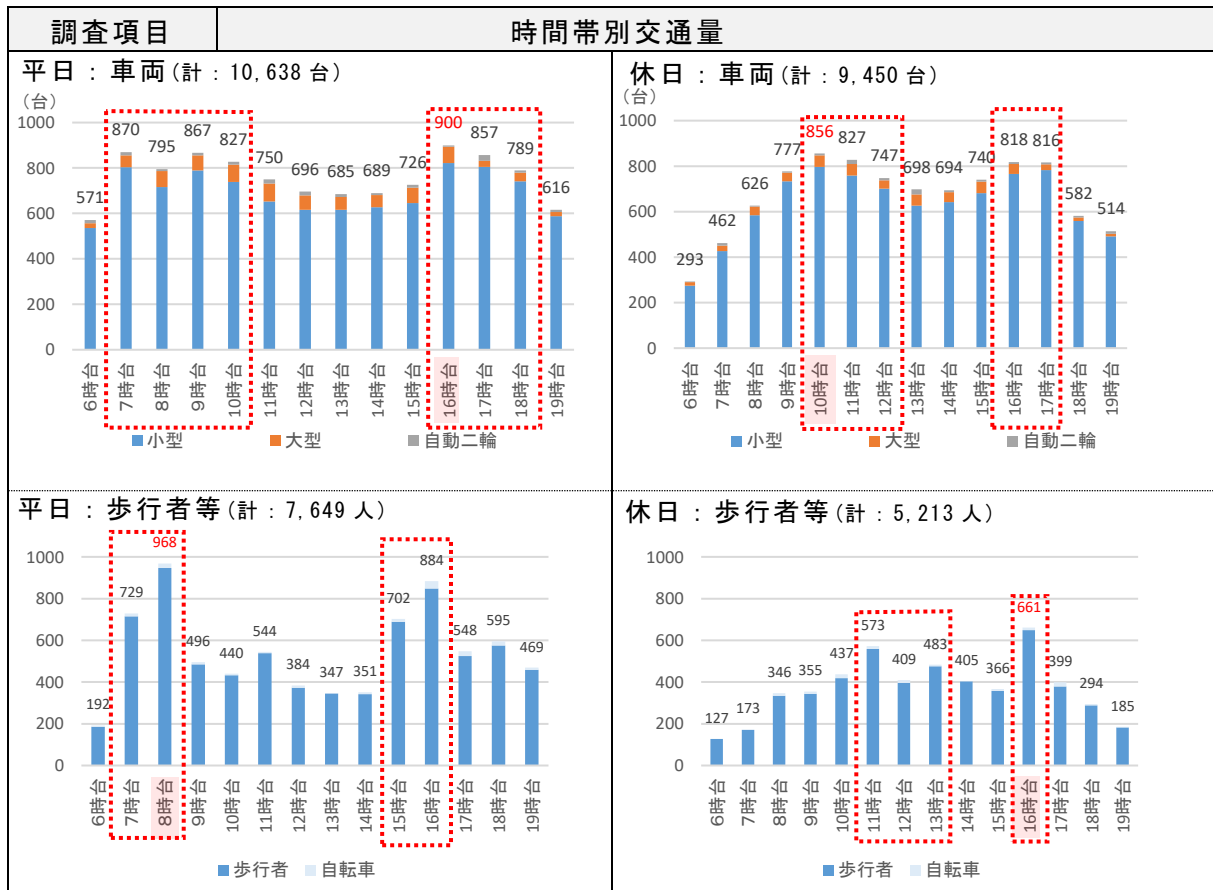
調査箇所図

ア 西口広場に係る交差点の交通量・混雑状況調査

調査目的	広場の出入口の交差点における車両・歩行者（自転車含む）の方向別交通量、滞留長・渋滞長を調査し、交差点付近や広場内の混雑発生要因を把握するための基礎資料とする。
調査時間	6時～20時（14時間調査）
設定理由	広場の利用が多い時間帯である7時から19時の前後1時間を考慮した時間設定とした。

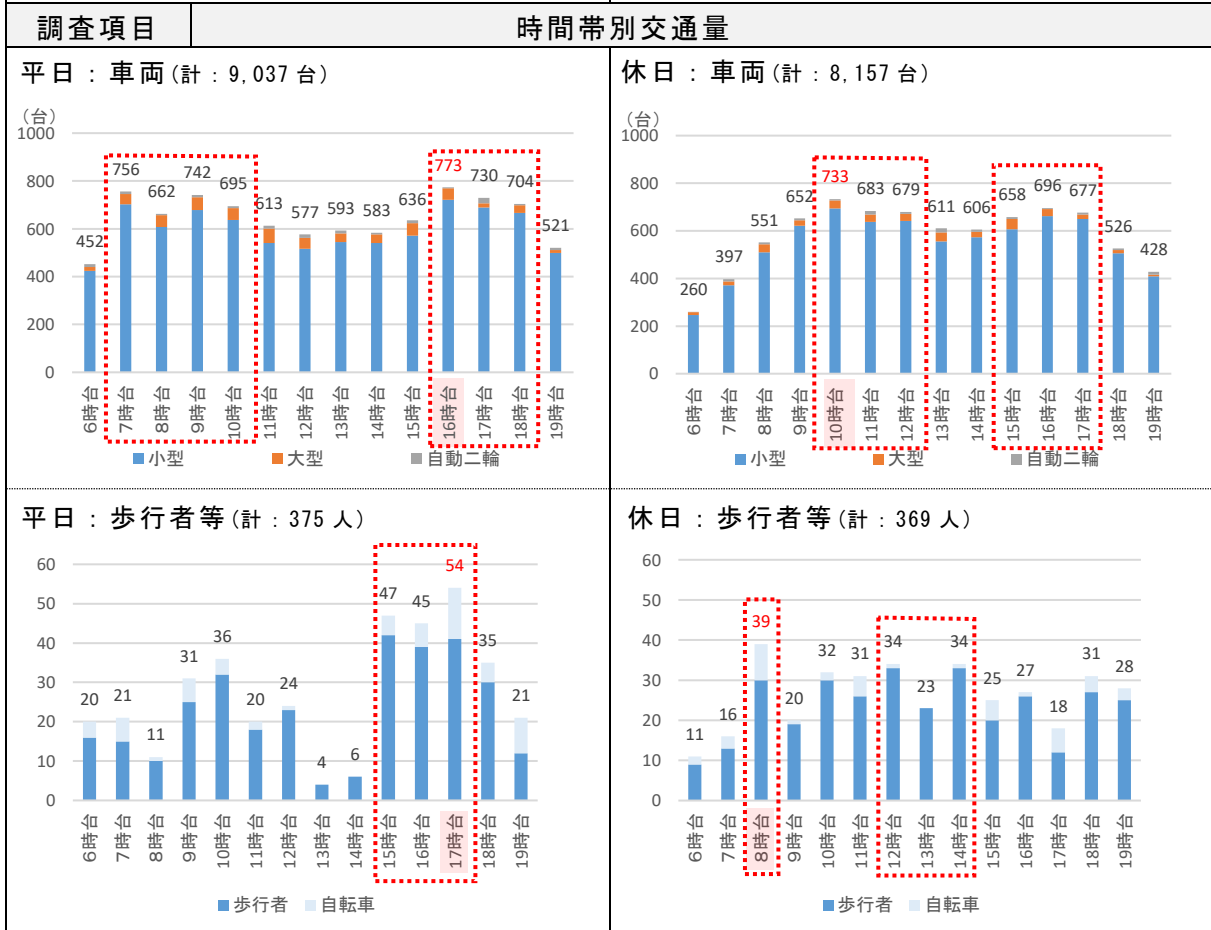
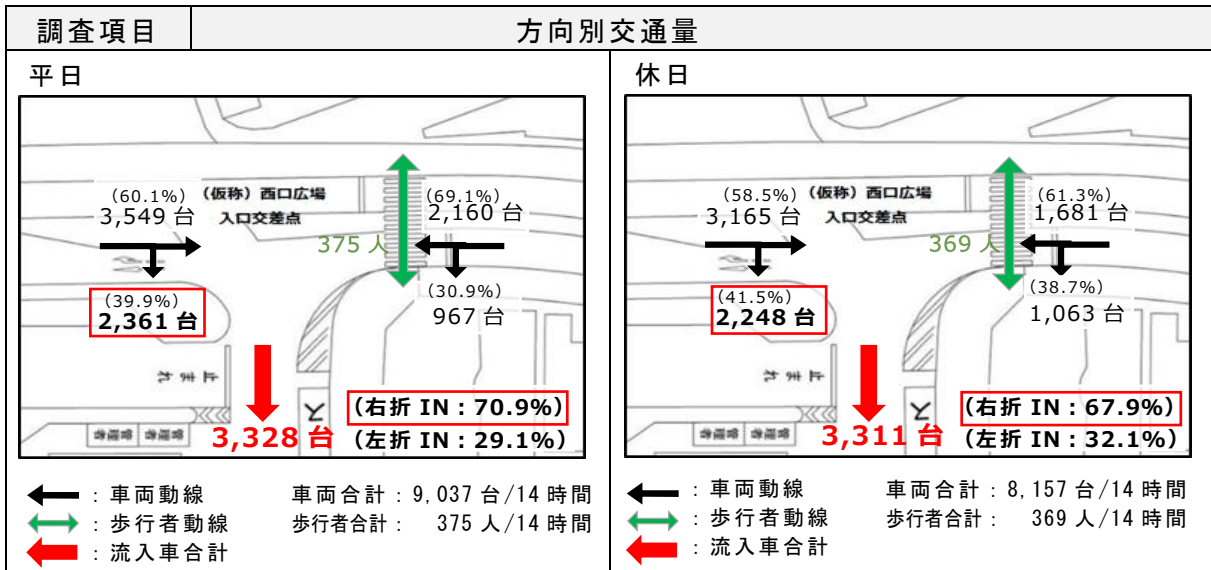
○小田原駅西口交差点





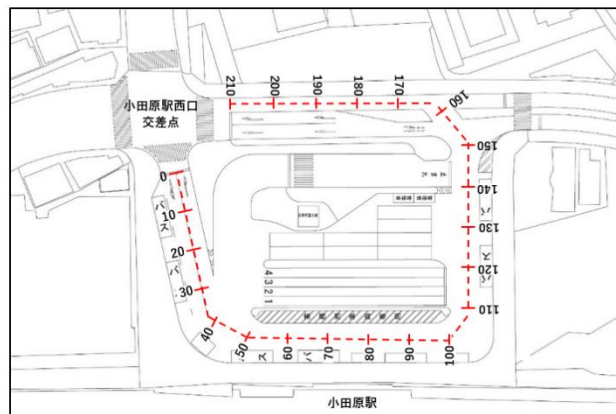
調査項目	車種別交通量（台）（広場からの流出）							
	平日				休日			
車種	合計	左折	直進	右折	合計	左折	直進	右折
一般車	2,549 76.3%	585 (23.0%)	1,049 (41.1%)	915 (35.9%)	2,691 81.5%	604 (22.4%)	1,089 (40.5%)	998 (37.1%)
タクシー	482 14.4%	156 (32.4%)	148 (30.7%)	178 (36.9%)	395 12.0%	124 (31.4%)	151 (38.2%)	120 (30.4%)
路線バス	121 3.6%	13 (10.7%)	74 (61.2%)	34 (28.1%)	67 2.0%	8 (11.9%)	27 (40.3%)	32 (47.8%)
観光・送迎バス	180 5.4%	106 (58.9%)	39 (21.7%)	35 (19.4%)	147 4.4%	92 (62.6%)	26 (17.7%)	29 (19.7%)
自動二輪	8 0.3%	3 (37.5%)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	3 0.1%	1 (33.3%)	0 (0%)	2 (66.7%)
合計	3,340 100%	863 (25.8%)	1,313 (39.3%)	1,164 (34.9%)	3,303 100%	829 (25.1%)	1,293 (39.1%)	1,181 (35.8%)

○（仮称）西口広場入口交差点



調査項目	車種別交通量（台）（広場への流入）					
	平日			休日		
	合計	左折	右折	合計	左折	右折
一般車	2,538	808	1,730	2,701	936	1,765
	76.3%	(31.8%)	(68.2%)	81.6%	(34.7%)	(65.3%)
タクシー	479	115	364	393	92	301
	14.4%	(24.0%)	(76.0%)	11.9%	(23.4%)	(76.6%)
路線バス	124	19	105	68	10	58
	3.7%	(15.3%)	(84.7%)	2.0%	(14.7%)	(85.3%)
観光・送迎バス	178	22	156	146	22	124
	5.3%	(12.4%)	(87.6%)	4.4%	(15.1%)	(84.9%)
自動二輪	9	3	6	3	3	0
	0.3%	(33.3%)	(66.7%)	0.1%	(100%)	(0%)
合計	3,328	967	2,361	3,311	1,063	2,248
	100%	(29.1%)	(70.9%)	100%	(32.1%)	(67.9%)

○広場内の滞留長・渋滞長

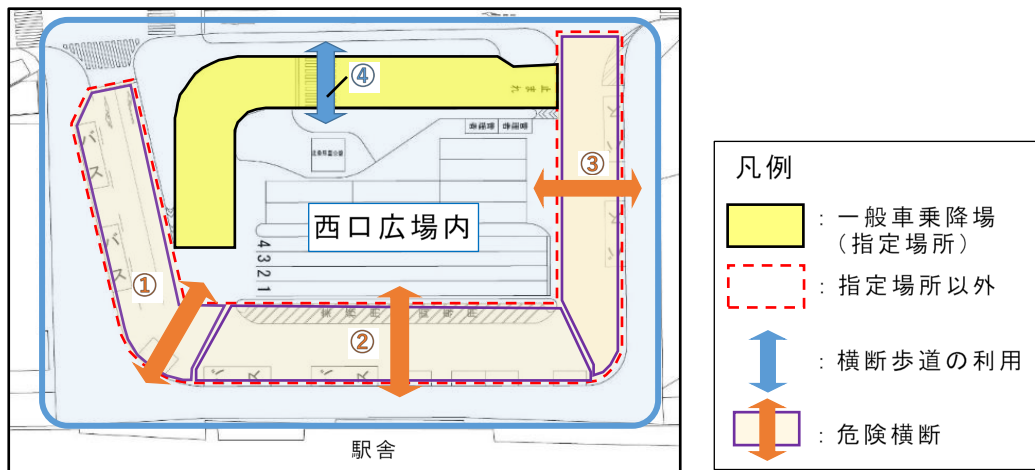


滞留長・渋滞長の目安

イ 西口広場内を利用する車両台数・歩行者通行量調査

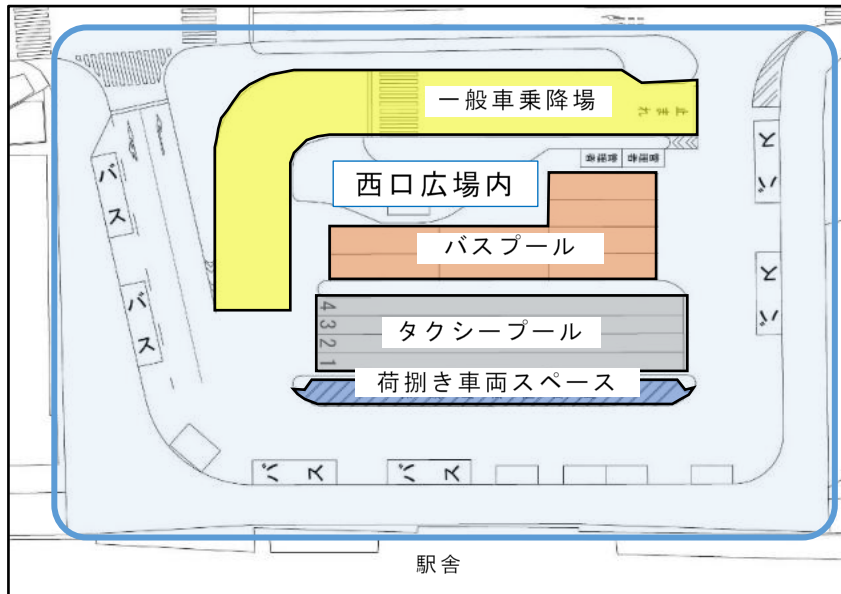
調査目的	広場内の車両台数と歩行者数を把握する。
調査時間	4時～翌2時（22時間調査）
設定理由	始発から最終電車までとその前後の状況を把握するため22時間調査とした。 ※小田原駅 始発電車→4:30 最終電車→25:00

○ 西口広場内の車種別利用台数・横断歩行者数



調査項目		調査結果				
		平日		休日		
車種	車両台数	4,511台	100%	4,299台	100%	
	一般車	2,975台	65.9%	3,178台	73.9%	
	一般車乗降場利用	745台	25.0%	900台	28.3%	
	指定場所以外の利用	2,230台	75.0%	2,278台	71.7%	
	タクシー	1,099台	24.4%	807台	18.8%	
	路線バス	124台	2.7%	68台	1.6%	
	観光・送迎バス	178台	4.0%	128台	3.0%	
	荷捌き車両	85台	1.9%	62台	1.4%	
	競輪場送迎バス	50台	1.1%	56台	1.3%	
横断箇所	横断歩行者数	4,013人	100%	4,266人	100%	
	危険横断	①	270人	6.7%	274人	6.4%
		②	1,041人	25.9%	1,368人	32.1%
		③	501人	12.5%	920人	21.6%
		計	1,812人	45.1%	2,562人	60.1%
横断歩道利用	④	2,201人	54.9%	1,704人	39.9%	

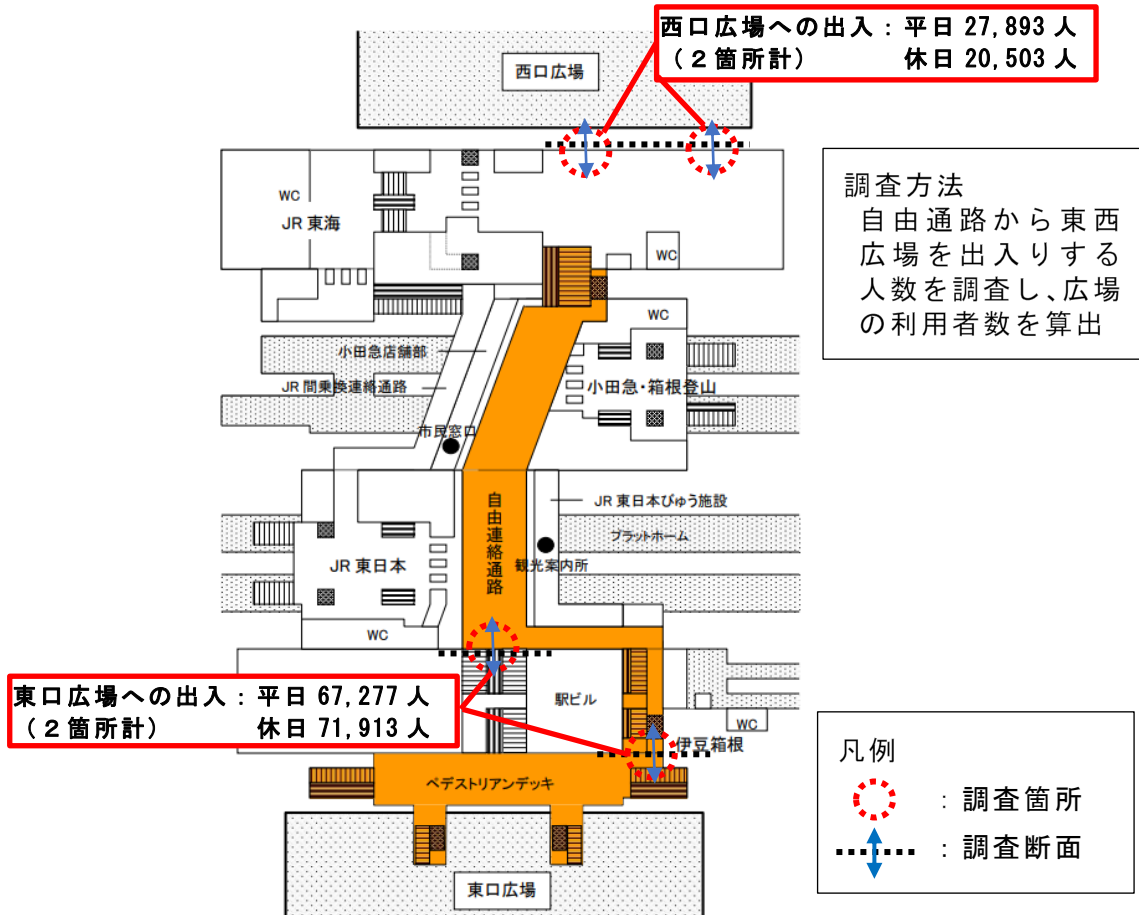
○ 各乗降場等の利用状況



調査項目		調査結果		
		収容台数	ピーク時停車台数(時間帯)	
			平日	休日
乗降場等	一般車乗降場	(区画なし)11台	17台(9時・16~17時台)	18台(10時台)
	バスプール (路線バス 観光・送迎バス)	(区画あり)8台	9台(10時~11時台)	7台(8時台)
	タクシープール	(区画あり)28台	12台(23時台)	17台(10時台)
	荷捌き車両 スペース	(区画なし)5台	6台(10時台)	5台(8時~10時台)

ウ 自由通路における広場利用者数調査・乗降客数の資料調査

調査目的	小田原駅における西口と東口の利用割合を把握する。
調査時間	6時～20時（14時間調査）
設定理由	広場の利用が多い時間帯である7時から19時の前後1時間を考慮した時間設定とした。



○広場の利用者数

調査項目	調査結果（人/日）					
	平日			休日		
広場利用者	広場→駅舎	駅舎→広場	計	広場→駅舎	駅舎→広場	計
西口	14,429	13,464	27,893	11,002	9,501	20,503
	29.0%	29.6%	29.3%	23.1%	21.2%	22.2%
東口	35,246	32,031	67,277	36,690	35,223	71,913
	71.0%	70.4%	70.7%	76.9%	78.8%	77.8%
合計	49,675	45,495	95,170	47,692	44,724	92,416
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

○乗換の利用者数（広場に出ない鉄道利用者数）

調査項目	調査結果（人/日）					
	平日			休日		
①広場利用者※1	広場→駅舎	駅舎→広場	計	広場→駅舎	駅舎→広場	計
西口	15,120	14,685	29,805	11,475	10,388	21,863
	29.1%	30.0%	29.5%	23.1%	21.8%	22.4%
東口	36,829	34,287	71,116	38,226	37,328	75,554
	70.9%	70.0%	70.5%	76.9%	78.2%	77.6%
合計	51,949	48,972	100,921	49,701	47,716	97,417
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
②鉄道乗降客※2	乗車	降車	計	乗車	降車	計
	69,740	65,543	135,283	67,881	59,884	127,765
乗換利用者の推計 （②－①）	—	—	34,362	—	—	30,348
			25.4%			23.8%

※1 14時間の調査結果を基に、4時台～5時台及び20時台～25時台の推計値を含む。

※2 鉄道乗降客：各鉄道事業者から提供された11月20日及び11月23日のデータ（東海道新幹線のみ、令和6年度の小田原駅の一日平均）

エ 晴天時と雨天時の比較

調査日	令和8年(2026年)2月25日(水)
調査時間	6時～9時、17時～20時(6時間調査)
調査目的	雨天時における広場内の車両及び歩行者の通行量や渋滞長を調査し、広場の利用状況を把握する。

○ 6 時～ 9 時の比較

調査項目		調査結果			
		晴天時 (11/20 (木))		雨天時 (2/25 (水))	
車両台数		954 台	100%	1,046 台	100%
車種	一般車	765 台	80.2%	884 台	84.5%
	一般車乗降場利用	75 台	9.8%	78 台	8.8%
	指定場所以外の利用	690 台	90.2%	806 台	91.2%
	タクシー	142 台	14.9%	119 台	11.4%
	バス	33 台	3.5%	25 台	2.4%
	荷捌き車両	14 台	1.4%	18 台	1.7%
横断歩行者数		873 人	100%	371 人	100%
横断箇所	危険横断	163 人	18.7%	164 人	44.2%
	横断歩道利用	710 人	81.3%	207 人	55.8%
最大渋滞長 (ピーク時) (小田原駅西口交差点から広場方向)		約 20m (7 時台)		約 120m (7 時台)	

○ 17 時～ 20 時の比較

調査項目		調査結果			
		晴天時 (11/20 (木))		雨天時 (2/25 (水))	
車両台数		752 台	100%	880 台	100%
車種	一般車	606 台	80.6%	771 台	87.6%
	一般車乗降場利用	141 台	23.3%	178 台	23.1%
	指定場所以外の利用	465 台	76.7%	593 台	76.9%
	タクシー	117 台	15.6%	94 台	10.7%
	バス	25 台	3.3%	11 台	1.3%
	荷捌き車両	4 台	0.5%	4 台	0.4%
横断歩行者数		299 人	100%	273 人	100%
横断箇所	危険横断	207 人	69.2%	211 人	77.3%
	横断歩道利用	92 人	30.8%	62 人	22.7%
最大渋滞長 (ピーク時) (小田原駅西口交差点から広場方向)		約 30m (17 時台)		約 10m (17 時台)	

(2) 広場利用に係るアンケート調査

ア 調査概要

利用者	日常利用者 ^{※1} ・観光利用者 ^{※2}	小田原駅周辺の学校に通う高校生・学生 ^{※3}
調査期間	令和7年12月2日(火) ～12月15日(月)	令和7年12月3日(水) ～令和8年1月9日(金)
調査方法	Web調査 (楽天インサイト)	Web調査 (Googleフォーム)
回答状況 ^{※4}	日常利用者：400人 観光利用者：400人	高校生・学生：294人
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・西口広場の利用しやすさ(交通手段別) ・西口広場の再編にあたり必要な機能 ・西口の駅前に求める施設 ・北条早雲像について ・西口広場に関して、使いづらいうことや課題に感じていること ・西口広場の再編に向けた意見・要望 	

※1 日常利用者：西口広場を通勤・通学、送迎、通院などで日頃から利用している方

※2 観光利用者：西口・東口を問わず、観光目的で駅前広場に来訪したことがある方

※3 小田原駅周辺の学校に通う高校生・学生

高校(3校)：新名学園旭丘高等学校・明德学園相洋高等学校・
県立小田原高等学校

大学(2校)：小田原短期大学・国際医療福祉大学

※4 回答状況：アンケートの有効数は、総務省統計局の計算式で算出すると384人の回答が必要とされている。

イ 調査結果

参考資料3-1のとおり

ウ 主な調査結果

調査項目	調査結果・主な意見
西口広場の 徒歩での 利用しやすさ	日常利用者8.8%、観光利用者4.1%、学生5.7%が「利用しづらい」側の回答であり、「一般車乗降場やバスプールから駅舎へ最短距離で移動できない」、「雨に濡れてしまう」といった意見が多かった。

西口広場の 自家用車での 利用しやすさ	日常利用者 22.3%、観光利用者 8.5%、学生 14.8%が「利用しづらい」側の回答であり、「一般車乗降場に停車できる台数が少ない」、「歩行者が危険横断する」といった意見が多かった。
西口広場の タクシー乗降場の 利用しやすさ	日常利用者 8.0%、観光利用者 4.4%、学生 2.7%が「利用しづらい」側の回答であり、「一般車がタクシーの停車・発車を妨げている」、「雨に濡れてしまう」といった意見が多かった。
西口広場の 路線バス及び 送迎バス乗降場の 利用しやすさ	路線バスは日常利用者 10.0%、観光利用者 7.8%、学生 5.3%が、送迎バスは日常利用者 13.3%、観光利用者 7.4%、学生 6.8%が、「利用しづらい」側の回答であり、「便数が少ない」、「乗降場の場所が分かりづらい」といった意見が多かった。
西口広場の 再編にあたり 必要な機能	日常・観光利用者、学生ともに「待ち時間を快適に過ごせる滞在空間」を求める回答が最も多かった。
西口の駅前に 求める施設	日常・観光利用者、学生ともに「カフェやファストフードなどの飲食店」を求める回答が多かった。
北条早雲像に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・日常利用者 57.6%、観光利用者 46.8%、学生 47.8%が「必要」側の回答であった。 ・日常利用者 18.1%、観光利用者 11.5%、学生 14.0%が「不要」側の回答であった。 <p><「必要」の主な理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原のシンボル、西口シンボルとして残すべき <p><「不要」の主な理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場の機能性、利便性を優先し、適切な場所への移設を望む
西口広場に 関して、使い づらいことや 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日常・観光利用者からは、「ロータリーが狭く、車が多くて危険」、「雨よけの屋根やベンチ等の待機スペースが不足」といった意見があった。 ・学生からは、「交通量に対して道幅が狭い」、「買い物できる場所が少ない」といった意見があった。
西口広場の 再編に向けた 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・日常・観光利用者からは、「一時停車スペースが少なく、送迎や短時間停車がしづらい」、「動線を分離し、歩車分離・車線計画を見直してほしい」といった意見があった。 ・学生からは、「ファストフード店などの気軽に飲食できる場所があったらいい」との意見があった。

4 概略設計での検討事項

今後、これらの調査結果を踏まえ、交通事業者や交通管理者、関係権利者等との協議を行いながら、西口広場等の概略設計を進めていく。

項 目	調査結果を踏まえた検討事項
西口広場の利用 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定場所以外で乗降させる一般車が多い点や、「一般車が公共交通の停車・発車を妨げている」といった意見を踏まえ、公共交通と一般車の動線分離の検討及びそれに伴う各乗降場の配置や必要なスペースの検討を行う。 ・ 歩行者の危険横断は、特に駅舎正面付近が多い点や、「一般車乗降場やバスプールから駅舎へ最短距離で移動できない」といった意見を踏まえ、安全で円滑な歩行者動線等の検討を行う。 ・ 広場に必要機能として、日常・観光利用者、学生それぞれが「待ち時間を快適に過ごせる滞在空間」を求めているため、オープンスペースや緑化空間などについて、検討を行う。 ・ 北条早雲像については、設置に至った経緯等を踏まえ、慎重に検討を行う。 ・ 整備を見据えた段階的な対策として、広場機能を確保しながら施工するための手順を検討し、各段階における課題を整理していく。 ・ 隣接敷地の建物計画を想定した交通広場と建物との平面利用や立体利用などの検討を行う。
西口広場に係る 交差点 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両と歩行者との交差などが混雑の要因と考えられるため、公共交通と一般車の動線分離に伴う交差点の位置や形状などについて、検討を行う。

<p>東西の広場利用 に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平日は西口が3割、東口が7割、休日は西口が2割、東口が8割との東西広場の利用割合から、利用者の属性を踏まえた東西の機能分担の検討を行う。
<p>雨天時の広場利用 に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時は、より多くの車両が広場を利用することや、「雨よけの屋根が不足している」といった意見を踏まえ、混雑の緩和策や雨よけ施設の検討などを行う。

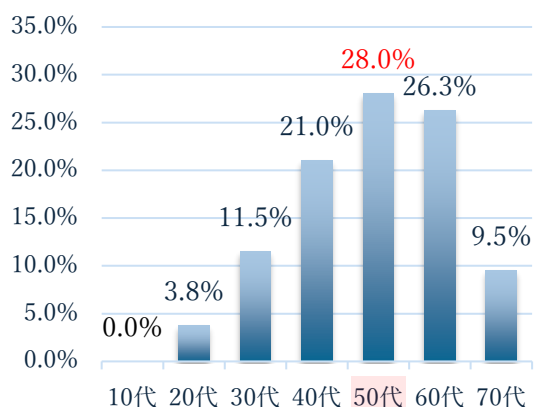
広場利用に係るアンケート調査結果
【抜粋】

1 広場利用者アンケート（日常利用者・観光利用者）

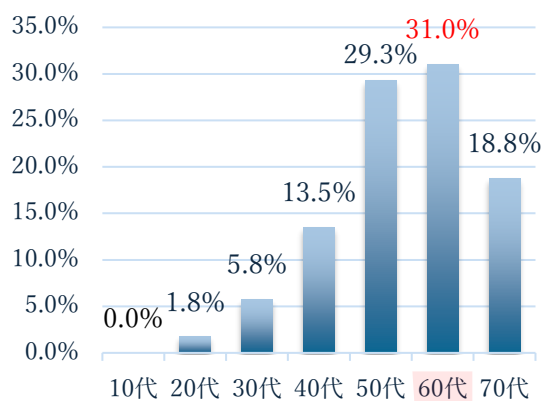
■ 年齢

- ・日常利用者は、「50代」が28.0%と最も多く、50代、60代、70代の回答者が全体の約6割を占めた。
- ・観光利用者は、「60代」が31.0%と最も多く、50代、60代、70代の回答者が全体の約8割を占めた。

【日常利用者】



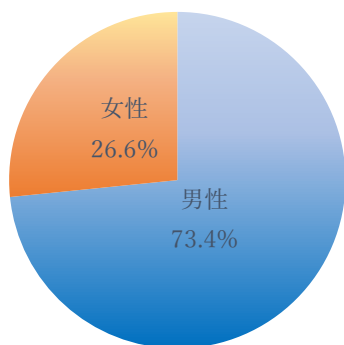
【観光利用者】



■ 性別

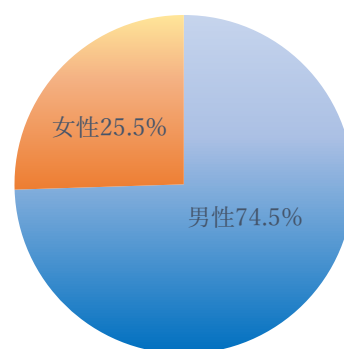
- ・日常利用者は、「男性」73.4%、「女性」26.6%であった。
- ・観光利用者は、「男性」74.5%、「女性」25.5%であった。

【日常利用者】



■ 男性 ■ 女性

【観光利用者】

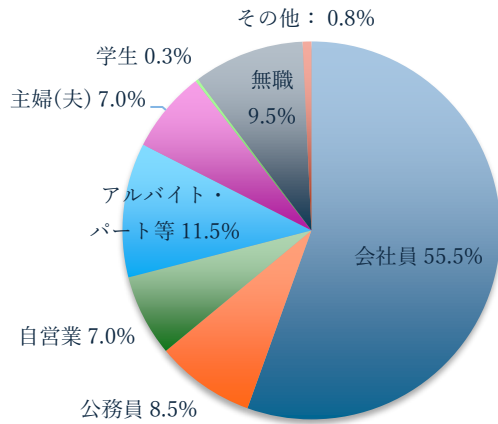


■ 男性 ■ 女性

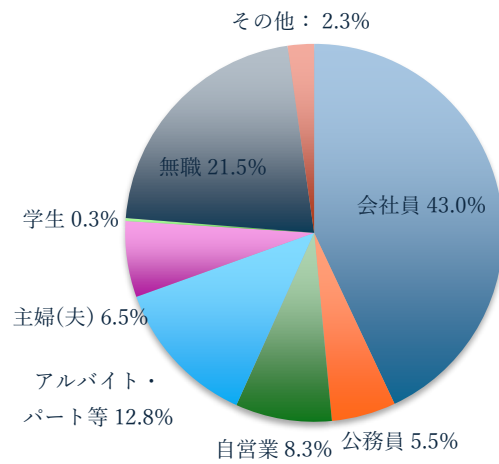
■ 職業

- ・ 日常利用者は、「会社員」が 55.5%を占めた。
- ・ 観光利用者は、「会社員」が 43.0%と最も多く、次いで「無職」が 21.5%を占めた。

【日常利用者】



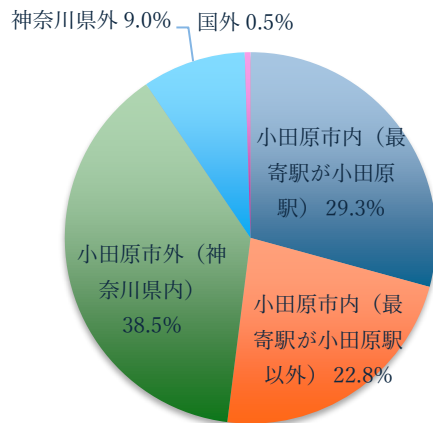
【観光利用者】



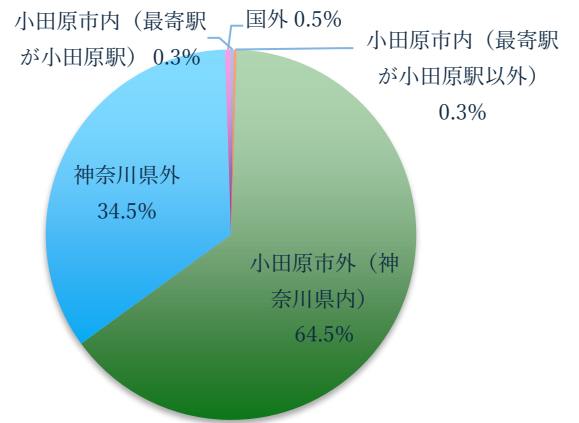
■ 居住地

- ・ 日常利用者は、「小田原市内」の居住者が 52.1%を占めた。
- ・ 観光利用者は、「小田原市外（神奈川県内）」が 64.5%を占めた。

【日常利用者】

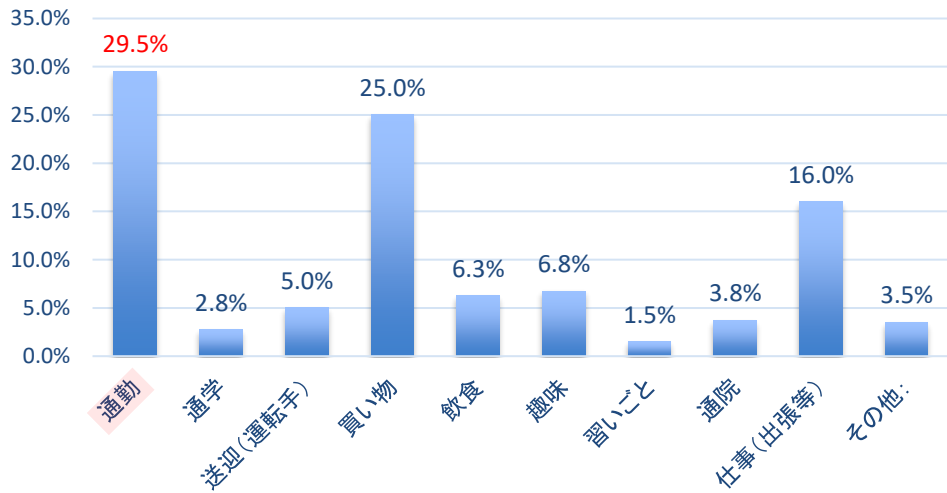


【観光利用者】



■ 利用目的【日常利用者のみ】

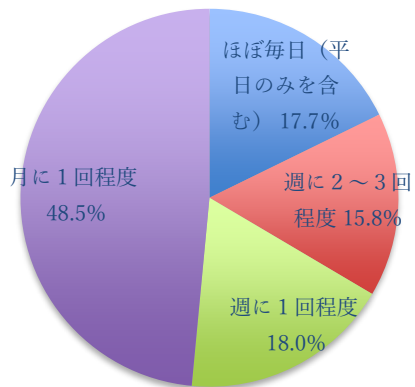
・「通勤」利用者が29.5%と最も多く、次いで「買い物」利用者が25.0%であった。



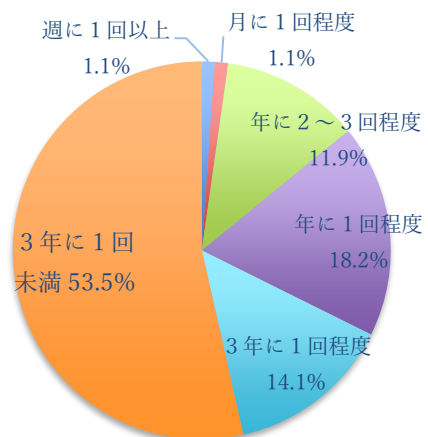
■ 利用頻度

・日常利用者は、「週に1回程度」から「ほぼ毎日」が51.5%、「月に1回程度」の利用が48.5%であった。
 ・観光利用者は、「週に1回以上」から「3年に1回程度」が46.4%を占めた。

【日常利用者】



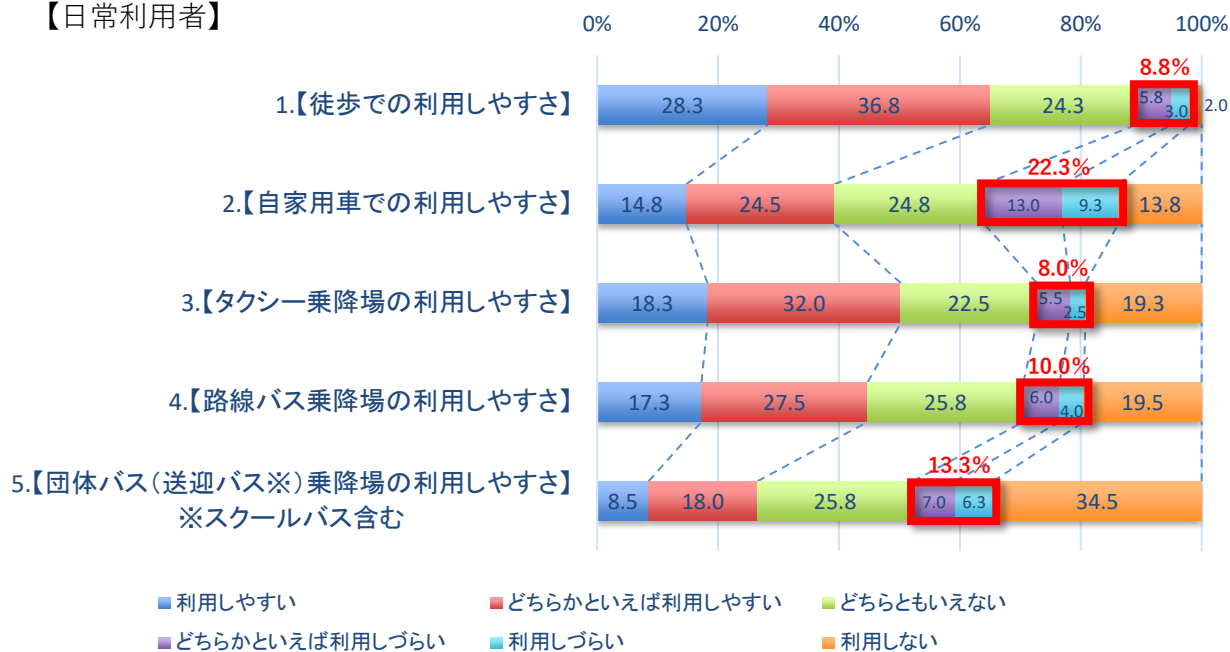
【観光利用者】



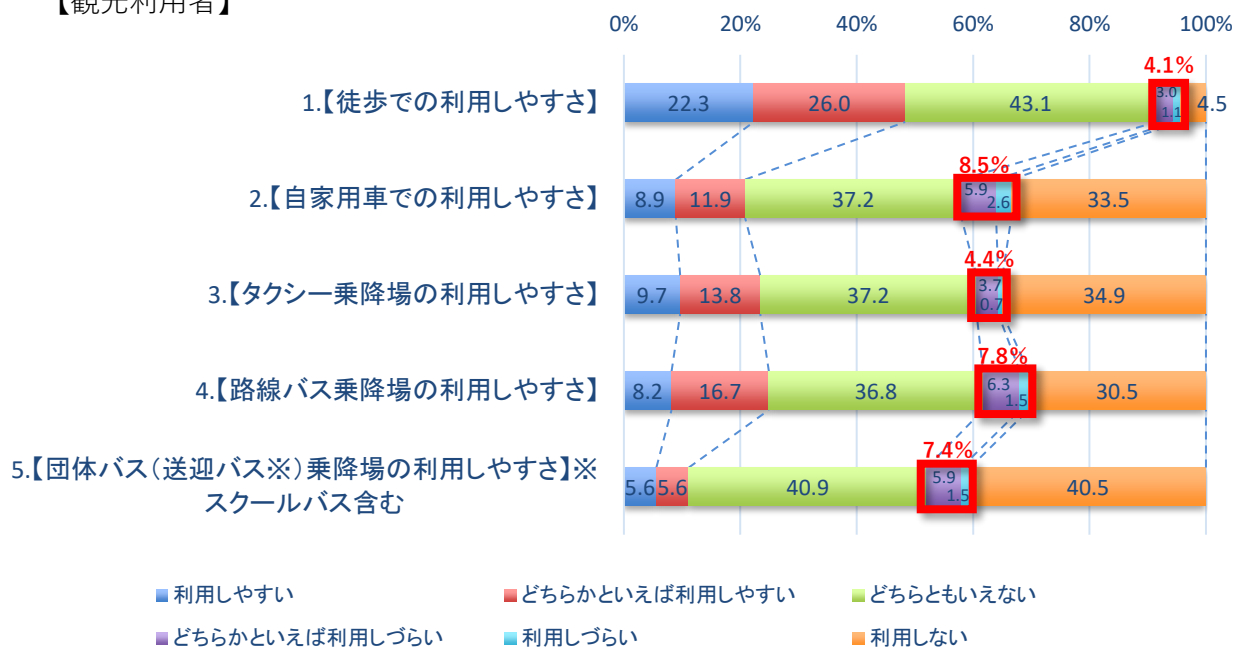
■ Q 6 Q 3 5 小田原駅西口広場の利用しやすさ ※ 日常利用者向け設問 観光利用者向け設問

- ・ 日常利用者は、自家用車での利用に不満はあるものの、その他については不満は少ない。
- ・ 観光利用者は、現状の広場の利用しやすさに不満は少ない。

【日常利用者】

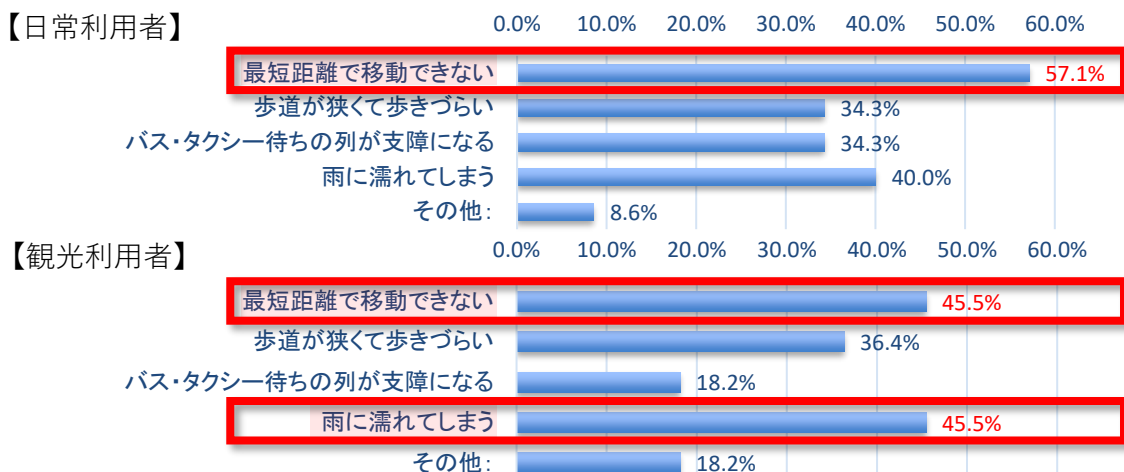


【観光利用者】



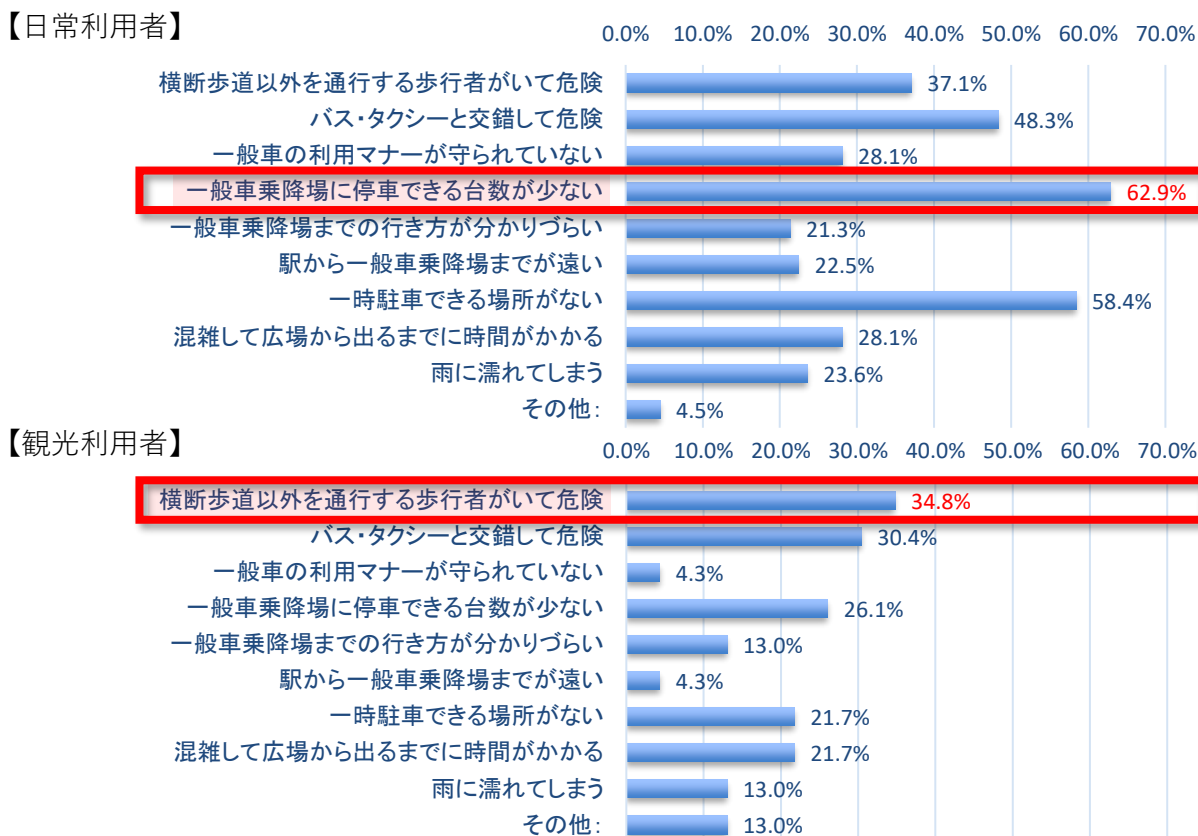
■ Q7 Q36 徒歩で利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

- ・日常利用者は、「最短距離で移動できない」が57.1%と最も多く、次いで「雨に濡れてしまう」が40.0%であった。
- ・観光利用者は、「最短距離で移動できない」と「雨に濡れてしまう」がそれぞれ45.5%であった。



■ Q8 Q37 自家用車で利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

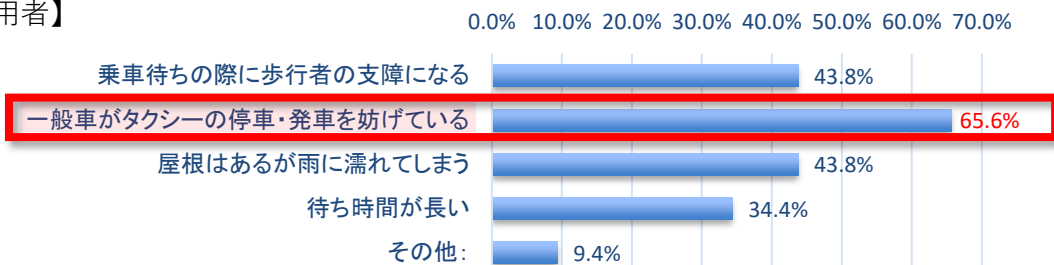
- ・日常利用者は、「一般車乗降場に停車できる台数が少ない」が62.9%と最も多く、次いで「一時駐車できる場所がない」が58.4%であった。
- ・観光利用者は、「横断歩道以外を通行する歩行者がいて危険」が34.8%と最も多く、次いで「バス・タクシーと交錯して危険」が30.4%であった。



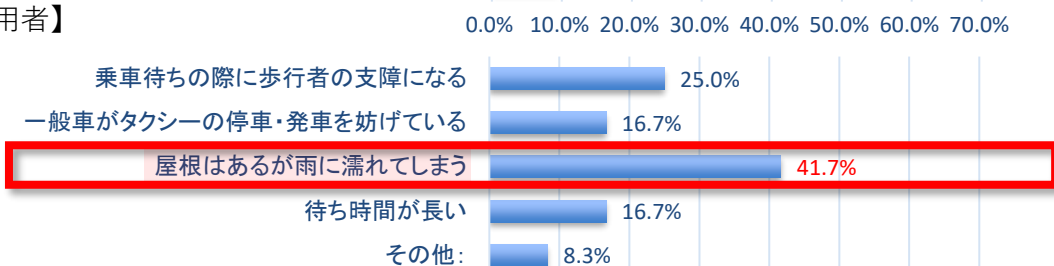
■ Q 9 Q 3 8 タクシー乗降場が利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

- ・日常利用者は、「一般車がタクシーの停車・発車を妨げている」が65.6%と最も多かった。
- ・観光利用者は、「屋根はあるが雨に濡れてしまう」が41.7%と最も多かった。

【日常利用者】



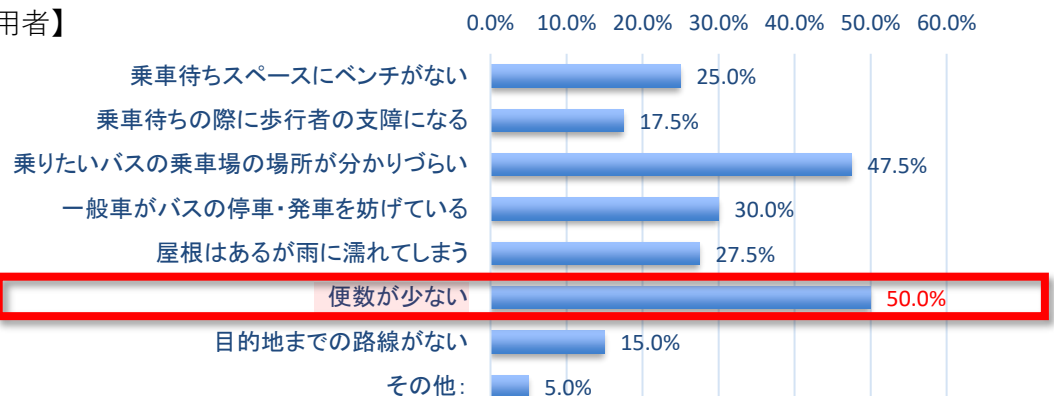
【観光利用者】



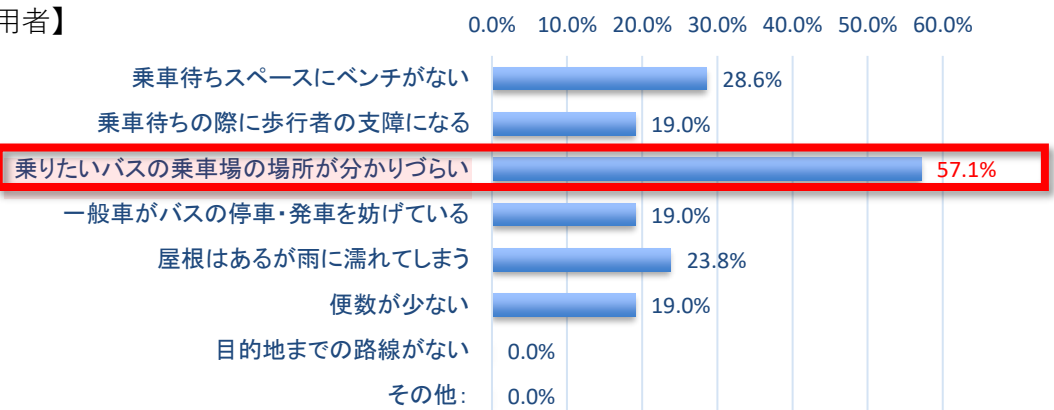
■ Q 1 0 Q 3 9 路線バス乗降場が利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

- ・日常利用者は、「便数が少ない」が50.0%と最も多く、次いで「乗りたいバスの乗車場の場所が分かりづらい」が47.5%であった。
- ・観光利用者は、「乗りたいバスの乗車場の場所が分かりづらい」が57.1%と最も多かった。

【日常利用者】



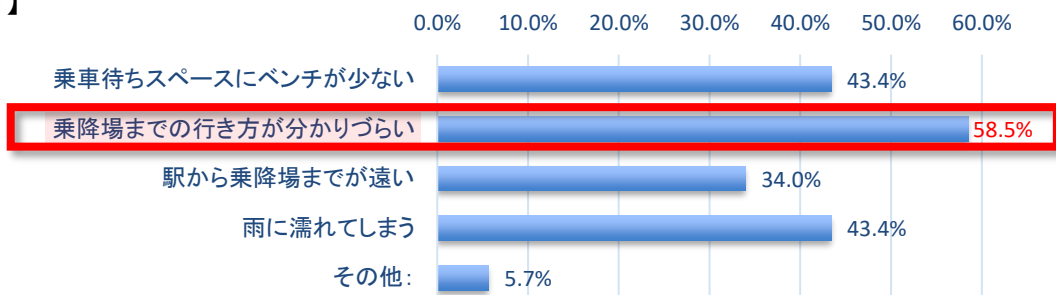
【観光利用者】



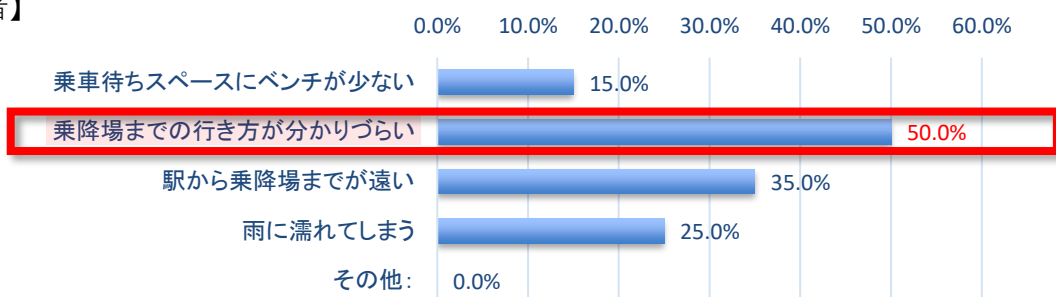
■ Q 1 1 Q 4 0 団体バス（送迎バス）乗降場が利用しづらいと回答した理由
※複数回答可

・日常利用者の58.5%、観光利用者の50.0%が「乗降場までの行き方が分かりづらい」ことを利用しづらいと回答している。

【日常利用者】



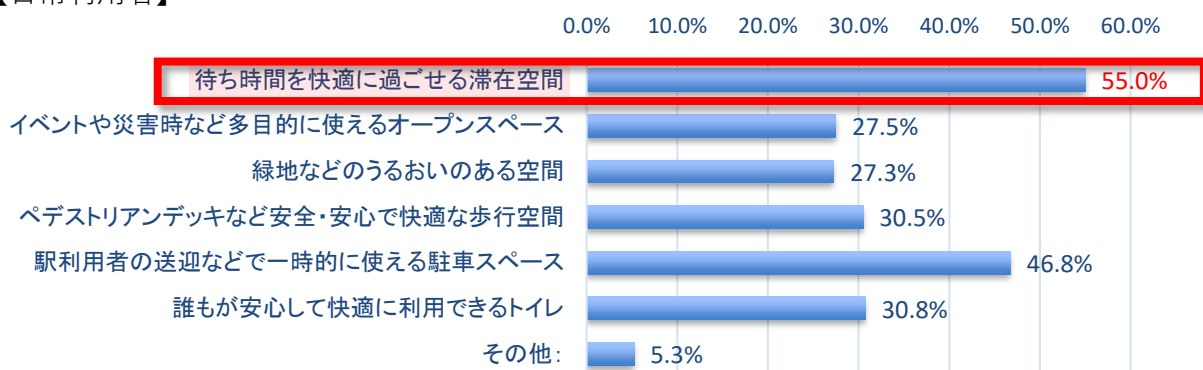
【観光利用者】



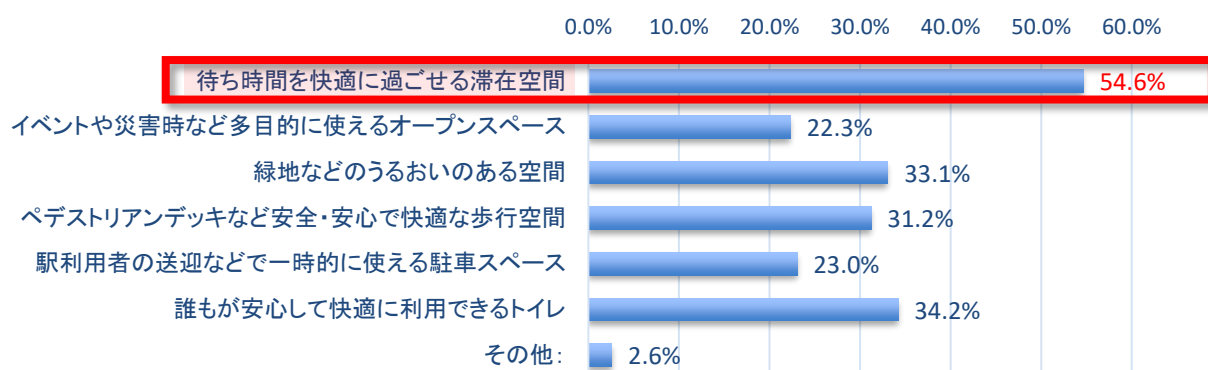
■ Q 1 3 Q 4 2 西口広場の再編にあたり必要な機能 ※複数回答可

・日常利用者の55.0%、観光利用者の54.6%が「待ち時間を快適に過ごせる滞在空間」を必要な機能と回答している。
・次いで、日常利用者は46.8%が「駅利用者の送迎などで一時的に使える駐車スペース」を、観光利用者は34.2%が「誰もが安心して快適に利用できるトイレ」を必要な機能と回答している。

【日常利用者】



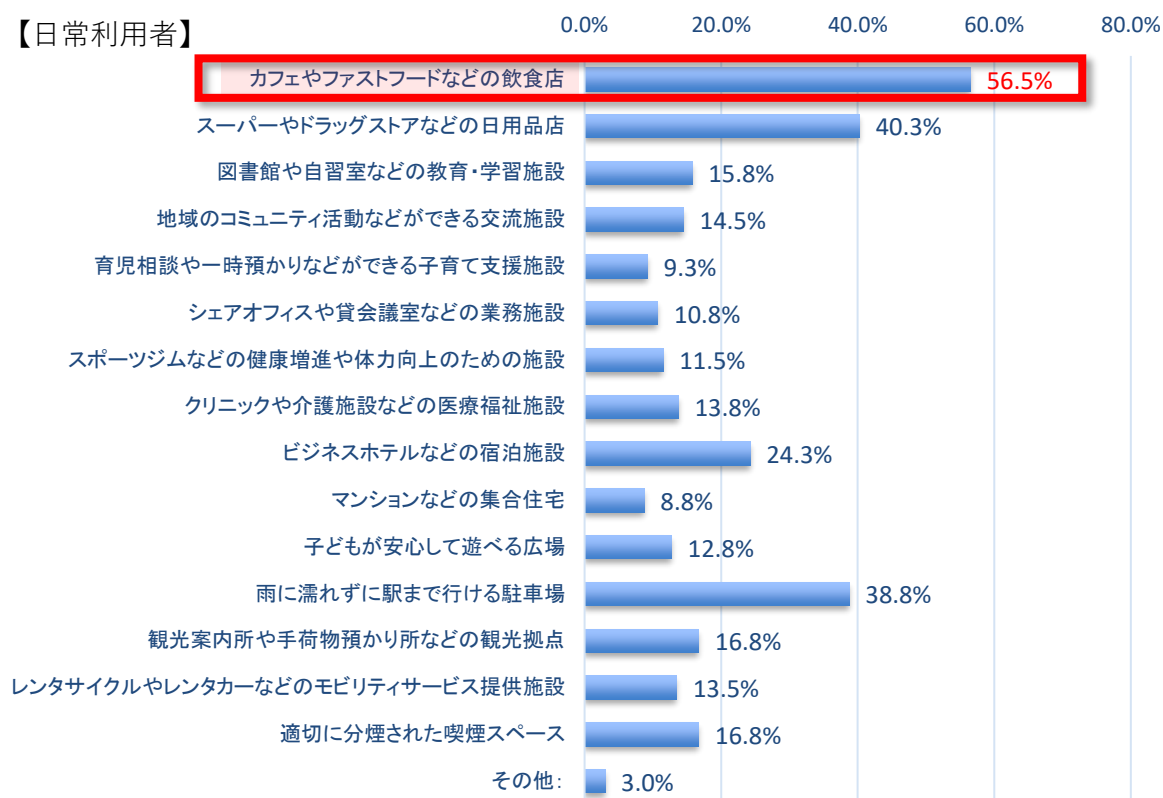
【観光利用者】



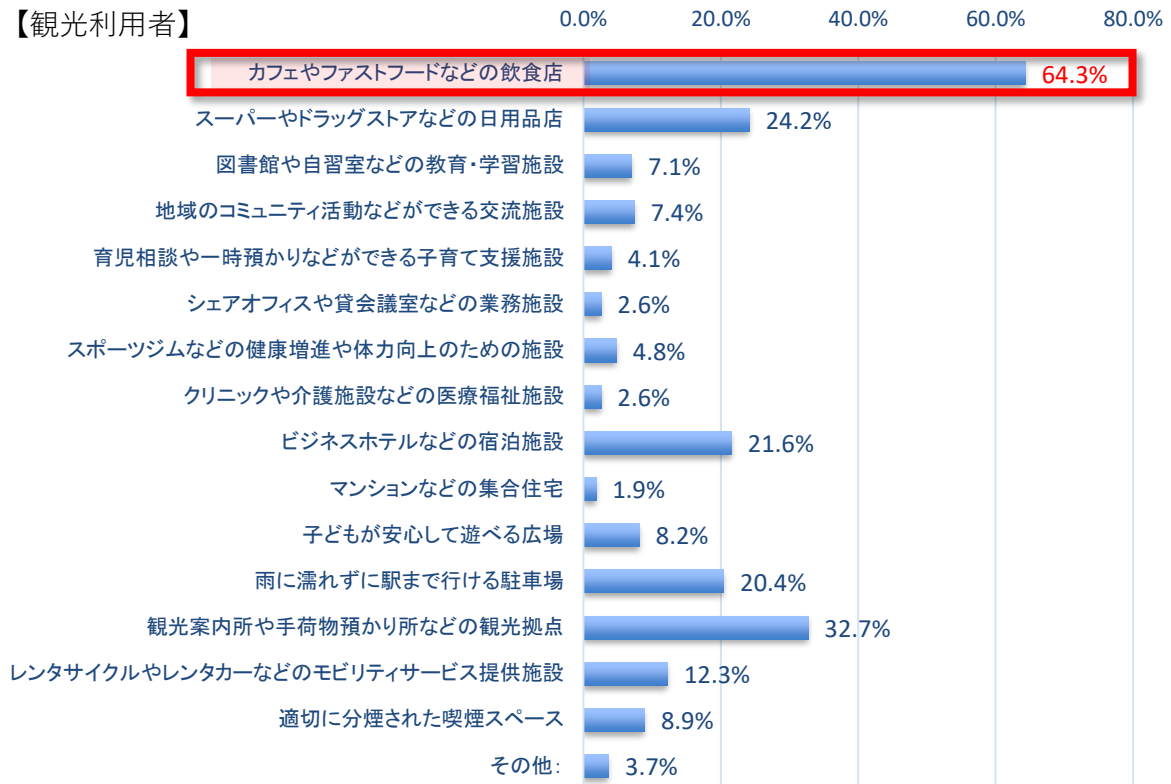
■ Q14 Q43 西口の駅前に求める施設 ※複数回答可

- ・ 日常利用者の 56.5%、観光利用者の 64.3% が「カフェやファストフードなどの飲食店」を求める施設と回答している。
- ・ 次に、日常利用者は 40.3% が「スーパーやドラッグストアなどの日用品店」を、観光利用者は 32.7% が「観光案内所や手荷物預かり所などの観光拠点」を求める施設と回答している。

【日常利用者】



【観光利用者】



■ Q15 Q16 Q44 Q45 北条早雲像について

- ・ 日常利用者は、「必要」、「どちらかといえば必要」が 57.6% を占め、「不要」、「どちらかといえば不要」が 18.1% であった。
- ・ 観光利用者は、「必要」、「どちらかといえば必要」が 46.8% を占め、「不要」、「どちらかといえば不要」が 11.5% であった。

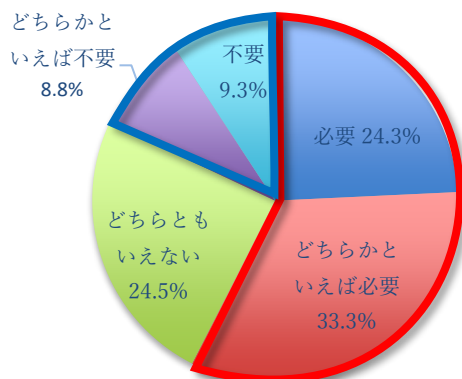
○ 「必要」の主な理由

- ・ 「小田原のシンボル、西口シンボルとして残すべき」
- ・ 「待ち合わせ場所の目印として機能している」
- ・ 「（必要ではあるが）現状の場所に無くても良い」

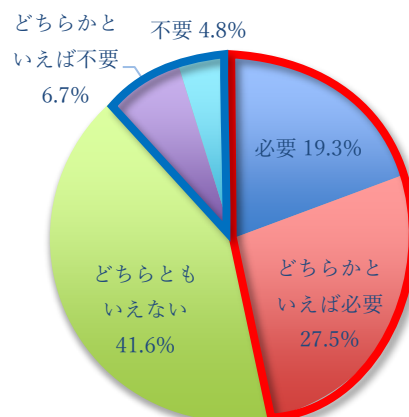
○ 「不要」の主な理由

- ・ 「広場の機能性、利便性を優先し、適切な場所への移設を望む」
- ・ 「あそこまで大きな像は不要」

【日常利用者】



【観光利用者】



■ Q 1 2 Q 4 1 西口広場に関して、使いづらいことや課題に感じていること（自由意見）

原文のまま記載

（主な意見）

- ・ロータリーが狭い、車が多くて危険。
- ・一般車とバス・タクシーの動線が混在している。
- ・バス乗り場の案内が分かりにくい、遠回りする必要がある。
- ・歩道、通路が狭い。
- ・雨よけの屋根や、ベンチ等の待機スペースが不足。
- ・喫煙所・自転車走行・違法駐車等のマナー悪化。
- ・防犯灯が少なく夜間の暗さや治安への不安。
- ・商業施設、飲食店が少なく寂しい。

■ Q 1 7 Q 4 6 西口広場の再編に向けた意見・要望（自由意見）

原文のまま記載

（主な意見）

- ・一時停車スペースが少なく、送迎や短時間停車がしづらい。
- ・一般車専用の車寄せや送迎レーンを増やして欲しい。
- ・一般車とバス・タクシー・観光バスの動線を分離し、歩車分離・車線計画を見直してほしい。
- ・歩車分離等により誰でも歩きやすい空間にしてほしい。
- ・ロータリーが狭くて混雑する。バス・タクシー・自家用車・観光バスなどが錯綜して危険。
- ・雨よけの屋根やベンチ、休憩スペースが少ない。高齢者も座って待てる場所がほしい。
- ・飲食店・スーパー、商業施設が少なく、西口が寂しい。
- ・買い物や時間つぶしができる施設の誘致を希望。
- ・喫煙所の位置やマナーが悪く、煙が流れてくるので改善・撤去・分煙の徹底が必要。
- ・未来の車社会に対応できる余裕がある広場にしてほしい。
- ・東口広場との差別化。
- ・横断歩道や道を整備してほしい。
- ・もっと賑やかになれば良い。

■ Q 2 9 Q 5 5 東口広場に関して使いづらいことや課題に感じていること（自由意見）

原文のまま記載

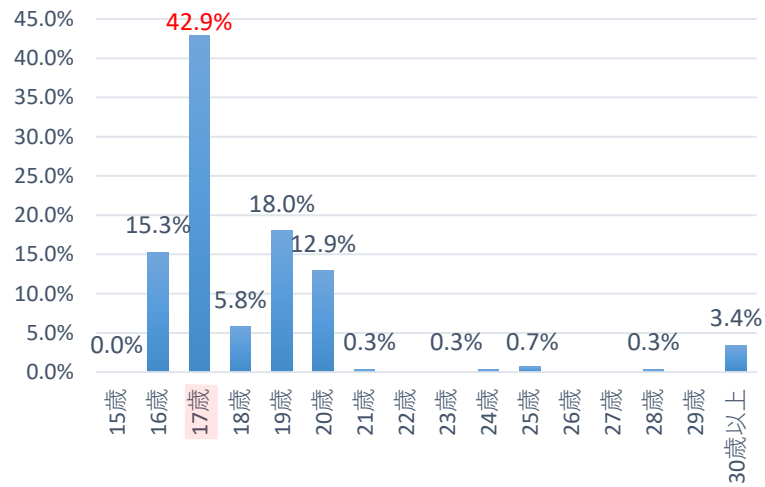
（主な意見）

- ・バス停留所の場所が分かりづらい、停留所に行くまでの動線が悪い。
- ・商店街の方向に行くためには迂回する必要がある。
- ・ペDESTリアンデッキが、バスの乗車場までしか接続されていない。
- ・目的地へどのように行けばいいか分かりにくい。
- ・歩道が狭くて歩きにくい。
- ・バス利用者が車道を横断するため危ない。
- ・駐車スペースがない。
- ・エレベーターが少ない。
- ・地下街に賑わいがいい。地下街のお店に行くための動線になっていない。

2 小田原駅周辺の学校へのアンケート

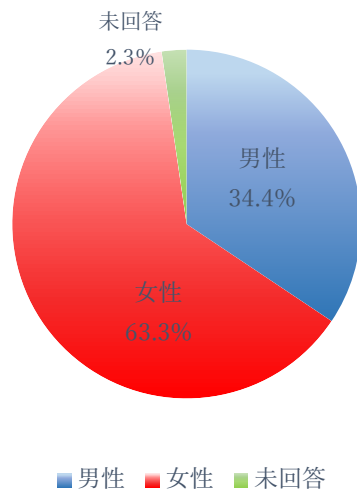
■ 年齢

・「10代」が82.0%を占めた。



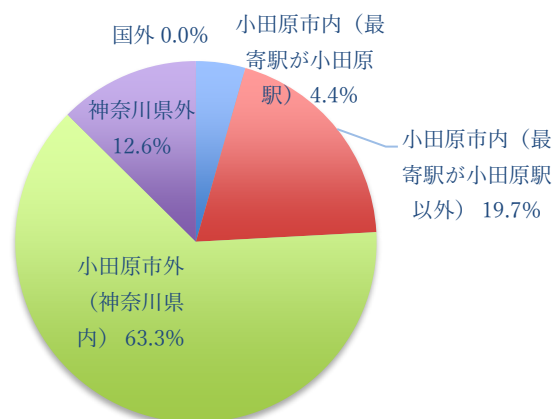
■ 性別

・「男性」34.4%、「女性」63.3%であった。



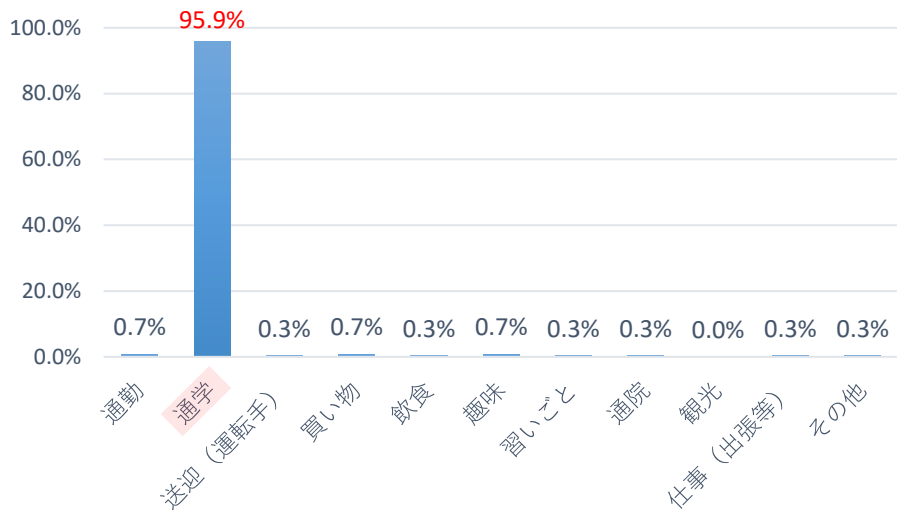
■ 居住地

・「小田原市外（神奈川県内）」が63.3%を占めた。



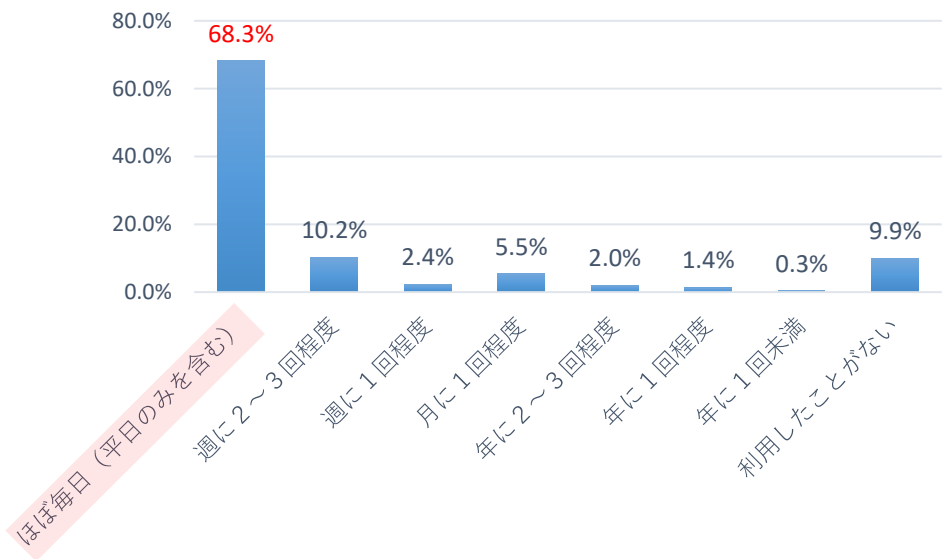
■ 利用目的

・「通学」利用者が95.9%を占めた。



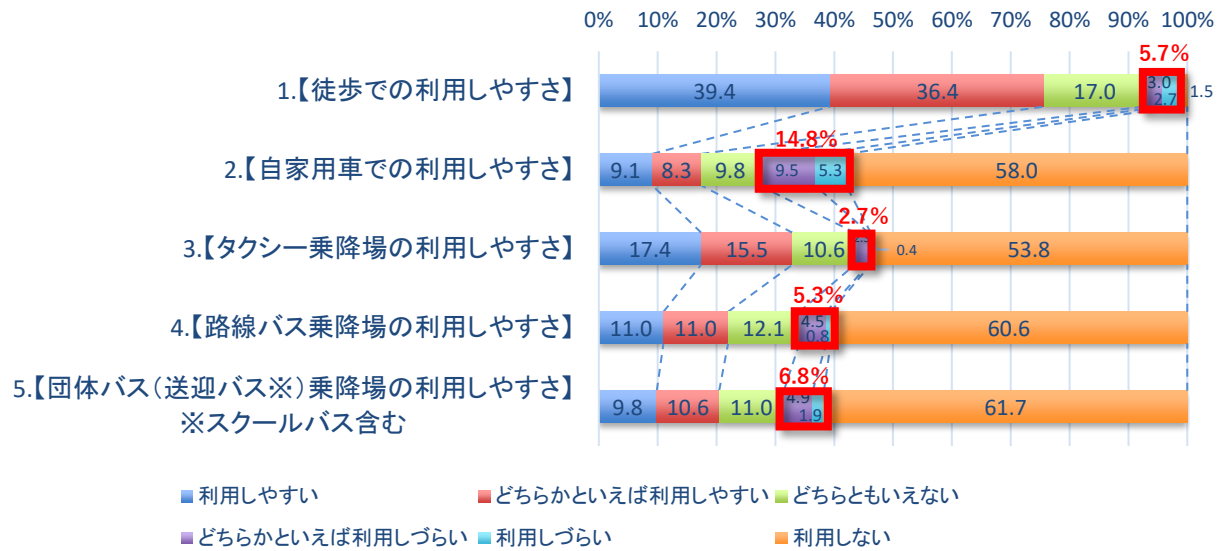
■ 利用頻度

・「ほぼ毎日（平日のみを含む）」が68.3%を占めた。



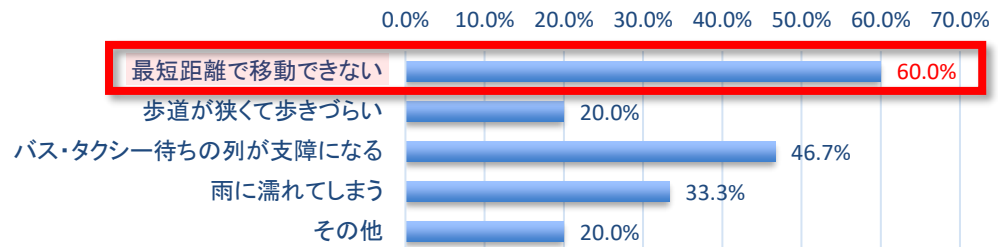
■ Q 8 小田原駅西口広場の利用しやすさ

- ・ 自家用車での利用に不満は多少あるものの、その他について不満は少ない。
- ・ 自家用車をはじめ、タクシー・路線バス・団体バス乗降場を「利用しない」との回答が、50%以上であった。



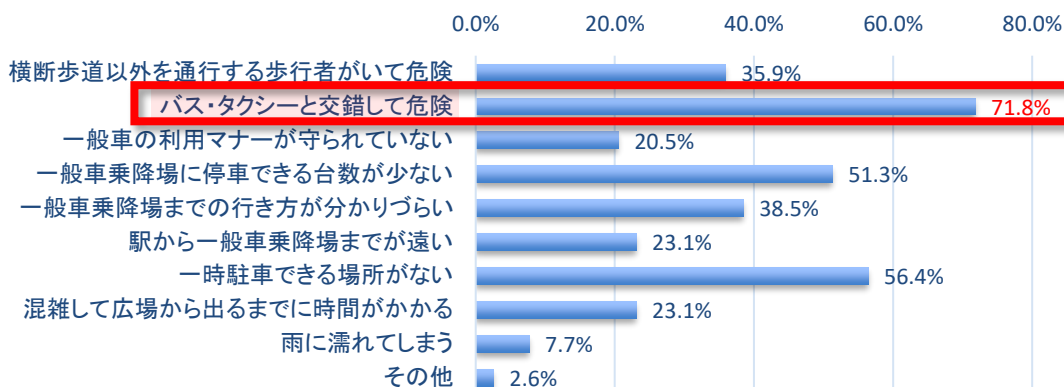
■ Q 9 徒歩で利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

- ・ 「最短距離で移動できない」が60.0%と最も多く、次いで「バス・タクシー待ちの列が支障になる」が46.7%であった。



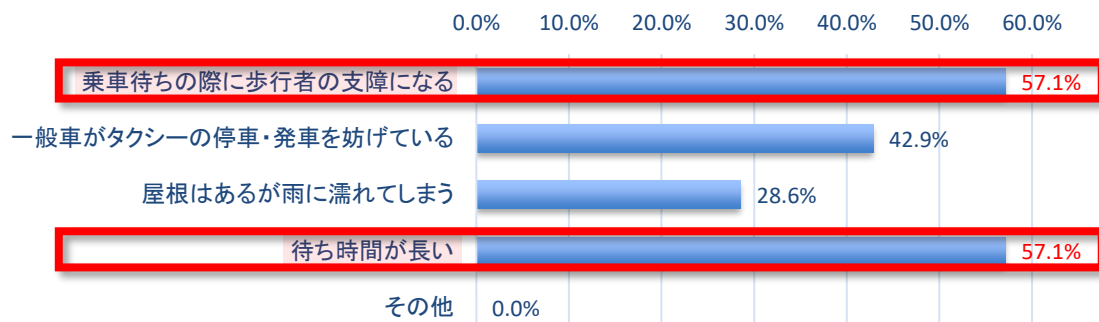
■ Q 1 0 自家用車で利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

・「バス・タクシーと交錯して危険」が71.8%と最も多く、次いで「一時駐車できる場所がない」が56.4%であった。



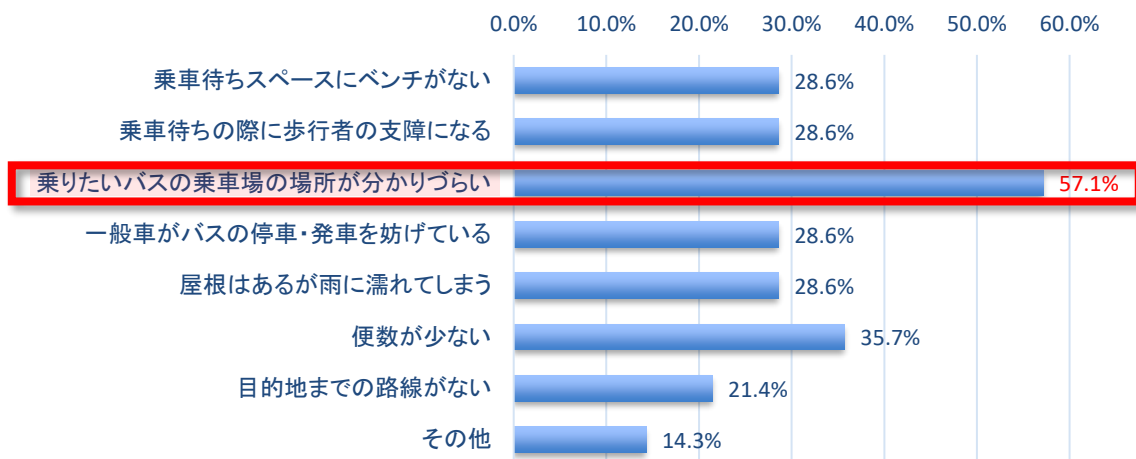
■ Q 1 1 タクシー乗降場が利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

・「乗車待ちの際に歩行者の支障になる」と「待ち時間が長い」がそれぞれ57.1%と最も多かった。



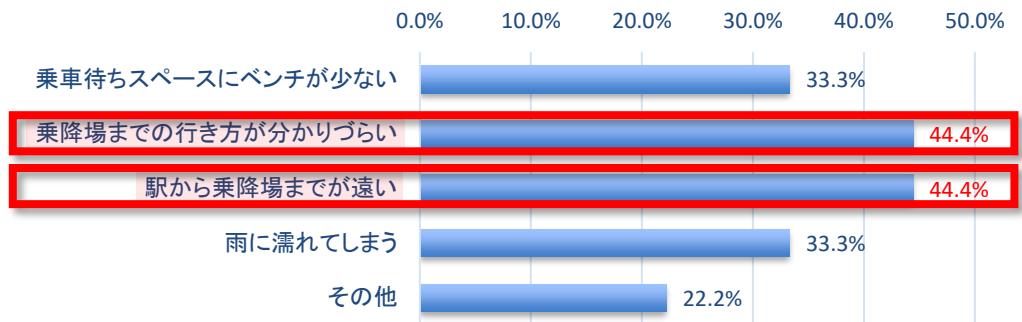
■ Q 1 2 路線バス乗降場が利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

・「乗りたいバスの乗車場の場所が分かりづらい」が57.1%と最も多く、次いで「便数が少ない」が35.7%であった。



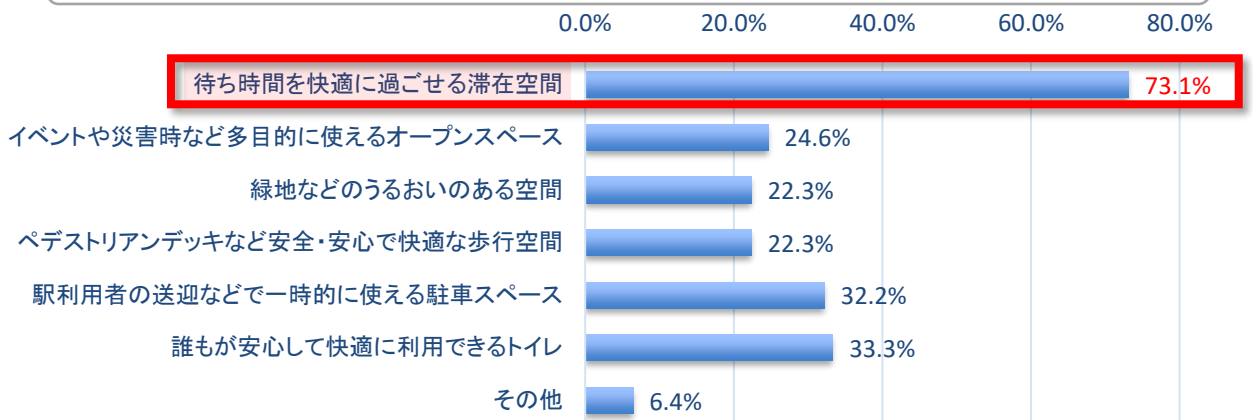
■ Q 1 3 団体バス（送迎バス）乗降場が利用しづらいと回答した理由 ※複数回答可

・「乗降場までの行き方が分かりづらい」と「駅から乗降場までが遠い」がそれぞれ44.4%と最も多かった。



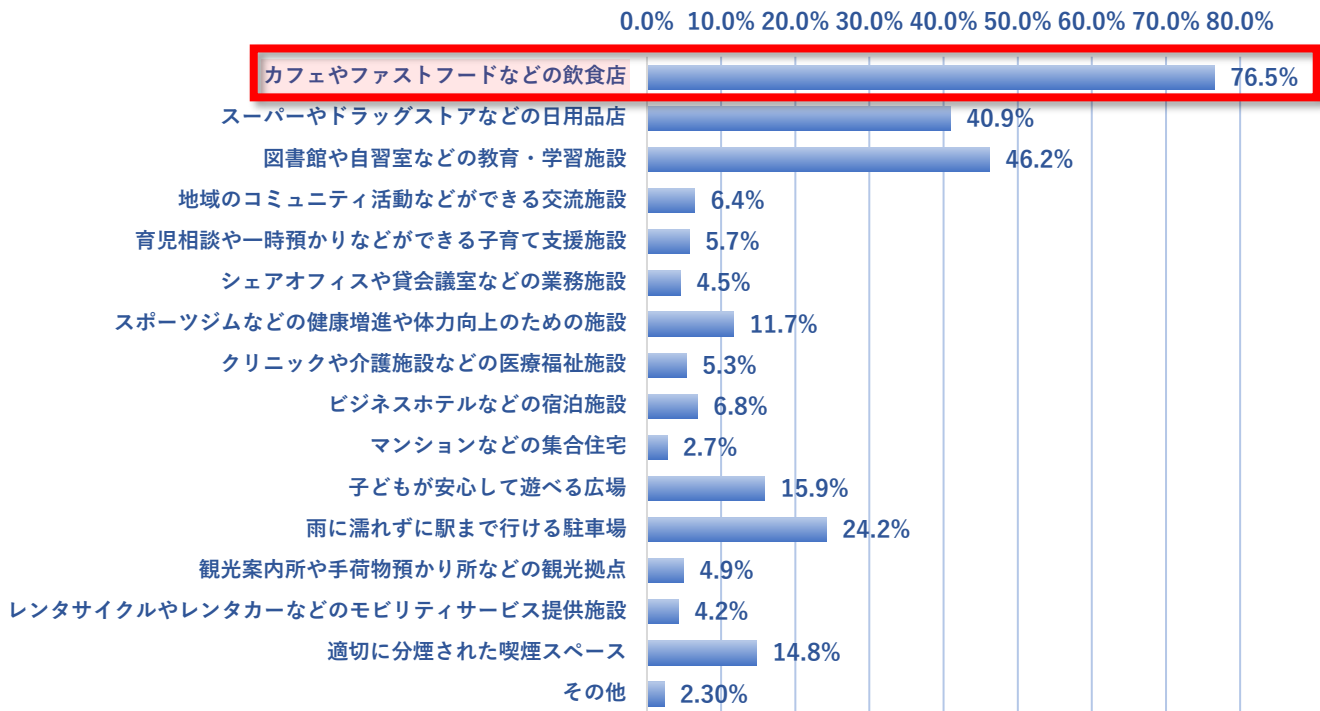
■ Q 1 5 西口広場の再編にあたり必要な機能 ※複数回答可

・「待ち時間を快適に過ごせる滞在空間」が73.1%と最も多く、次いで「誰もが安心して快適に利用できるトイレ」が33.3%、「駅利用者の送迎などで一時的に使える駐車スペース」も32.2%であった。



■ Q 1 6 西口の駅前に求める施設 ※複数回答可

・「カフェやファストフードなどの飲食店」が76.5%と最も多く、次いで「図書館や自習室などの教育・学習施設」が46.2%であった。



■ Q 1 7 Q 1 8 北条早雲像について

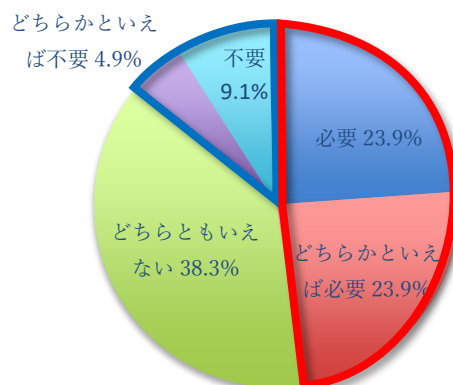
・「必要」、「どちらかといえば必要」が47.8%を占め、「不要」、「どちらかといえば不要」が14.0%であった。

○「必要」の主な理由

- ・「小田原のシンボル、西口のシンボルだから」
- ・「歴史が感じられるから」

○「不要」の主な理由

- ・「小田原駅西口に置くメリットがない」



■ Q 1 4 西口広場に関して、使いづらいことや課題に感じていること（自由意見）

原文のまま記載

(主な意見)

- ・トイレがない、栄えていない、ベンチがない。
- ・交通量に対して道幅が狭い。
- ・たばこのにおいがきつい。
- ・バスが一般車にクラクションを鳴らしてどかしているのをよく見る。
- ・商業施設が少ないこと。
- ・買い物できる場所が少ない。
- ・学生が遊べる場所が欲しい。

■ Q 1 9 西口広場の再編に向けた意見・要望（自由意見）

原文のまま記載

(主な意見)

- ・バスターミナルの雨除けをもう少ししっかりとしたものに変えてほしい。
- ・スッキリした明るい空間になることを期待します。
- ・ファストフード店などの気軽に飲食できる場所があったらいい。小田原は東口に飲食が集中しているのもあるし、まず高校生には少し値段が高い飲食店が多い。もっと気軽に楽しみたい。
- ・長時間勉強できるスペースを求めています。
- ・雨に濡れずに移動できる駅ビルやカフェを増やしてほしい。

■ Q 3 0 東口広場に関して使いづらいことや課題に感じていること（自由意見）

原文のまま記載

(主な意見)

- ・バス乗り場をわかりやすくしてほしい。
- ・雨漏りが酷い。
- ・エスカレーターで地下に行くときに歩道を横切るから人にぶつかる。
- ・東口のバス乗車場所は、一部に屋根があるものの、バスの待機列が長くなった際に一部の人が屋根からはみ出てしまい濡れてしまう。
- ・1度階段を昇ってからバス停に行くのが遠回りで負担。
- ・東口の地下のお店を充実させてほしい。

小田原市緑の基本計画の改訂について

1 改訂の趣旨

本市の緑の基本計画は、平成28年（2016年）に大幅改訂を実施してから10年が経過している。

この間、社会情勢の変化や関係法令の改正を踏まえ、気候変動対応、生物多様性の確保、Well-being（幸福度）の向上などの社会課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり、グリーンインフラの視点、SDGsの推進等、みどりを取り巻く状況が大きく変化しているため、令和7年度から令和8年度にかけて改訂を実施しているものである。

2 令和7年度に検討した内容

現行計画の振り返り、本市の都市特性、緑地・環境調査、住民意識調査、法改正、関連計画等を踏まえ、本計画の改訂方針を定め、「みどりの将来像」及び「基本方針」を改めて設定し、小田原市みどりの審議会の審議を経て「緑の基本計画骨子（素案）」を作成した。

(1) みどりの将来像（参考資料4-1 41ページ）

現行計画の将来イメージ、市民のみどりへのニーズ、上位・関連計画で描かれるみどりに求められる姿を踏まえて、本計画で目指す将来像を次のとおり設定した。

将来像	森・里・川・海・街をつなぎ、いのち・暮らし・なりわいを支える、持続可能なみどり
-----	---

(2) 基本方針（参考資料4-1 42ページ）

本計画の改訂方針を踏まえたみどりの将来像を実現するため、現行計画の考え方を継承しつつ、6つの基本方針を設定した。

基本方針	1	水とみどりのネットワークをつなぎ、保全し、まちのみどりの基盤を強化します
	2	市民の生活を支えるグリーンインフラとしてのみどりを創出し、活用します
	3	小田原の歴史文化を伝えるみどりを保全し、まちづくりに活かします
	4	健康づくりや子育て、賑わいの創出につながる、都市生活の質を高める公園づくりと機能向上を進めます
	5	市民・企業・行政が力を合わせ、地域のつながりとにぎわいを生むまちづくりを進めながら、みどりを育みます
	6	人口減少時代に対応した、持続可能で戦略的なマネジメントを進めます

3 令和8年度に検討する内容

「緑の基本計画骨子（素案）」に基づき、緑地の保全及び緑化を推進するため、みどりの確保目標、みどりの配置方針、みどりの推進施策及び地域別計画の見直しを行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月～11月 小田原市みどりの審議会 ※2回開催

11月～12月 パブリックコメントの実施

令和9年1月 建設経済常任委員会（3月定例会前）へ報告

3月 小田原市みどりの審議会から答申

計画の改訂・公表

緑の基本計画骨子（素案）

令和8年（2026年）3月

小田原市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 緑の基本計画とは.....	1
2. 計画策定の経過.....	1
3. 今回の改訂の趣旨.....	1
4. 計画の位置付け.....	2
5. 目標年次.....	3
6. 「みどり」の定義.....	3
7. みどりの機能.....	4
8. 本計画におけるグリーンインフラの考え方.....	5
9. 計画改訂の背景.....	6
第2章 小田原市のみどり.....	15
1. 本市のみどりの特徴.....	15
2. 本市のみどりの量と分布.....	21
3. 市民のみどりに対する意向.....	32
第3章 将来像と基本方針.....	39
1. みどりの将来像.....	39
2. 基本方針.....	42
3. 将来像達成のための課題.....	44
4. みどりの機能からみた空間的課題（課題図）.....	49
第4章 みどりの確保目標.....	57
第5章 みどりの配置方針.....	57
第6章 みどりの推進施策.....	57
第7章 地域別計画.....	57
第8章 計画の推進に向けて.....	57

第1章 計画策定にあたって

1. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。次のような特徴があります。

- ・本市の特徴に応じ、市の創意に基づいて策定する緑に関する総合的な計画です。
- ・緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備の方針などについて、中長期的な観点で策定します。
- ・市民、企業、行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

2. 計画策定の経過

小田原市緑の基本計画は、平成8年(1996年)3月に策定以降、2度の改訂（一部改訂を含む）を行ってきました。

～ 当初策定 ～

主として都市計画に関する事項を対象とし、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るために定めた「緑のマスタープラン」と、公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等都市計画制度によらない緑化施策等を定めた「都市緑化推進計画」を統合し、平成8年(1996年)3月に「小田原市緑の基本計画」を策定しました。

～ 計画策定から目標年次であった20年が経過したための見直し ～

平成8年(1996年)3月の策定から目標年次である20年が経過したことで、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、法改正、市民ニーズの多様化などへの対応が必要となってきました。これらの状況に対応するため、本市の将来の緑のあるべき姿を明らかにするとともに、市民、企業、行政等が一体となって緑のまちづくりに取り組んでいくとともに、持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図るための計画とするため、平成28年(2016年)3月に全面改訂を行いました。

～ 関連法令の改正・関連計画の改訂に伴う一部見直し ～

平成29年(2017年)6月の都市緑地法等の一部改正、本計画の全体の施策の進捗状況の確認や本市の上位計画である「おだわら TRY プラン（第5次小田原市総合計画）後期基本計画」、及び「小田原市環境基本計画」等の関連計画が改訂されたことから、一部改訂となる「小田原市緑の基本計画改訂版（別冊増補版）」を策定しました。

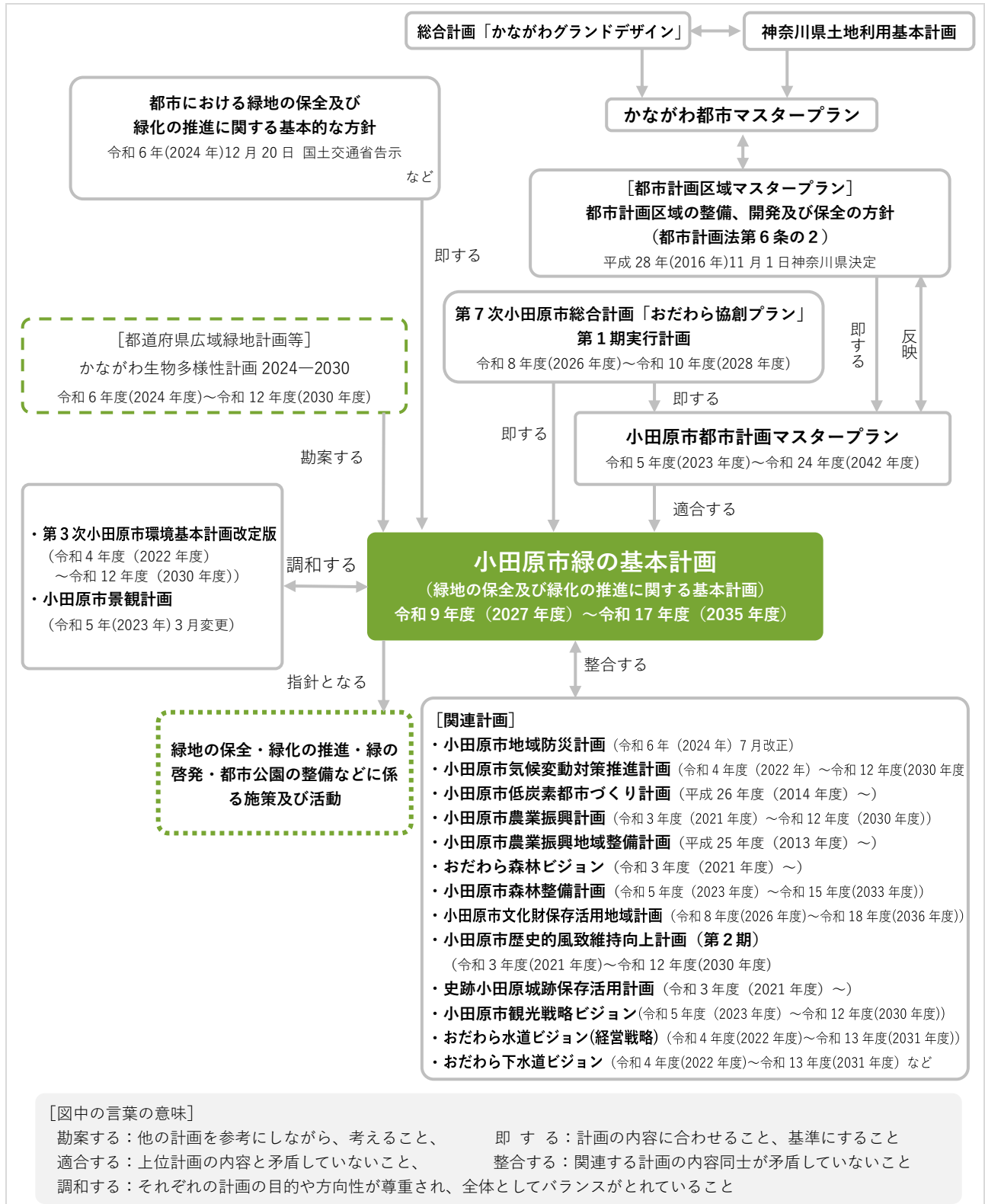
3. 今回の改訂の趣旨

平成28年(2016年)の大幅改訂から10年が経過し、社会情勢の変化、関係法令の改正を踏まえ、気候変動対応、生物多様性の確保、Well-being（幸福度）の向上などの社会課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり、グリーンインフラの視点、SDGsの推進等、みどりを取り巻く状況が大きく変化していることから改訂を行います。

4. 計画の位置付け

本市の緑の基本計画は、都道府県広域緑地計画である「かながわ生物多様性計画 2024—2030」を勘案し、第7次小田原市総合計画に即し、小田原市都市計画マスタープランに適合し、第3次小田原市環境基本計画、小田原市景観計画と調和が保たれるように定めます。(都市緑地法第4条)

図「本計画の位置付け」






5. 目標年次

本計画は、令和 17 年（2035 年）に目標を達成することを目指します。小田原市総合計画、そのほかの関連計画の策定や改訂、社会情勢の変化などに対応するため、おおむね 5 年を目安として計画の見直しを検討し、必要に応じて見直しを図ります。

6. 「みどり」の定義

私たちの身の回りには、さまざまな「緑」があります。

一般に「緑」を表す樹木や草花は、河川や水路、海などの水辺や学校の校庭など身近なオープンスペースと一体となって緑の役割を果たしています。本計画では水や水辺、海辺も、樹木、草花を表す「緑」と合わせて「みどり」と表記することとします。

都市公園等	住まいの緑	農地・山林
城址公園や小田原こどもの森公園わんぱくランド、小田原フラワーガーデンなどの大規模な都市公園、その他身近な公園など	住宅地などで植栽されている生垣、庭木、屋敷林など	水田や畑、みかんや梅などの果樹園、植林地、雑木林など
		

公共施設の緑	民間施設の緑	水・水辺・海辺
市役所や図書館、小中学校などの校庭、道路の街路樹や公園の植栽など	神社仏閣の敷地にある巨樹や古木などを含めた樹林、商業施設や工場の植栽など	酒匂川や狩川、小田原用水や農業用水路などの河川や水路、御幸の浜などの海岸や浜辺など
		

7. みどりの機能

みどりはさまざまな機能を持っており、私たちの生活と深く結びつき、都市空間に快適な環境を創出するのに大切な役割を果たしています。

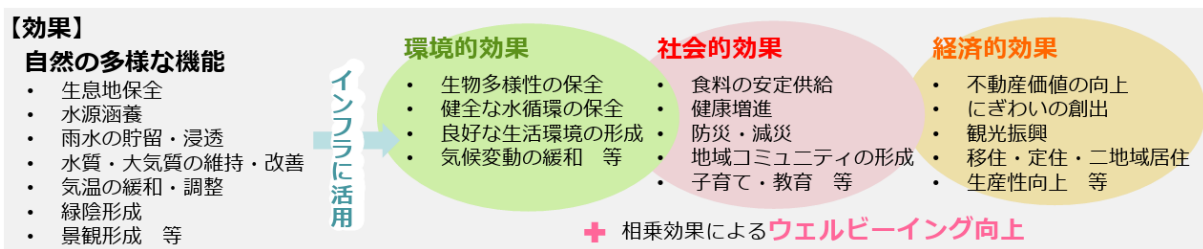
みどりの主な役割	具体例
都市環境を維持・改善する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂の吸収、大気の浄化 ・ ヒートアイランド現象の緩和 ・ 騒音の緩和 など
生物多様性を回復し保全する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の生息、生育空間の提供 ・ 生態系の維持 ・ 生物多様性の向上 など
都市災害を防ぎ軽減する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難地や復旧・復興の拠点 ・ 延焼の防止や避難路としての機能 ・ 洪水や土砂流出の防止 など
歴史・文化を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古墳、史跡、建造物等の文化財の歴史的な風致の維持 ・ 巨樹・古木など天然記念物等の文化的な価値の維持 など
景観を守り形成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原らしいまち並み景観 ・ 都市の美しい住空間の創出 ・ 里山や田園など郷土の原風景の形成 など
健康・レクリエーションの場を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とふれあう機会の提供 ・ 身近なスポーツの場の提供 ・ 地域コミュニティの育成 ・ 子育て環境の充実 など
生産基盤であり多面的な機能を発揮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林産物の供給の基本的な機能のほか、災害防備、生活環境の保全、学習・保健保養の場の提供、農業・林業・木工業・造園業の振興（なりわい）など

8. 本計画におけるグリーンインフラの考え方

国が令和7年（2025年）に策定した「グリーンインフラ推進戦略2030」によると、「グリーンインフラ」は、“自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。”と定義されています。

本計画では、前項で示したみどりの7つの機能とその空間配置を踏まえ、グリーンインフラとして位置付けます。そして、このグリーンインフラを活用し、地域が抱える課題の解決に寄与するための基本方針と具体的な施策を示します。

グリーンインフラの概念イメージ



「グリーンインフラ推進戦略2030」の策定について

グリーンインフラの歩み

【グリーンインフラのこれまでの歩み】

2015年	・「第二次国土形成計画」「第4次社会資本整備重点計画」閣議決定	「グリーンインフラ」が政府の計画に初めて盛り込まれる
2019年	・「グリーンインフラ推進戦略」	
2020年	・「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」設立 ・「グリーンインフラ大賞」の開始	
2021年	・「流域治水関連法」成立	附帯決議に、流域治水の取組においては「グリーンインフラの考えを推進する。」旨が盛り込まれる
2023年	・「生物多様性国家戦略2023-2030」（閣議決定） ・「グリーンインフラ推進戦略2023」 ・「グリーンインフラ産業展」の開始	本格的な社会実装フェーズへの移行を打ち出すとともに、取組にあたっての視点や国交省の取組を総合的・体系的に整理
2024年	・「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定(環境省・農水省・経産省・国交省) ・「都市緑地法の一部を改正する法律」成立	
2025年	・「道路法等の一部を改正する法律」成立 ✓国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入 ・地域生物多様性増進活動促進法に基づく「自然共生サイト」の運用開始 ・「国土交通省環境行動計画」	
2026年	・「グリーンインフラ推進戦略2030」	・更なるグリーンインフラの推進に向けて定義や効果、特徴を分かりやすく整理 ・分野横断的な環境整備策とグリーンインフラを実施する国土交通省の個別事業等を体系的に整理しKPIを設定

「グリーンインフラ推進戦略2030」の策定について

【図中の言葉の意味】

ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に「良好な状態」がバランスよく保たれていることを示す概念。国際機関でも重要な指標として扱われ、政策や企業経営でも「ウェルビーイングの向上」が目標に掲げられることが増えています。個人の幸福だけでなく、社会全体の豊かさを測る視点としても使われます。

ステークホルダー：ある活動や計画によって影響を受ける、関係者すべてのこと。

9. 計画改訂の背景

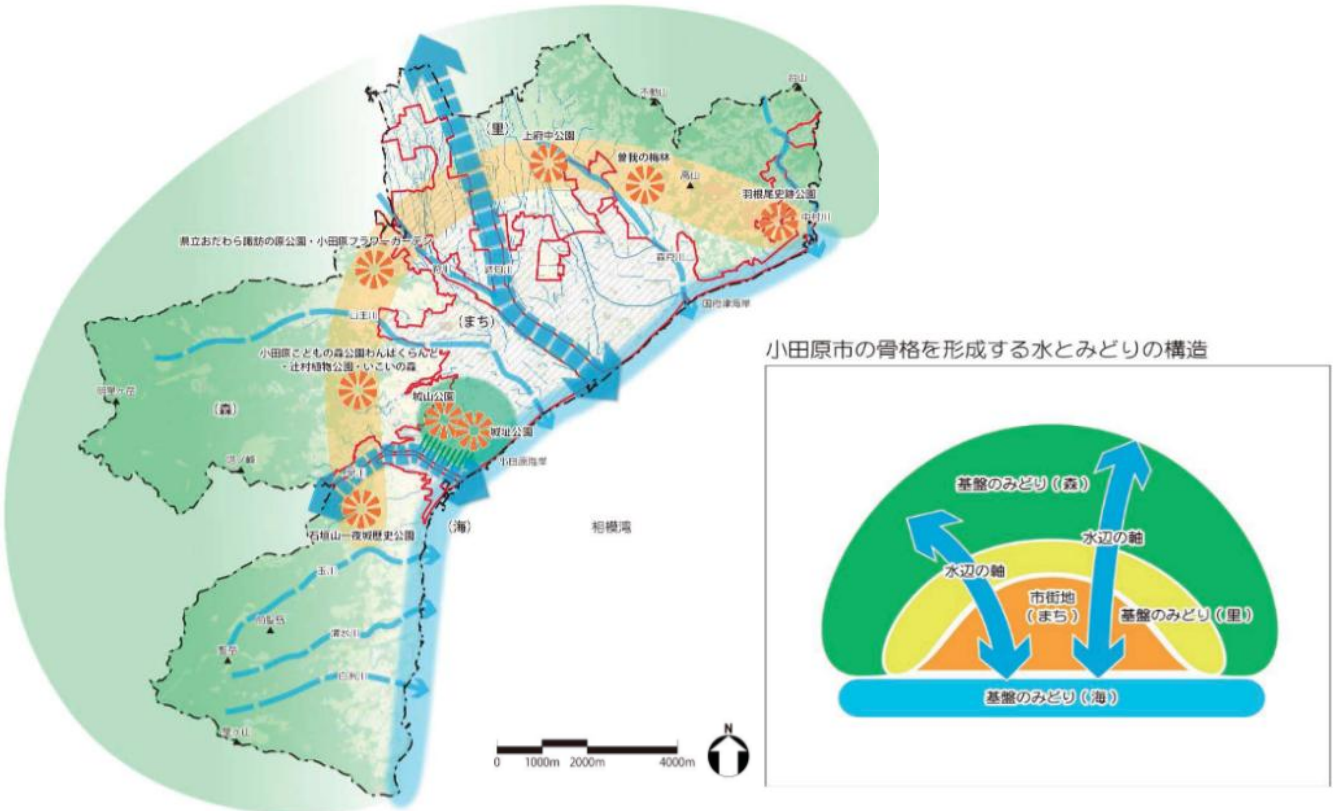
9-1 現行計画のふりかえり

現行の緑の基本計画において設定された将来像及び基本方針に基づく、みどりの数値目標並びに重点施策の数値目標について、達成状況を振り返ると以下ようになります。

(1) 現行計画の将来像と基本方針

現行計画では、基本理念として「おだわら みどりの創生プラン～いのち・くらし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして～」を掲げ、基盤のみどりである海や森、里が市街地(まち)を取り囲み、水辺の軸がそれらのみどりをつなげる都市構造の実現に向けて、森・里・海が市街地を囲み、水辺でつながる都市構造の実現を目指し、4つの視点と6つの基本方針に基づいて施策を推進しています。

図「みどりの将来像」



図「基本方針」

未来へつなげる
小田原のみどり

わがまち魅せる
小田原のみどり

みんなで育む
小田原のみどり

マネジメントする
小田原のみどり

(1) 森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します

(2) まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します
(3) 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます

(4) まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます

(5) 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます

(6) 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります

(2) みどりの数値目標の達成状況

計画全体の数値目標である「みどりの数値目標」の達成状況は以下のとおりです。

①水みどり率【達成】

本市独自の指標である緑被率に裸地と水面を加え、農地を除いた指標*であり、令和7年（2025年）度時点では目標指標である5割の現状を維持。

目標	現況 平成26年度 (2014年度)	中間年次 令和7年度 (2025年度)	目標年次 令和17年度 (2035年度)
水みどり率 (農地除く)	5割	52.2%	現状を維持
水みどり率 (農地含む)	7割	70.0%	現状を維持

- 1 都市緑地法改正（平成29年(2017年)6月施行）により、緑地の定義に「農地であるものを含む。」という規定が追加され、生産緑地の保全に関する事項を定めることとされたため、水みどり率に農地を含めた数値目標を記載した。

②施設として整備するみどりとオープンスペース【未達成】

平成26年度（2014年度）以降に行われた8つの街区公園の整備により、公園面積は増加し、人口は減少したものの、いまだ目標には達していません。

目標	現況 平成26年度 (2014年度)	中間年次 令和7年度 (2025年度)	目標年次 令和17年度 (2035年度)
都市公園面積 (市民一人当たり面積)	5.21 m ² /人	5.54 m ² /人 (目標：7.18 m ² /人)	9.52 m ² /人
都市公園等面積*1 (市民一人当たり面積)	9.92 m ² /人	10.36 m ² /人 (目標：12.20 m ² /人)	14.92 m ² /人
基準人口	195,532人	185,293人	170,870人

※1：都市公園等面積：都市公園面積に、公共的機能を持つ広場・緑地等（ポケットパーク、みどりの広場、市営住宅用地内公園、小中学校校庭、下水処理場広場、石垣山一夜城 歴史公園、市民農園、農村公園、いこいの森、河川緑地、運動場、埋立処分場広場）の面積を含めたもの

(3) みどりの重点施策に対する数値目標の達成状況

①民有地の緑化によるみどりの創出に関する数値目標【未達成】

- ・沿道部緑化件数は令和2年度(2020年度)以降も増加しているものの目標値は未達成です。
- ・助成件数も伸び悩んでおり、令和6年度(2024年度)は1件にとどまっています。

目標	実績 平成26年度 (2014年度)	実績 令和2年度 (2020年度)	実績 令和7年度 (2025年度)	目標年次 令和17年度 (2035年度)
支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数	0件	44件	62件 (目標:75件)	150件
まちなか緑化助成事業が実施された延長	0.2km	0.7km	0.9km (目標:1.8km)	3.0km

②街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標【達成】

- ・路線ごとに植え替え等の再整備計画案を策定し、計画をもとに住民と意見交換した上で整備を実施しており、再整備延長は目標値を0.4km上回っています。

目標	実績 平成26年度 (2014年度)	実績 令和2年度 (2020年度)	実績 令和7年度 (2025年度)	目標年次 令和17年度 (2035年度)
街路樹を再整備した延長	0.0km	0.0km	2.4km (目標:2.0km)	4.0km

③身近な公園で活動する団体に関する数値目標【未達成】

- ・目標値には達成していないものの街区公園の半数以上で団体が活動を実施。
- ・登録団体数、登録公園数ともに増加傾向にあります。

目標	実績 平成26年度 (2014年度)	実績 令和2年度 (2020年度)	実績 令和7年度 (2025年度)	目標年次 令和17年度 (2035年度)
身近な公園プロデュース団体の活動公園数	13公園	56公園	76公園 (目標:100公園)	125公園
身近な公園の数に対するプロデュース団体の活動公園数の割合 (街区公園は142公園)	1割	約4.0割	約5.4割 (目標:7.2割)	約9.0割

④ふるさとみどり基金に関する数値目標【未達成】

- ・令和8年(2026年)3月末現在、積立金合計額は約9.4億円。
- ・目標値には達成していないものの、寄付総額は増加傾向にあります。

目標	実績 平成26年度 (2014年度)	実績 令和2年度 (2020年度)	実績 令和7年度 (2025年度)	目標年次 令和17年度 (2035年度)
ふるさとみどり基金 市民等からの寄附金総額	1.59億円	1.68億円	1.7億円 (目標:1.81億円)	2.12億円

(4) これまでに実施してきた施策の振り返り

①社会潮流との関連性

- ・既往施策は、国際的・社会的な要請と概ね整合しています。
- ・一方で、人口減少・少子高齢化を背景に重要性が高まる企業や市民との協働、民間活力を活用した緑地確保については、施策は存在するものの、国が整備する制度の本格的な活用には至っていません。
- ・特別緑地保全地区制度等を活用した戦略的な公的緑地の確保や、流域治水の考え方との連携については、現行計画において明確な位置付けがなされていません。

②「緑の基本方針」との関連性

- ・既往施策は、国の緑の基本方針が示す3つの方向性を概ねカバーしています。
- ・特に「Well-Beingが実感できる水と緑豊かな都市」に関しては、関連する施策が多く位置付けられています。
- ・一方で、「カーボンニュートラル」および「ネイチャーポジティブ」については、方針との整合は見られるものの、国が示す具体的な取組や制度と直接結び付いた記述が少なく、方針レベルでの対応にとどまっています。

【緑の基本方針の3つの方向性】

1. 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市
2. 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市
3. Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

③グリーンインフラとの関連性

- ・現行計画には、特定の地域課題の解決を目的に向けて「グリーンインフラ」を活用する取組が一定数含まれています。
- ・特に、賑わい創出、歴史・文化やアイデンティティの継承、生物多様性の確保に資する施策が多く、みどりをインフラとして活用する視点は一定程度見られます。
- ・一方で、雨水流出抑制・浸水軽減、暑熱対策、ゼロカーボン、健康増進といった環境・生活面の課題に対し、みどりを積極的に活用する施策は限定的です。

(上位・関連計画・緑の施策に関する調査報告書 p21-p27)

9-2 社会潮流

近年のみどりを取り巻く国際的な潮流や社会的なニーズは以下のとおりです。

表「緑に関わる法改正等の動き」

時期	出来事	概要
平成 27 年 (2015 年)	都市農業振興基本法	<ul style="list-style-type: none"> 都市農地を「開発すべき土地」から「あるべき土地」へと位置づけを転換。
平成 28 年 (2016 年)	新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進（立地適正化計画と緑の基本計画の連携）が位置付けられた。
平成 29 年 (2017 年)	都市緑地法改正 都市公園法改正 生産緑地法・都市計画法等の改正	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入（みどり法人、市民緑地、認定制度など）による緑の確保と、国主導の戦略的な緑地保全を強化。 → 量から質へ、広域的ネットワーク形成へ進展。 PFI 制度（Park-PFI）導入などにより、公園の整備から利活用・管理の時代へ。 → 「つくる」から「活かす」公園行政へ転換。 特定生産緑地制度、田園住居地域、農地保全条例制度の創設など。 → 都市における農と緑の共生を促進。
平成 30 年 (2018 年)	都市農地貸借法	<ul style="list-style-type: none"> 都市農地の貸借促進による農地利用の円滑化。 → 次世代継承と持続的農地利用の仕組みづくり。
令和 4 年 (2022 年)	提言「都市公園新時代」公開	<ul style="list-style-type: none"> 「使われ、活きる公園」をキーワードに、都市公園を新たな価値創造・社会課題解決に向けたまちづくりの場として利活用するための提言（都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～）。
令和 6 年 (2024 年)	都市緑地法改正 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）の策定	<ul style="list-style-type: none"> 国の「緑の基本方針」、都道府県の「広域計画」の策定義務付け 民間投資を呼び込む認定制度や指定法人による緑地買入れ制度の創設 都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるもの。 将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を掲げ、①カーボンニュートラル、②ネイチャーポジティブ、③Well-being の実現に向けた個別目標を設定。

表「緑を取り巻くその他の分野の動き」

時期	出来事	概要
平成 27 年 (2015 年)	ゼロカーボンシティ	・ パリ協定の目標「世界の気温上昇を 2℃よりも低く、極力 1.5℃までに抑えるよう努力する」ために提唱され始めた概念。以降、CO ₂ 排出実質ゼロを目指す地方自治体の取組が進展。
令和 2 年 (2020 年)	居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり (ウォークアブル)	・ 都市再生特別措置法の改正により、公共空間を活用した官民連携によるまちなか再生が全国で進展。 → 緑と人が共存する「歩きたくなる都市空間」の形成
令和 3 年 (2021 年)	流域治水関連法制定	・ 河川改修、洪水調節施設等の整備の加速化や、流域の既存施設の活用や住まい方の工夫等について流域全体で総合的かつ多層的な対策の実施。
令和 4 年 (2022 年)	30by30 目標	・ 令和 12 年(2030 年)までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する、「30 by 30 目標」が令和 4 年(2022 年)12 月 COP15 で採択。 ・ OECM や「自然共生サイト」制度など、民間も含めた多主体連携を促進。
令和 6 年 (2024 年)	第 6 次環境基本計画	・ 環境の保全と環境保全を通じた現在および将来の国民一人一人の「Well-being/高い生活の質」を目的として位置づけ。 ・ この目的の達成に向け、自然資本(環境)を維持・回復・充実させることが、新たな成長の基盤となるとの考えを方針として提示。
令和 7 年 (2025 年)	地域生物多様性増進法 グリーンインフラ推進戦略 2030	・ 生物多様性保全活動を法的に位置づけ、自治体・企業・NPO の連携推進。 ・ 「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を目指し、「国土交通省環境行動計画」の実行計画として策定されたもの。 ・ 国土交通省の個別事業に加え、分野横断的な環境整備策と KPI が示され、幅広いステークホルダーとの協働によるグリーンインフラの活用が目標。

9-3 上位・関連計画の整理、反映すべきポイント

(1) 上位・関連計画の整理

①みどりが持つ「多面的な機能」が多分野の下支えとして期待されている

- ・ 健康、子育て、防災、産業、観光、文化、景観形成など幅広い分野で緑が関連する施策が位置付けられています。
- ・ 地域循環共生圏の構築、防災の視点からみどりをグリーンインフラとして捉え、その多様な機能に期待がされています。
- ・ 緑の基本計画が分野横断的な基盤計画として、どのように下支えできるのかが重要な視点となります。

▶上位・関連計画 | 総合計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン

②みどりを都市構造と結びつけて考える

- ・ 将来都市構造において、6つの緑の核（石垣山一夜城、辻村植物公園・いこいの森、小田原西部丘陵公園、上府中公園、曾我梅林、羽根尾史跡公園）と、それらをつなぐ親水空間軸が位置付けられており、緑が都市構造の一部として明確に位置付けられています。
- ・ 特に公園緑地は都市基盤施設として位置付けられ、機能の集約や選択と集中による効率的・効果的な配置が求められています。

▶上位・関連計画、プロジェクト | 総合計画、都市計画マスタープラン、流域治水プロジェクト

③貴重な財産としてのみどりの保全の推進

- ・ 自然環境は、市の景観や環境を構成する重要な財産として位置付けられており、特に田園、丘陵地、山並みについては保全を重視する方針が示されています。
- ・ これらの自然環境は、生物多様性の保全や景観形成、防災など多面的な機能を有しており、将来にわたり継承していくべき基盤とされています。

▶上位・関連計画 | 総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、景観計画

④小田原の歴史・文化・生業と密接に関わるみどり

- ・ 城址公園、社寺林、石丁場などのみどりは、単なる景観要素や環境形成の基盤にとどまらず、小田原の歴史や文化を今に伝える財産として位置付けられています。
- ・ 曾我梅林や柑橘の石積み段々畑、田園などは、自然環境と密接に関わりながら形成されてきた地域の生業の基盤であり、市特有のみどりとして評価されています。

▶上位・関連計画 | 歴史的風致維持向上計画、文化財保存活用地域計画、景観計画、立地適正化計画

(2) 反映すべきポイント

上位・関連計画を踏まえた、今回の改訂計画において反映すべきポイントは以下の5つとなります。

①ネイチャーポジティブを志向したみどりの保全・継承

- ・ これまでに保全されてきた自然環境を基盤として、損なわれた生態系の回復も含め、ネイチャーポジティブの実現を目指したみどりの保全・再生を図ります。

②分野横断の基盤計画として、グリーンインフラとしての機能の最大限の発揮

- ・ 健康、子育て、防災、産業、観光、文化などの地域課題を解決するみどりの幅広い役割を計画として可視化します。

③都市構造と結びついた機能配置と活用

- ・ 将来都市構造との整合を図り、都市構造と連動したみどりの配置を推進します。

④地域全体で支えるみどりの管理と活用

- ・ 市民、事業者、団体等との連携を図り、持続可能な管理を推進します。

⑤歴史・文化・生業を内包する地域資産としてのみどりの保全と活用

- ・ 本市の歴史・文化・生業と一体となったみどりを明確に位置付け、小田原らしいみどりを保全し、活かします。

9-4 計画の改訂方針

現行計画の振り返り、社会潮流、上位・関連計画の動向を踏まえると、本計画の改訂方針は以下のとおりです。

改訂方針1 「守る」から「回復させる」へ

▶ネイチャーポジティブを中核に据えたみどりの保全・再生への転換

- 水と緑のネットワークを再構築により、緑の多面的機能を強化し、自然の回復を図ります（ネイチャーポジティブ）。自然環境の再生を通じて、持続可能な地域環境を確保します。

改訂方針2 「みどりの施策」から「都市を支えるインフラ」へ

▶みどりをグリーンインフラとして再定義し、分野横断で機能を発揮させる

- みどりを都市の安全・快適性を支えるインフラ（グリーンインフラ）として再定義し、暑熱緩和や防災、賑わい創出など多様な機能を発揮させます。官民連携で取り組むことで、都市の質と魅力を高めます。

改訂方針3 「点のみどり」から「構造としてのみどり」へ

▶将来都市構造と連動したみどりの配置・機能分担の明確化

- みどりを都市構造の中で体系的に位置付け、機能分担を明確化します。公園や緑地については防災・交流・健康など多様な役割を戦略的に配置します。持続可能な管理体制を整え、都市全体の質を向上させます。

改訂方針4 「行政が守るみどり」から「地域で育てるみどり」へ

▶官民連携・市民協働による持続可能なみどりの管理・活用の推進

- 行政だけでなく、市民・企業が参画する協働体制へ転換します。官民連携を強化し、地域活動と連動したみどりづくりを推進します。地域に根ざした持続可能な管理を実現します。

改訂方針5 小田原らしいみどりを「育てる」から「育て、活かす」へ

▶歴史・文化・生業と一体となった「小田原らしいみどり」の保全・継承と活用

- 歴史・文化・生業と結びついた小田原らしいみどりを地域資源について、保全と活用の両輪により、地域の誇りとなるみどりを未来へ継承し、まちの価値を高めます。

改訂方針6 「伝える計画」から「動かす計画」へ

▶市民にとって分かりやすく、行動につながる計画への転換

- 計画全体を通じて、市民が理解し行動しやすい計画へと再構築します。みどりの価値を明確に示し、参画を促す仕組みを整えます。官民・民民・官官で連携し、実効性の高い計画運用を進めます。

第2章 小田原市のみどり

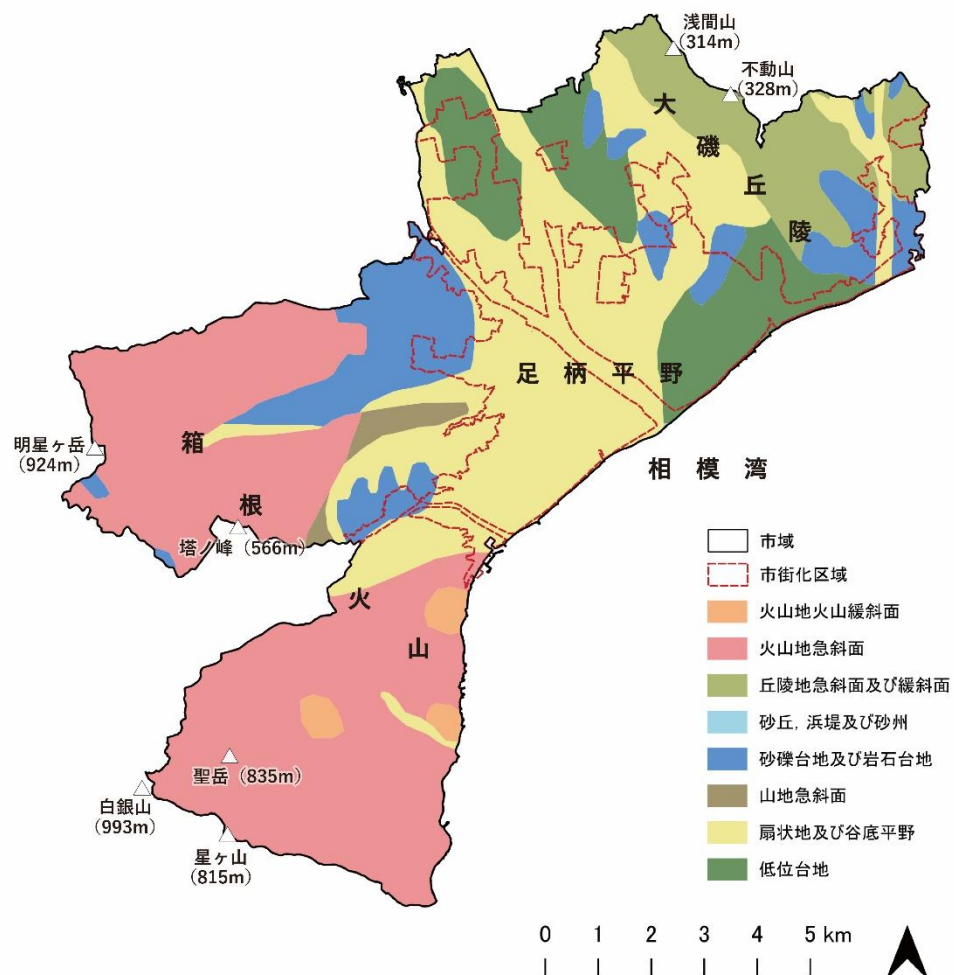
1. 本市のみどりの特徴

1-1 本市の自然環境

【地形】

本市は、丹沢山地や箱根火山に近接する神奈川県西部に位置し、西部には箱根連山の山地、東部には丘陵地が広がり、中央には河川がつくる平野が形成されています。これらの地形が相模湾へと連なり、山から海まで多様な自然環境が連続しています。

図「地形」



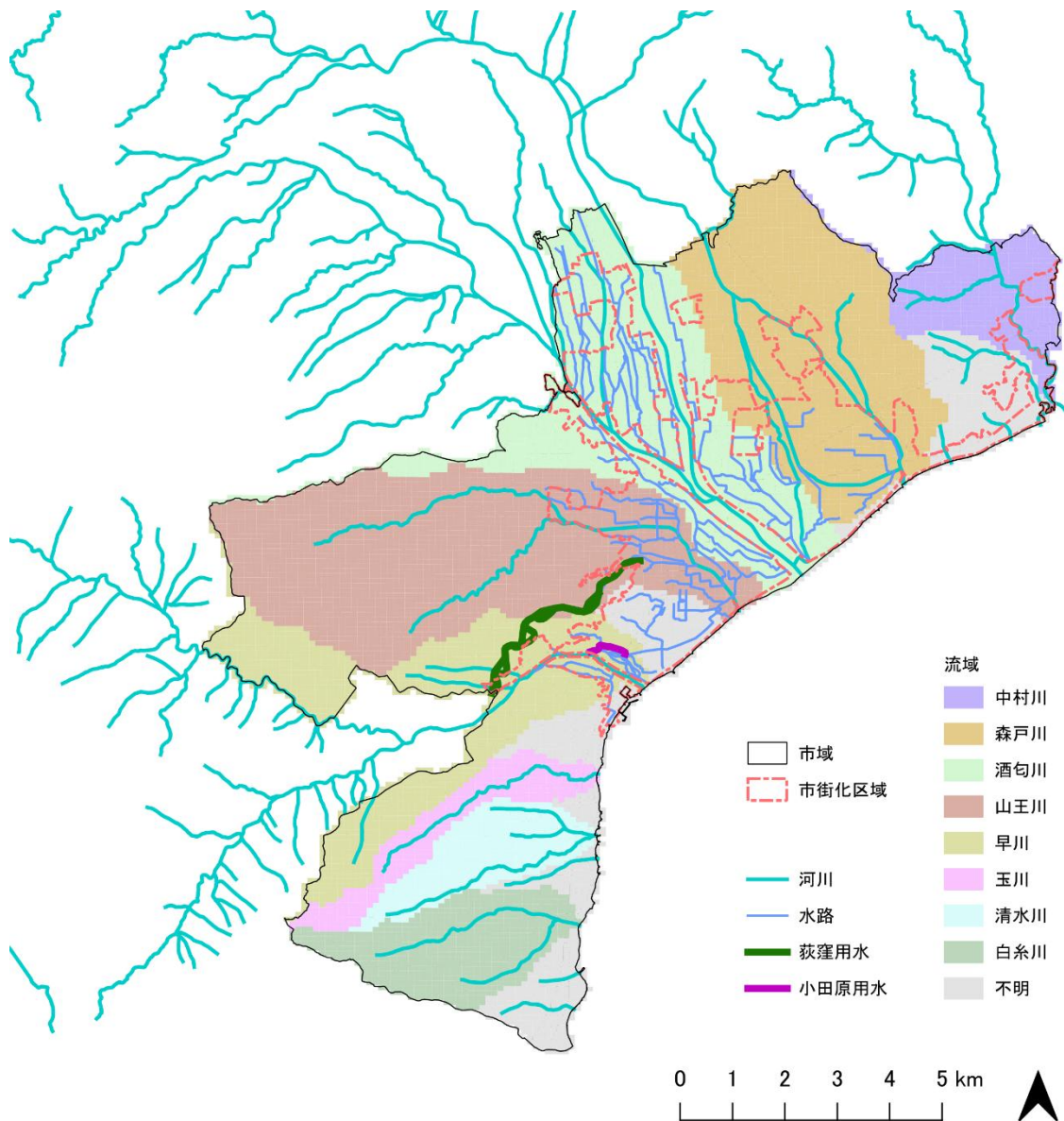
出典：国土数値情報「地形分類」、『小田原市市史別編自然編』p15～17 をもとに作成

【水系】

流域界をみると、市域は大きく分けて8つの流域界に分かれています。中村川や森戸川、酒匂川、早川は市域外まで含めてみたときに流域面積は広範にわたっています。足柄平野を縦断するように流れる酒匂川は富士山東麓に水源があり、発電、灌漑、水道水源として開発利用がされています。

また、市内には多くの水路があり豊かな水環境を形成しています。足柄平野の多くの農業用水は酒匂川から取水しており、これらは地下水の主涵養源となっています。早川を水源として北条氏が城下町を潤す為に設けたといわれる小田原用水（上板橋～護摩堂川）、同じく早川から江戸時代（18世紀末）に小田原藩により水田開発のための農業用水路として開かれた荻窪用水（箱根町塔之沢付近～荻窪）、二宮尊徳が掘った排水路の報徳堀など、古くからの用水路や排水路が遺されています。

図「河川と水路網」



出典：国土数値情報河川データ、小田原市河川排水路網図

【植生】

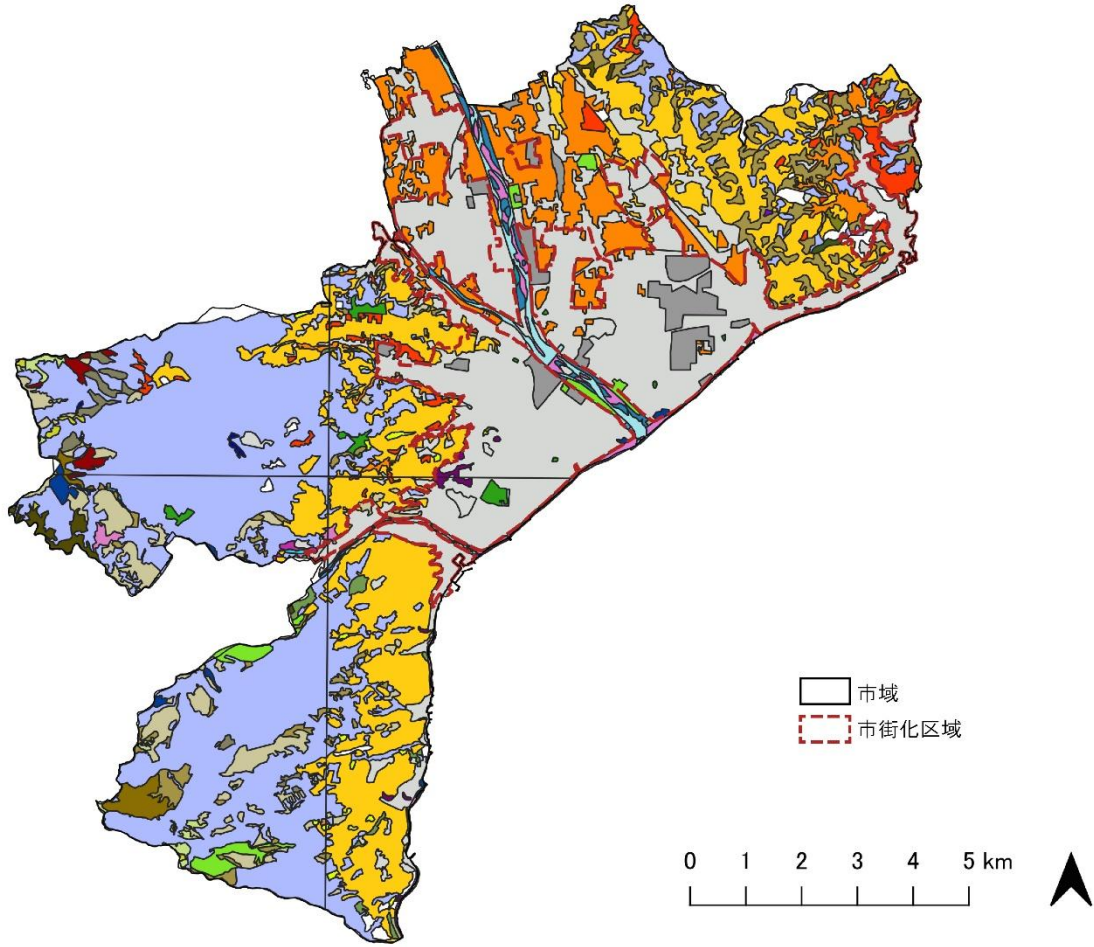
市の西部の箱根火山地は人工林が多く、山麓では果樹・桑等が分布しています。特に標高 200m 程度の地域ではみかん栽培が盛んです。市域の中央部ではかつては水田や果樹園が広がっていましたが、近年は市街化が進みほとんどが植生の乏しくなっています。市の東部の大磯丘陵は二次林の割合が高くなり、果樹・桑のほかにもとまった畑もみられます。足柄平野の河口部から上流に向かうと水田が広がっています。

出典：小田原市市史別編自然編 p169

環境省自然環境局生物多様性センターの自然環境保全基礎調査によると、主な植生として次のようなものがみられます。

山地	市域の東側の箱根山地は、スギ・ヒノキ・サワラなど木材をとるために人為的に植えられた森林が中心で、標高の高い場所の一部で、ケヤキ群落やモミ群落、ウラジログシ群落など自然林も見られます。また、人の手が持続的に加わっている雑木林（二次林）であるブナ・ミズナラ群落、アカシデーイヌシデ群落、コナラ群落も小規模ですが、点在しています。
丘陵地	箱根火山地と平野の境目に位置する丘陵地は主に果樹園として利用されており、一部でシイ・カシの二次林が見られます。また、大磯丘陵では、果樹園のほか、雑木林（二次林）のコナラ群落がモザイク状に分布しています。二宮町と接する地域では、市街化が進んでおり、その一部が畑地雑草群落となっています。
海岸や河川	河川、海岸周辺はほとんどが市街地、路傍・空地雑草群落等となっており、市域の北部の酒匂川沿いには、広く水田雑草群落が広がっています。 河川沿いではヨシクラス、オギ群集などの河川敷砂礫地植生が見られ、酒匂川ではカワラハハコ・ヨモギ群落がみられます。 駿河湾沿いは、ほとんどが自然裸地となっていますが、一部で本市の木である、クロマツ植林が見られます。

図「植生分布」



自然林
(人の手が加わっていない自然のままの森林)

- モミ群落
- ケヤキ群落
- ウラジロガシ群落
- スダジイ群落
- タブノキ群落
- フサザクラ群落

二次林
(人の手が加わった落葉樹主体の林・雑木林)

- アカマツ群落
- ブナ・ミズナラ群落
- アカシデーイヌシデ群落
- アカメガシワ・カラスザンショウ群落
- コナラ群落
- シイ・カシ二次林
- 伐採跡地群落

植林
(木材をとるために人為的に植えた森林)

- アカマツ植林
- クロマツ植林
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 外国産樹種植林
- その他植林
- その他植林(常緑広葉樹)

低木・草本類

- シモツケソウ群落
- ササ群落
- ススキ群
- メダケ群落
- アズマネザサ群落
- トベラ群落
- ウス群落

耕作地植生

- 果樹園
- 水田雑草群落
- 畑雑草群落
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地

【市街地等】

- 市街地
- 路傍・空地雑草群落
- 工場地帯
- 造成地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 開放水域
- 自然裸地

【湿原・河川・池沼植生】

- ヨシクラス
- 河川敷砂礫地植生

出典：環境省自然環境局 生物多様性センター 「自然環境保全基礎調査 植生調査 (1/25,000 縮尺) 第6-7回」

1-2 豊かな自然環境を舞台に営まれる暮らし

本市では、森・川・海が連続する多様で豊かな自然環境を背景に、古くから人々の暮らしと生業が育まれてきました。

戦国時代の北条氏により城下町が形成され、江戸時代の東海道屈指の宿場町として発展しました。さらに、明治から大正期にかけては、多くの政治家や文化人が居を構えました。その結果、屋敷の庭や屋敷林、生垣、社寺林など、暮らしと歴史・文化が重なり合うみどりが形成され、現在まで受け継がれています。また、穏やかな気候と自然条件は、林業、木材産業、農業、造園業など、みどりを基盤とする生業の発展を支えてきました。現在も市内各所では、こうした人の営みとともに培われたみどりが息づいています。

1-3 本市のみどりの特徴

こうした自然地理的環境と人々の生業の積み重ねが現在の本市のみどりを育んでいます。

【森のみどり】 東部の大磯丘陵、西部山岳に続く丘陵、低山地帯、西部山岳地帯（明星ヶ岳、白銀山、聖岳、星ヶ山など）

- ・ 林業や木材産業に利用され、原木の生産から材木の流通・加工までを地域内で行っています。
- ・ 市域全体の 39.1%を森林が占め、平成 18 年度(2006 年度)より 4.7%増加しています。
- ・ 地域森林計画対象民有林は 4,193ha、保安林が 1,670ha 指定され、法に基づき保全されています。
- ・ 市街地周辺の丘陵地に広がる樹林地は、市のみどりの骨格を形成し、都市構造における自然的基盤として重要な役割を果たしています。

【里のみどり】 果樹園、田、畑、みどり豊かな住宅地

- ・ 市内では、みかん、玉ねぎ、梅、梨、オリーブ等が生産される。平野では稲作が中心となっています。
- ・ 曾我梅林の梅まつりのほか、いこいの森、フラワーガーデン、こどもの森公園わんぱくらんど、上府中公園などがレクリエーションの場として賑わっています。
- ・ 市街化区域外では農地や荒地が減少し、代わって森林が増加(47.4%→53.8%)しています。
- ・ 県条例に基づき、里地里山保全等地域が 3,038.4ha 指定され、保全されています。
- ・ 市街地周辺に広がる果樹園や田、畑は、地域固有の田園景観を構成する重要な要素であり、市の都市構造における骨格の一部を形成しています。

【川のみどり】 酒匂川や早川、森戸川、用水路や排水路（小田原用水、荻窪用水、報徳堀など）、酒匂川沿いの松

- ・ 市の木に指定されているクロマツは、酒匂川沿いに多く植栽されており、本市の景観軸を強調する資源として適切に保全されています。
- ・ 関東有数の鮎釣り場として酒匂川の活用、河岸にはサイクリングコースやスポーツ広場を整備しています。また、酒匂川花火大会を実施しています。
- ・ 特に酒匂川沿いでは鳥獣保護区が多数分布しています。
- ・ 河川区域は 293ha となっています。

【海のみどり】相模湾に面した海岸（砂浜・岩場）、相模湾沿いの松林

- ・新鮮な魚介類が小田原漁港を中心に水揚げされ（環境基本計画）、酒匂川の河口はマリンスポーツで賑わっています。
- ・酒匂川右岸の河口付近 500m にわたって海浜植生が発達しています。
- ・早川から江之浦海岸の約 6 km に岸壁海岸が見られるが植生が見られるのは一部のみ。
- ・相模湾沿いの松林は防風・防砂機能を有するとともに、海岸の良好な景観形成に寄与しています。

【街のみどり】住宅街や小田原駅周辺の多数の巨樹・巨木、都市公園等、街路樹や植栽帯、花壇、社寺林の緑

- ・小田原城址公園、松永記念館などが観光地として賑わっています。
- ・小田原城址公園のほか、社寺林のみどりである県の天然記念物である勝福寺・八幡神社の樹叢、市の天然記念物である上輩寺の乳イチョウなどの文化財のみどり、また、箱根ジオパークのジオサイト、日本遺産の構成文化財もあり、歴史や文化に深くかかわるみどりが多く残っています。
- ・都市公園は 155 か所、総面積約 103ha。うち約 3分の1 の 48 か所は 300 m²未満の小さな公園となっています。
- ・一人当たりの公園面積は 5.54 m²となっています。

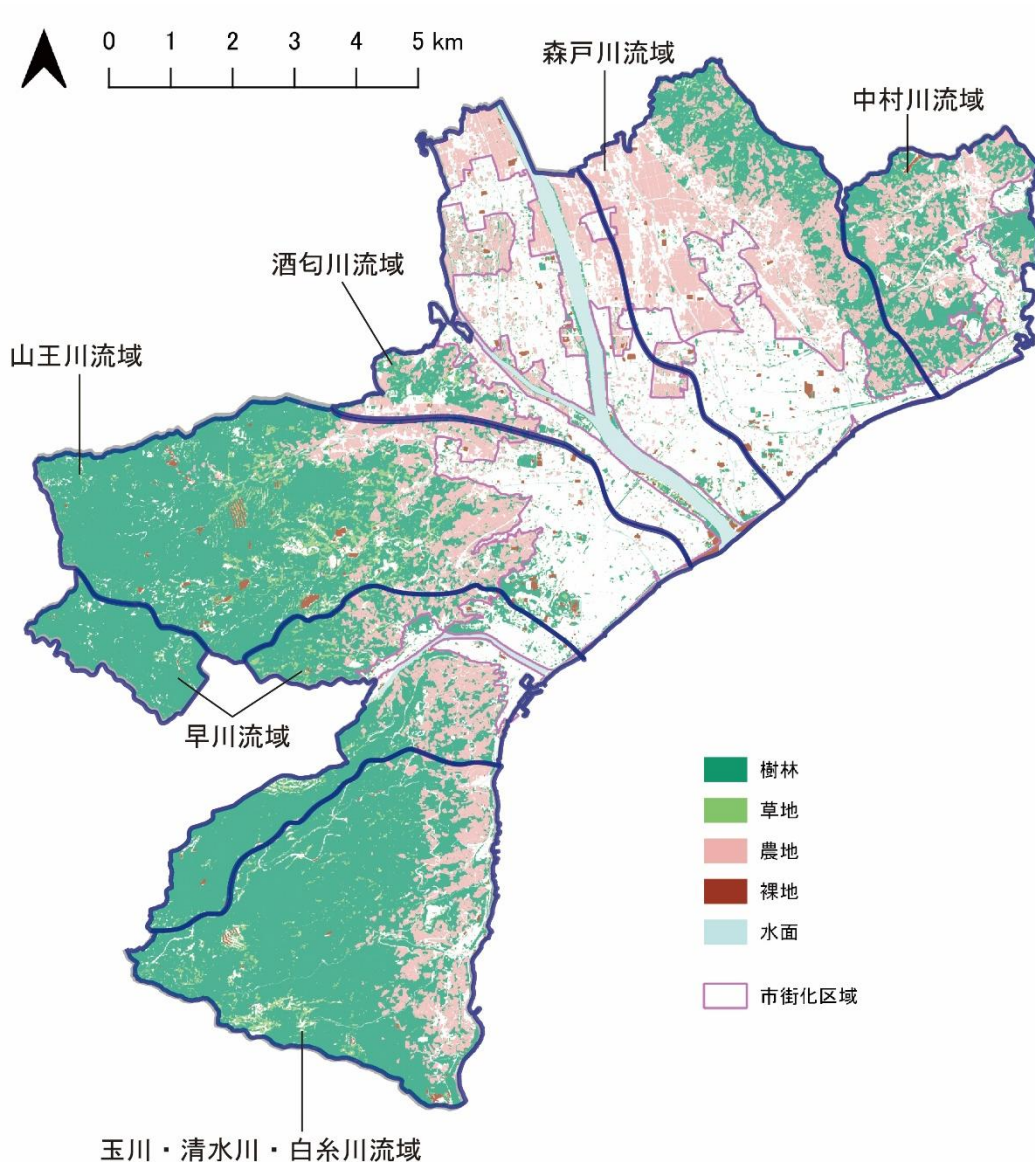
2. 本市のみどりの量と分布

2-1 緑被の状況

【緑被量と分布】

本市の緑被率※1は65.8%、農地を除いた水みどり率※2は52.3%、農地を含めた水みどり率は70.1%となっています。市街化区域では緑被率14.1%、農地を除いた水みどり率は12.9%、農地を含めた水みどり率は17.1%で、市街化調整区域では緑被率82.9%、農地を除いた水みどり率は65.3%、農地を含めた水みどり率は87.7%となっています。平成26年（2014年）調査に比べると、農地や草地、裸地は減少し、樹林は増加しています。

図「緑被分布」



※1 緑被率：本市の緑被率（樹林地、草地、農地の市域面積に対する割合）（現行計画より）

※2 水みどり率：都市計画区域（市域）面積に対する樹林地・草地に河川や水路などの水面やみどりに囲まれたグラウンドなどの面積を加えた水・みどりの量（面積）の割合のこと。（現行計画より）

表「集計表」

		A. 市域 11,360 ha		B. 市街化区域 2,822 ha		C. 市街化調整区域 8,538 ha	
		D. 面積	区域に対する 割合 D/A	E. 面積	区域に対する 割合 E/B	F. 面積	区域に対する 割合 F/C
緑被率 対象地	㉑樹林地	4,908 ha	43.2%	207 ha	7.3%	4,701 ha	55.1%
	㉒草地	541 ha	4.8%	73 ha	2.6%	468 ha	5.5%
	㉓農地	2,031 ha	17.9%	118 ha	4.2%	1,912 ha	22.4%
	㉔小計 (㉑+㉒+㉓)	7,480 ha	65.8%	399 ha	14.1%	7,081 ha	82.9%
水みどり率 対象地	㉕裸地	146 ha	1.3%	48 ha	1.7%	99 ha	1.2%
	㉖水辺	341 ha	3.0%	36 ha	1.3%	305 ha	3.6%
	㉗小計 (㉕+㉖)	487 ha	4.3%	84 ha	3.0%	403 ha	4.7%
	㉘計 (㉑+㉒+㉓)	5,937 ha	52.3%	365 ha	12.9%	5,572 ha	65.3%

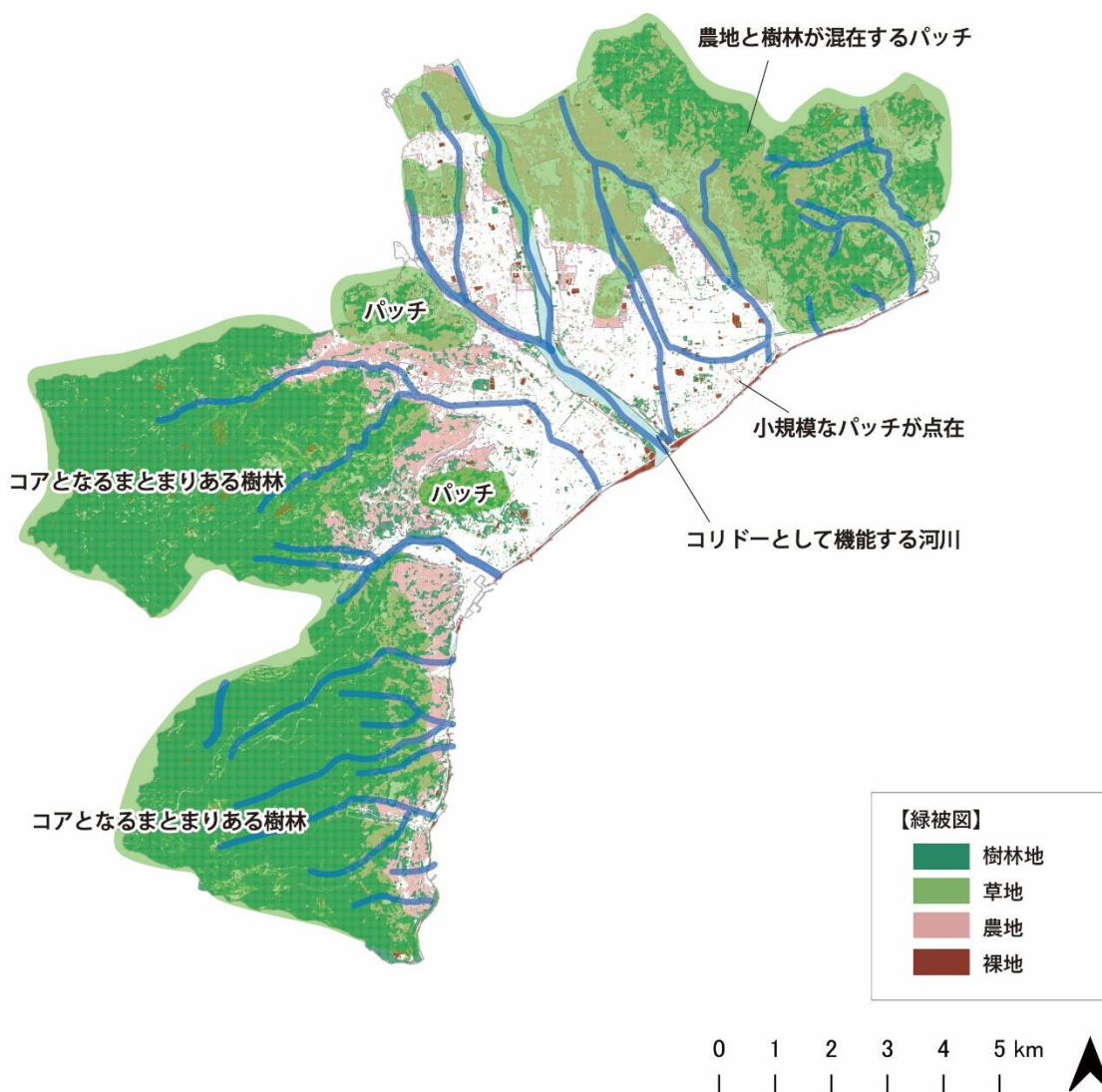
表「平成 26 年 (2014 年) 調査からの変化状況」

		A. 市域		B. 市街化区域		C. 市街化調整区域	
		D. 面積	区域に対する 割合 D/A	E. 面積	区域に対する 割合 E/B	F. 面積	区域に対する 割合 F/C
緑被率 対象地	㉑樹林地	228 ha	2.2%	-22 ha	-0.8%	250 ha	3.4%
	㉒草地	-109 ha	-0.9%	27 ha	1.0%	-136 ha	-1.5%
	㉓農地	-136 ha	-1.1%	-52 ha	-1.9%	-85 ha	-0.8%
	㉔小計 (㉑+㉒+㉓)	-17 ha	0.1%	-46 ha	-1.8%	29 ha	1.0%
水みどり率 対象地	㉕裸地	-271 ha	-2.4%	-41 ha	-1.5%	-229 ha	-2.7%
	㉖水辺	31 ha	0.3%	1 ha	0.0%	30 ha	0.4%
	㉗小計 (㉕+㉖)	-240 ha	-2.1%	-40 ha	-1.5%	-200 ha	-2.3%
	㉘計 (㉑+㉒+㉓)	-120 ha	-0.8%	-34 ha	-1.3%	-86 ha	-0.5%

【エコロジカルネットワークの構造】

本市のエコロジカルネットワークは、東部の山地に広がる、コアとなるまとまりのある樹林地、西部の丘陵部に形成された農地と樹林が複雑に混在する大規模なパッチ、さらに丘陵と市街地の境界部に広がる農地を中心とした中規模パッチによって構成されています。これらのパッチは、河川をはじめとしたコリドーによって相互につながっています。一方、市街地の多くは人工被覆面であり、コアとなる大規模なパッチとの連続する中規模のパッチは途切れているものの、公共施設や民間施設の敷地内のみどり、生産緑地などの小規模なパッチが点在し、局所的な生物生息・生育空間として機能しています。

図「エコロジカルネットワークの構造」



出典: 令和7年度緑被調査

2-2 施設緑地と地域制緑地の状況

【施設緑地の状況】

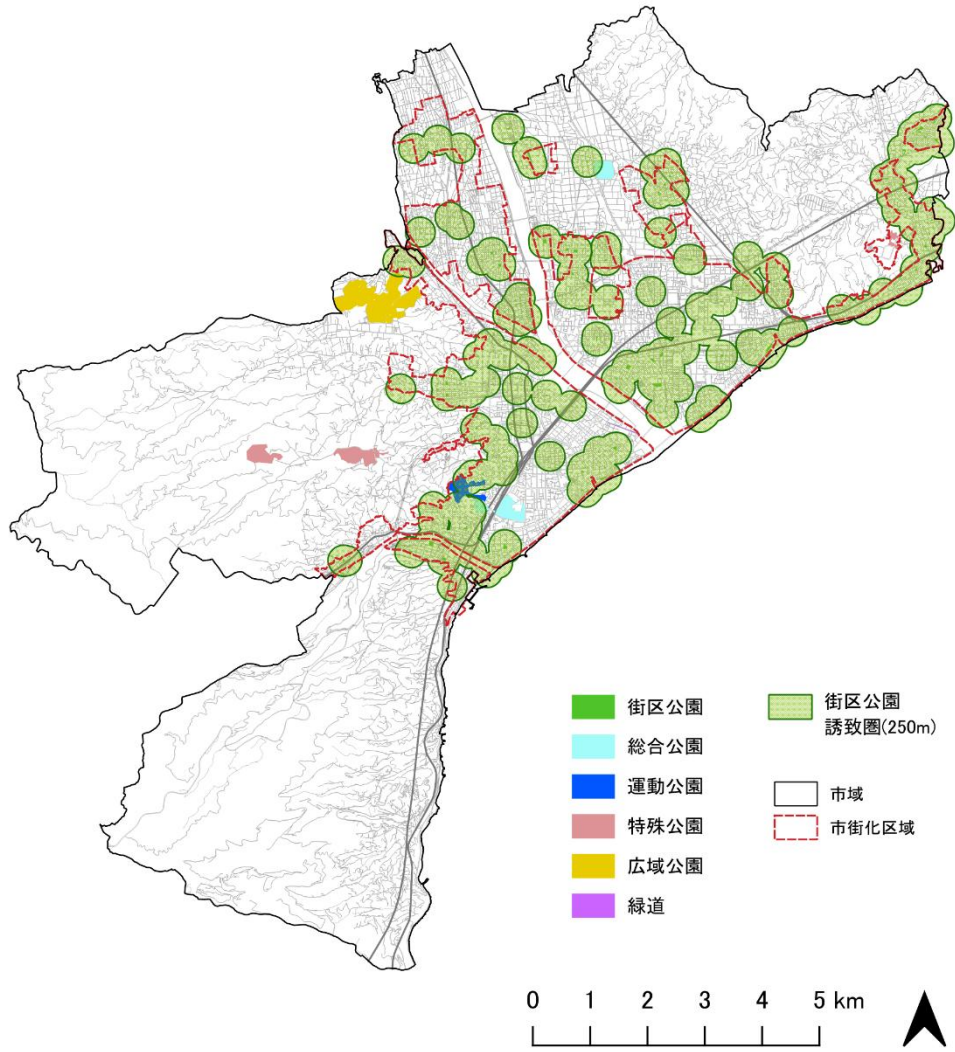
都市公園は市内に 155 か所、総面積約 102.73ha（令和 7 年(2025 年)4 月時点）あります。一人当たりの公園面積は 5.54 m²で、県全体よりやや少なくなっています。街区公園の誘致圏（公園から 250mの距離圏域）は市街化区域の約 56%をカバーしています。都市公園のうち、約 3分の 1の 48 か所は 300 m²未満の小さな公園となっています。また、56 か所は 40 年以上前に供用開始されたもので、設備が老朽化しているものもあります。

都市公園以外の施設緑地としては、みどりの広場や児童遊園、屋外社会体育施設、社会教育施設、道路環境施設帯及び植栽帯、学校等の校庭、寺社境内地、市民農園・観光農園、民間スポーツレクリエーション施設、公開空地などがあります。

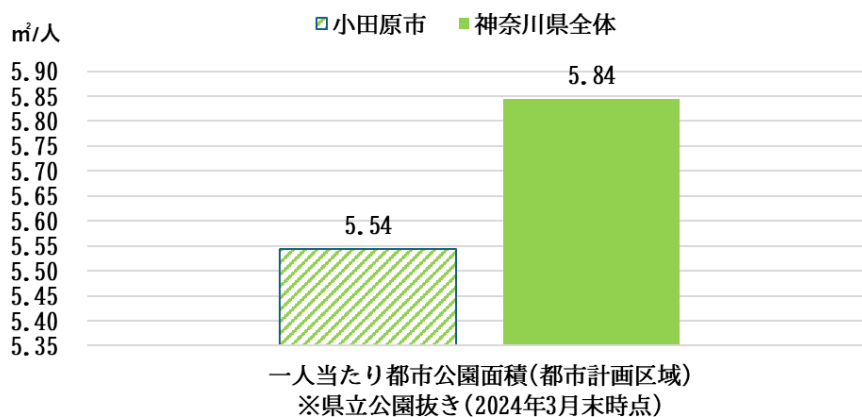
表「施設緑地」

	都市計画区域		指定者	根拠法令
	件数	面積(ha)		
都市公園				
住区基幹公園				
街区公園	142	14.03	市	都市公園法
都市基幹公園				
総合公園	3	33.52	市	都市公園法
運動公園	1	12.41	市	都市公園法
大規模公園				
広域公園	1	15.56	県	都市公園法
特殊公園				
植物公園	2	8.87	市	都市公園法
墓園	1	13.35	市	都市公園法
歴史公園	1	3.16	市	都市公園法
緩衝緑地等				
緑道	4	1.83	市	都市公園法
都市公園計	155	102.73		
都市公園計（県立公園除く）	154	87.17		
都市公園以外				
公共施設緑地	57	89.27		
民間施設緑地	70	158.14		
小計	127	247.41		
合計	282	350.14		
合計（市管理地）	211	176.44		
※都市公園計（県立公園除く）+ 公共施設緑地				

図「都市公園」

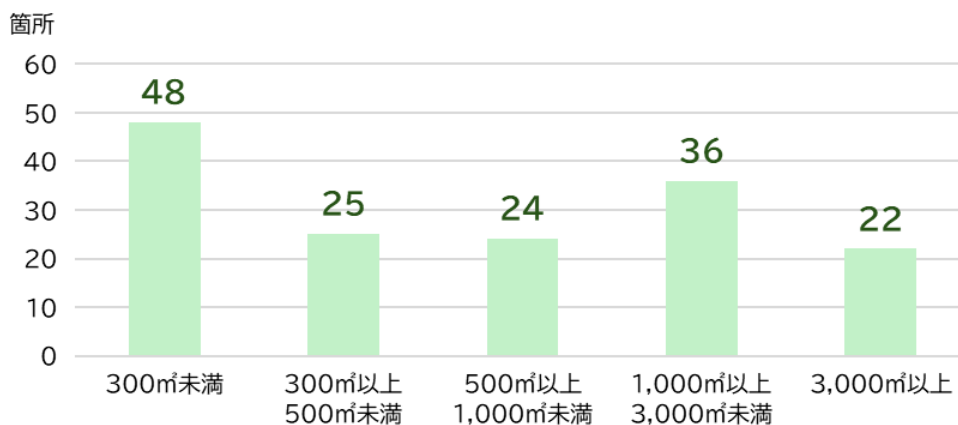


図「一人当たり都市公園面積」

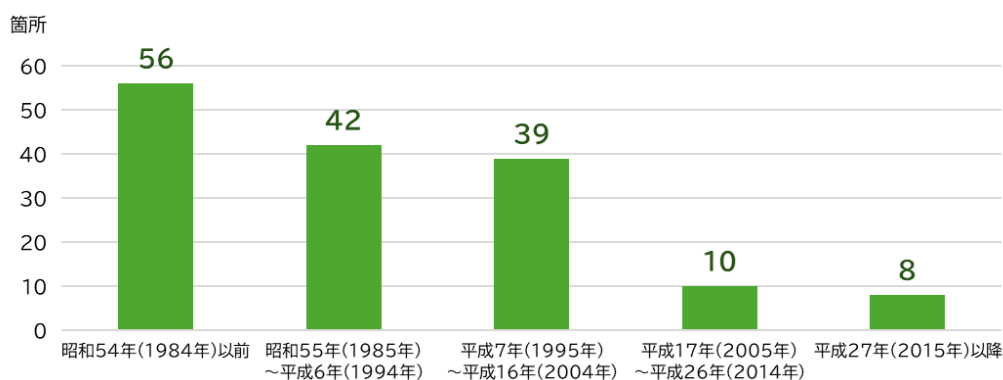


神奈川県都市公園データベース 令和6年(2024年)3月31日現在

図「都市公園の面積」



図「都市公園の供用開始年」



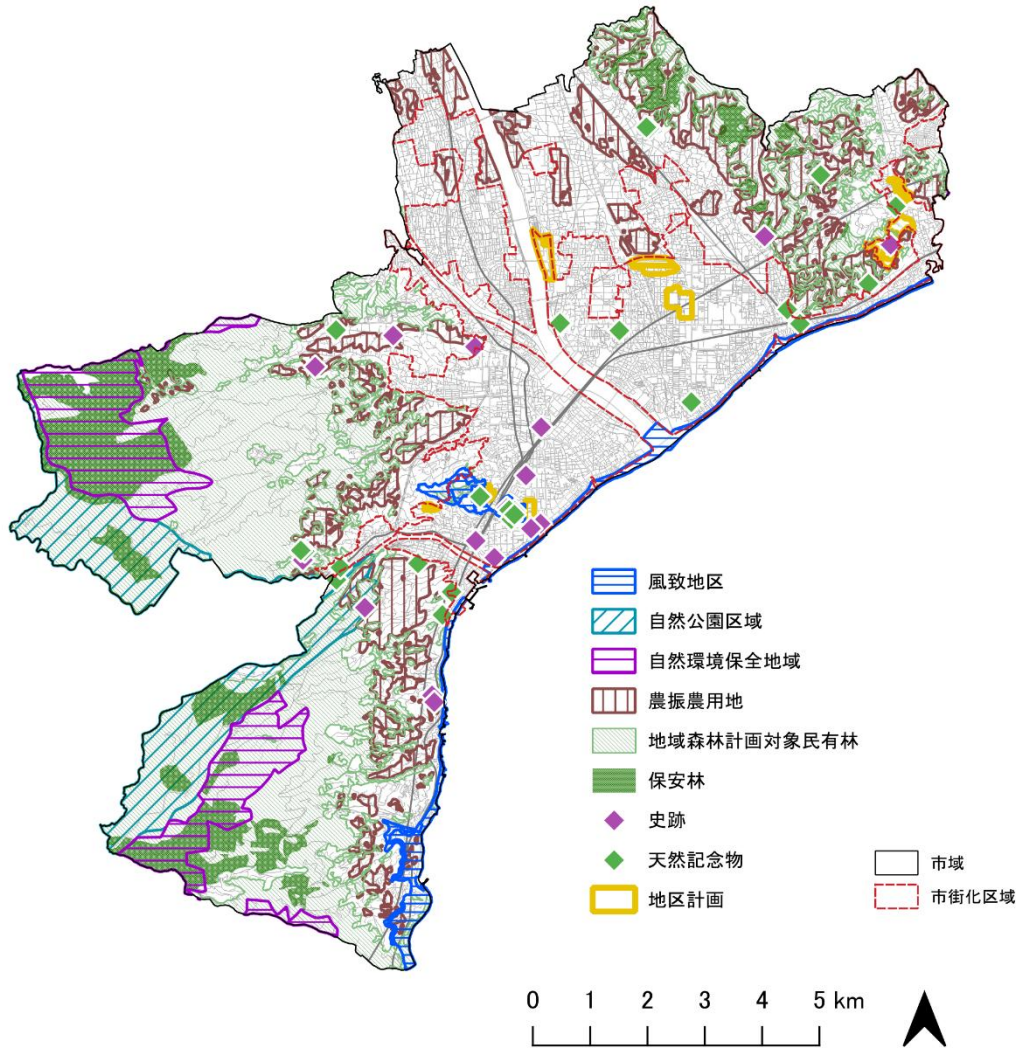
【地域制緑地の状況】

土地利用コントロールで確保される地域制緑地について、本市においては、風致地区、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林、保存樹・保存樹林、史跡・天然記念物、自然公園、自然環境保全地域などがあります。

表「地域制緑地」

	都市計画区域		指定者	根拠法令
	件数	面積(ha)		
風致地区	3	320.20	市	都市計画法、小田原市風致地区条例
生産緑地地区	388	53.20	市	都市計画法、生産緑地法
農用地区域	0	1207.00	市	農業振興地域の整備に関する法律
里地里山保全等地域	3	3038.40	県	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例 ※環境省「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地
保安林	0	1670.00	県	森林法
地域森林計画対象民有林	0	4193.00	県	森林法
保存樹林	13	3.44	市	樹木保存法
史跡・名勝・天然記念物	40	—	国/県/市	文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例
保存樹	135	—	市	樹木保存法
河川区域	—	293.00	国/県/市	河川法
自然公園地域	1	763.00	国	自然公園法
自然環境保全地域	2	1092.60	県	神奈川県自然環境保全条例
合計	585	12633.84		

図「地域制緑地」



2-3 みどりの維持管理の担い手

【公園・緑地の担い手】

①指定管理団体等との連携による管理

市内にある154の都市公園のうち、城址公園については、経済部小田原城総合管理事務所が管理を行っています。また、2つの総合公園（小田原こどもの森公園わんぱくらんど、上府中公園）および2つの動植物公園（辻村植物公園・小田原フラワーガーデン）については、指定管理者制度を活用した管理・運営を行っています。

表「指定管理者制度を活用している公園一覧」

NO.	公園種別	名称	指定管理団体名称
1	総合公園	小田原こどもの森公園わんぱくらんど	わんぱく・辻村共同事業体
2	動植物公園	辻村植物公園	わんぱく・辻村共同事業体
3	総合公園	上府中公園	小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体
4	動植物公園	小田原フラワーガーデン	小田原フラワーガーデンパートナーズ

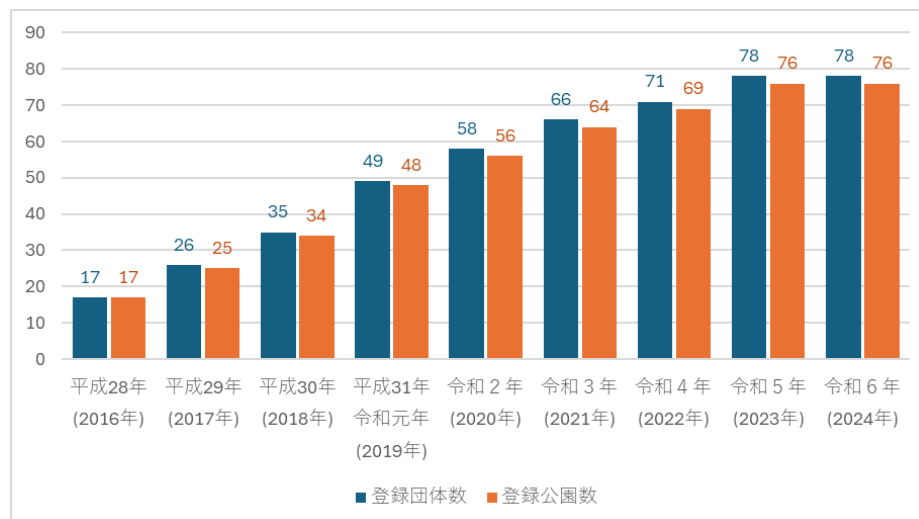
②市民との協働による管理

指定管理団体等との連携のほか、市民との協働による公園緑地の管理を行っています。

■身近な公園プロデュース事業

市民にとって身近な公園である街区公園を対象に、地域住民が美化・清掃活動に携わるとともに、花壇やベンチ等の整備・演出を行う取組に対して、市が支援を行う制度です。平成23年度(2011年度)までは、管理用具や花苗の提供を中心とした支援を行っていましたが、平成28年度(2016年度)以降は、謝礼金による支援を中心としています。平成28年度(2016年度)以降、団体数は増加傾向にあり、令和6年度(2024年度)時点で78団体が76の公園で活動しています。

図「身近な公園プロデュース事業登録団体数の推移」

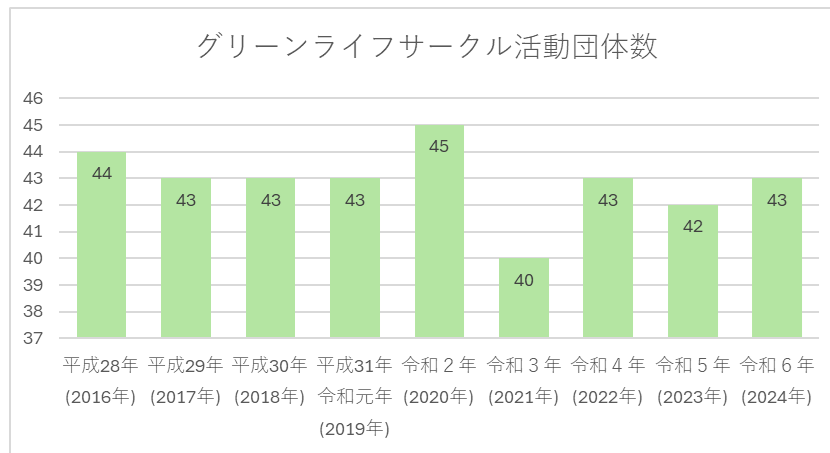


※1つの公園で2団体が活動しているため、団体数と公園数は一致しない。(重複公園:羽根尾史跡公園、酒匂浜公園)

■公共空間緑化事業（グリーンライフサークル）

地域住民で構成する自治会や老人会等の緑化活動団体（グリーンライフサークル）を対象に、花苗を年2回（5月・11月募集）配布し、駅前の花壇、公民館や公園、神社の花壇、幹線道路沿道の花壇等に植え付けてもらうことで、地域拠点の緑化を図る取組です。平成28年度(2016年度)以降、団体数は微増・微減を繰り返しており、令和6年度(2024年度)現在では43団体が活動しています。

図「グリーンライフサークル活動団体数」

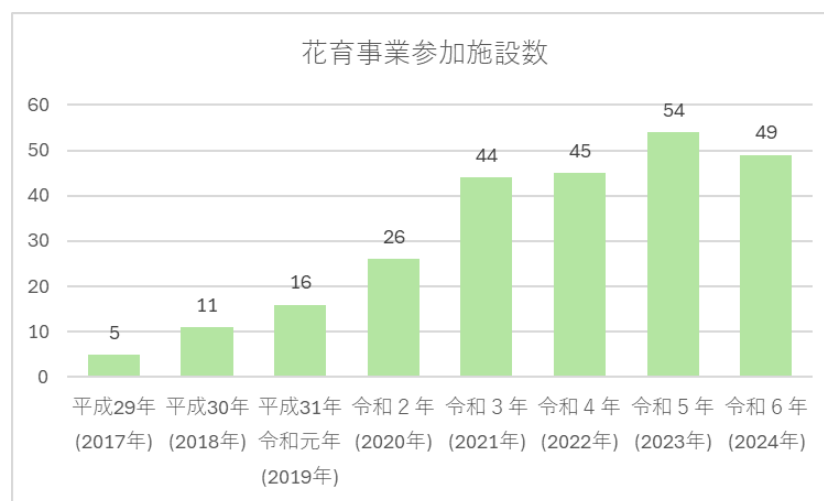


出典：みどり公園課提供資料

■みどりの担い手育成事業（花育事業）

保育園や幼稚園へ草花の種や球根、肥料等の園芸資材を提供し、種まきや球根の植付け、水やりなど開花までの作業を園児が行い、育てる事業です。子どもたちが花や緑に触れ合う機会を増やし、花と緑を守り育てる担い手の育成を目的としています。事業開始当初の平成29年度(2017年度)は、市立保育園5施設のみ参加でしたが、令和6年度（2024年度）現在では参加施設数は計49施設となり、市立保育園・幼稚園に加え、民間の保育所や幼稚園にも参加が広がっています。

図「花育事業参加施設数」

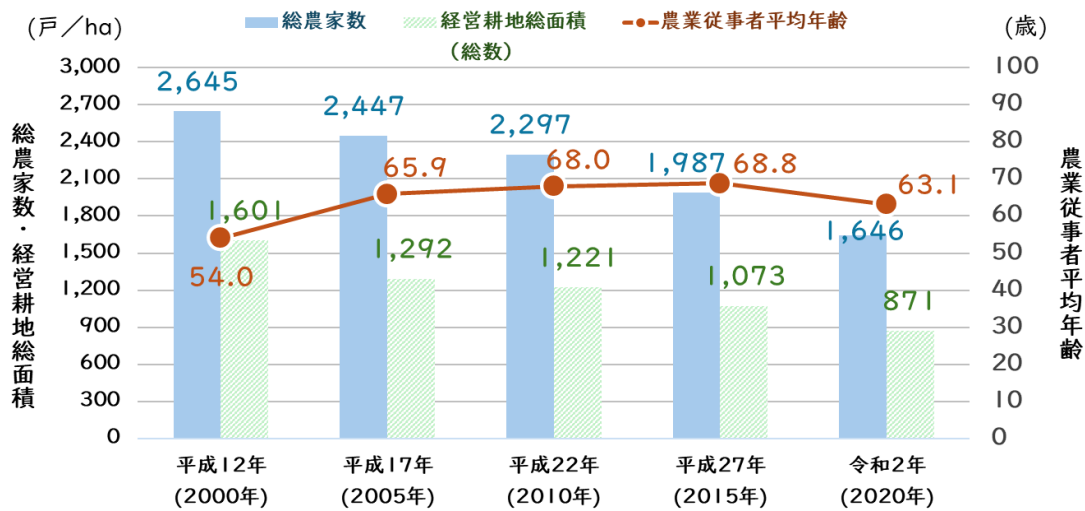


出典：みどり公園課提供資料

【農地の担い手】

本市の農業は丘陵地帯ではみかん、梅などの果樹栽培、平野部では豊富な水を利用した稲作が営まれています。総農家数と経営耕地総面積は減少傾向にあります。一方で農業従事者平均年齢は増加傾向にありましたが、直近の平成 27 年(2015 年)から令和 2 年(2020 年)にかけては低下しており、一部で世代交代が進んでいたり、高齢農家の廃業が進行していると推測されます。

図「農業の動向」



出典:農林業センサス

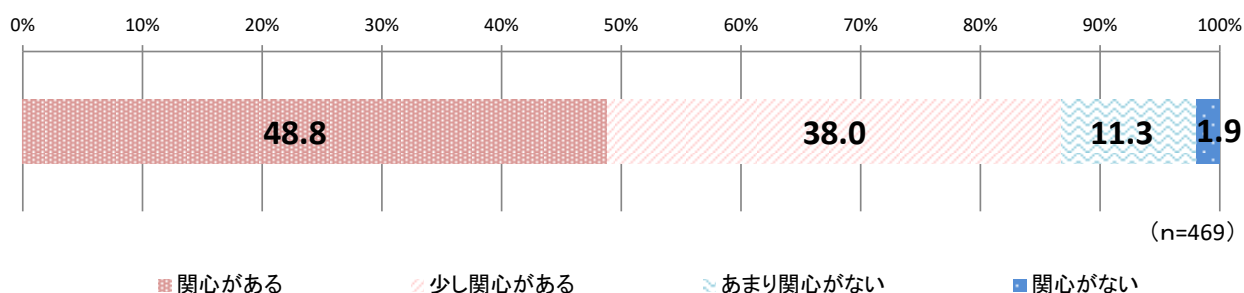
3. 市民のみどりに対する意向

計画の改訂にあたって実施した市民アンケート（令和7年(2025年)8月実施）では次のようなことが分かっています。

みどりへの関心

みどりについて「関心がある」「少し関心がある」と回答した割合の合計は9割弱となっており、市民のみどりへの関心は非常に高いです。

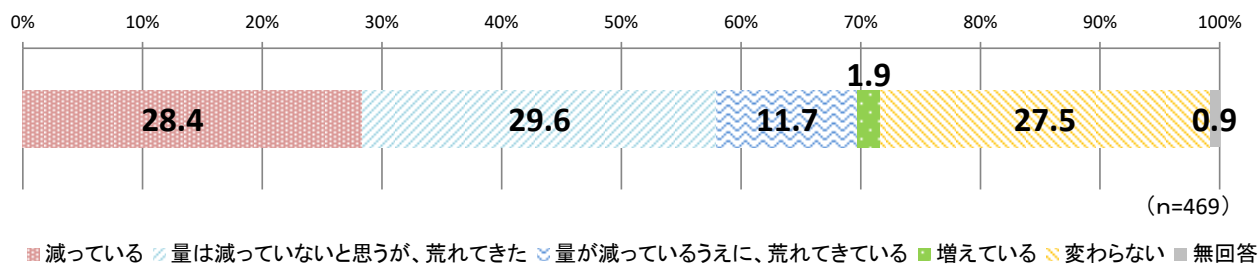
図「みどりへの関心」



みどりへの評価

みどりについて「減っている」や「荒れている」とマイナスな印象を回答した割合は約7割となっています。

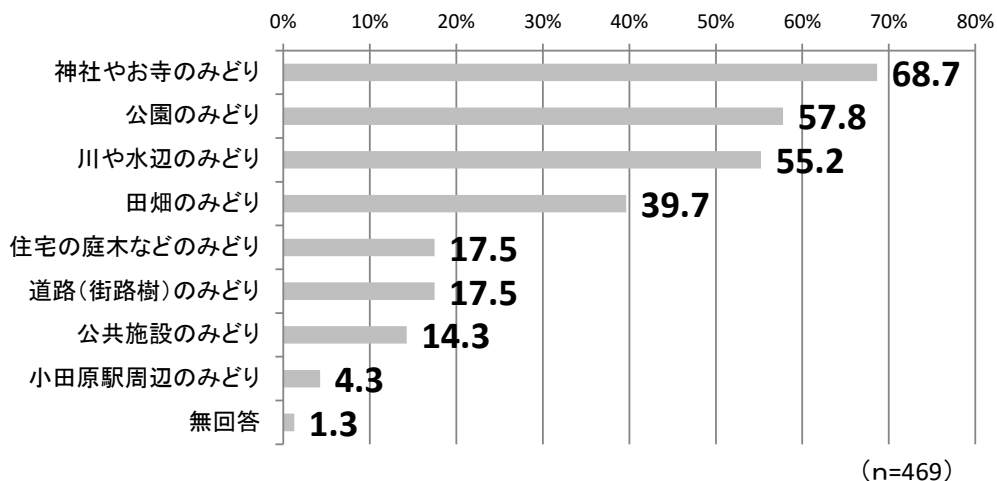
図「みどりへの評価」



みどりが多いと感じる場所

みどりが多いと感じる場所として、神社やお寺、公園、川や水辺、田畑などが高くなっていますが、小田原駅周辺や道路（街路樹）、公共施設、住宅の庭木などは低くなっています。

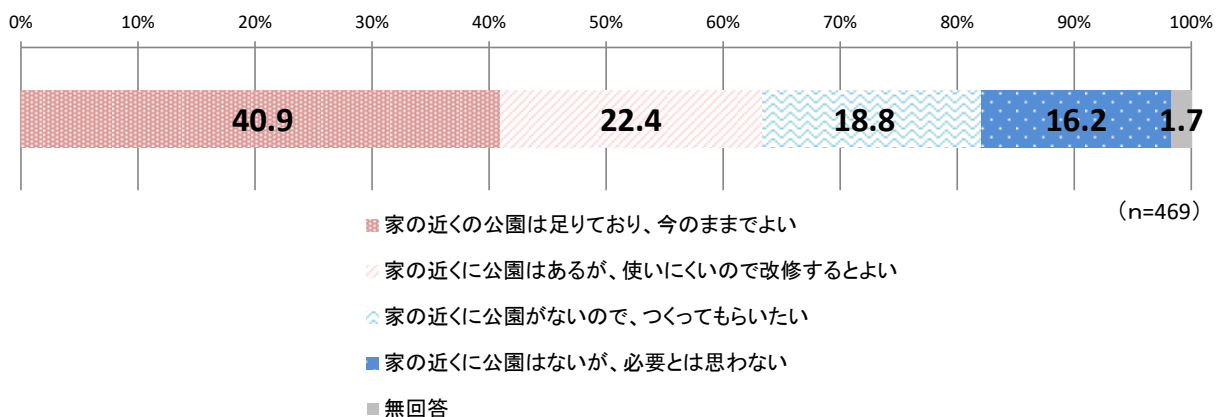
図「みどりが多いと感じる場所」



身近な公園について

公園について現状維持で良いという意見（「家の近くの公園は足りており、今のままでよい」「家の近くに公園はないが、必要とは思わない」）は6割弱、増やす又は改修という意見（「家の近くに公園はあるが、使いにくいので改修するとよい。」「家の近くに公園がないので、つくってもらいたい」）は4割弱となっています。

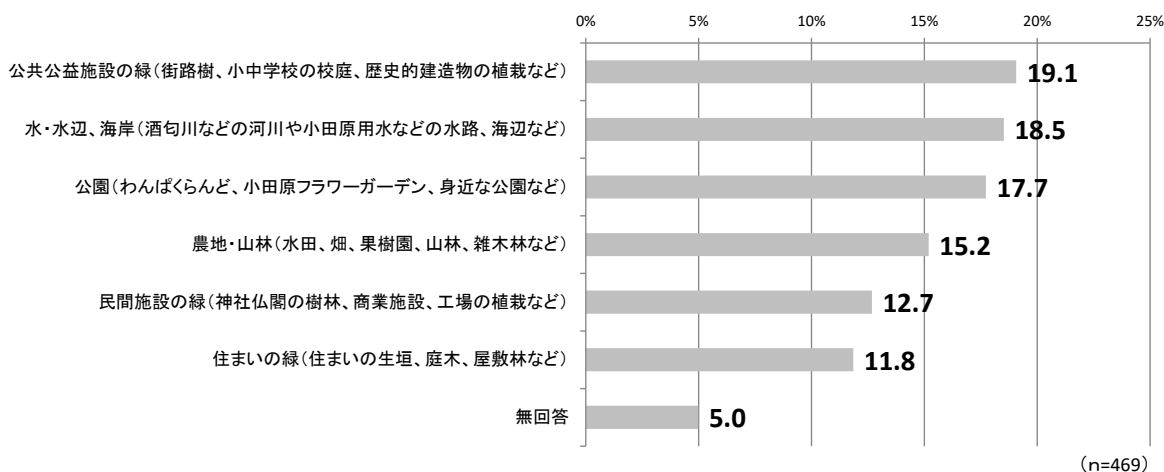
図「身近な公園について」



大切だと思うみどり

「大切だと思うみどり」として、公共公益施設、水・水辺、海岸、公園などが比較的高くなっており、公共空間のみどりに対する重要性が認識されています。

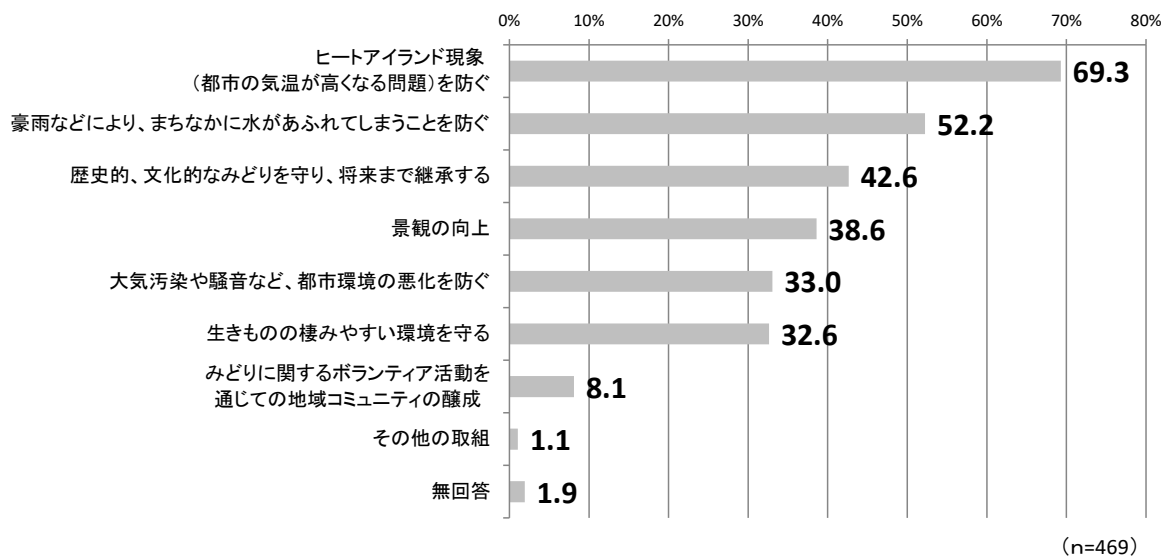
図「大切だと思うみどり」



みどりに期待する役割

みどりについて、ヒートアイランド現象（都市の気温が高くなる問題）や、豪雨に対する緩和効果など気候変動に伴い近年懸念される課題に対する効果が期待が高くなっています。また、歴史文化や景観資源、都市や生き物にとっての環境への寄与に対する期待も一定程度あります。

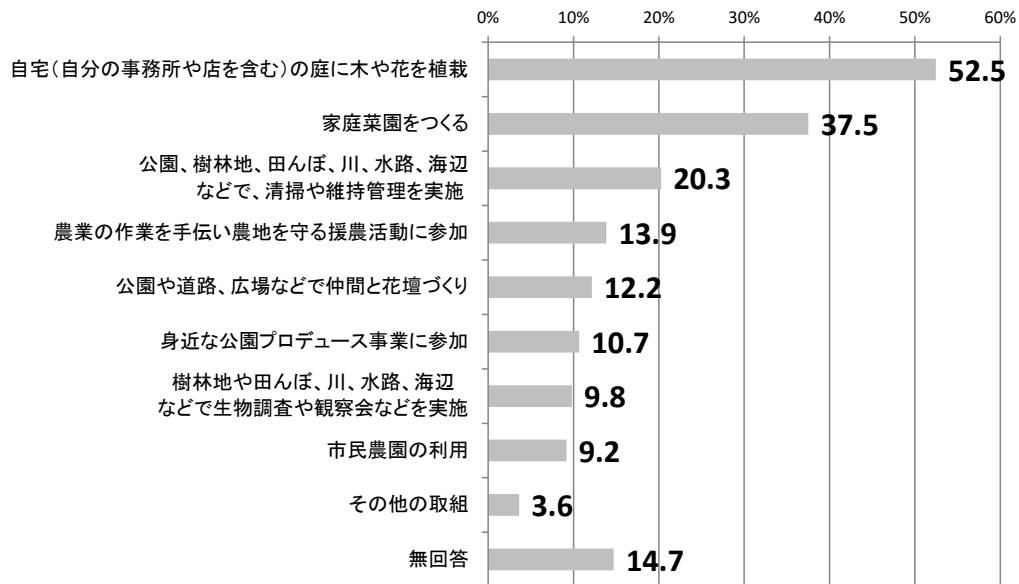
図「みどりに期待する役割」



みどりの活動に対する参加意欲

みどりの活動については、自宅等での園芸・家庭菜園などが今後の参加意欲が高くなっています。公園・河川等の公共空間や農地・農園等での自己所有地以外での活動への意欲はあまり高くない結果となっています。

図「実践したいと思うみどりの活動」

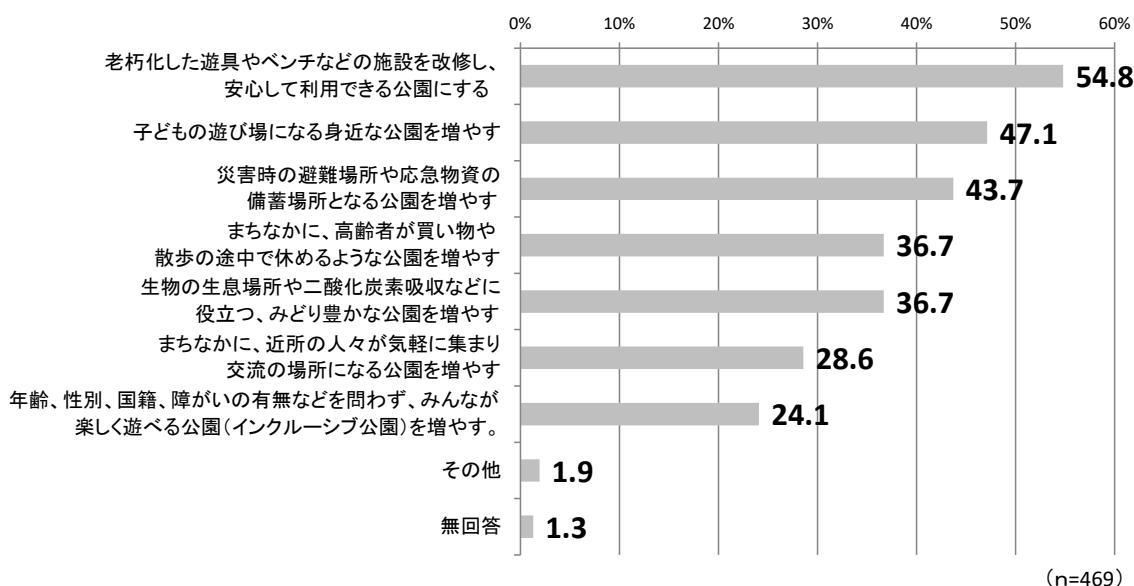


(n=469)

行政が取り組むべき施策

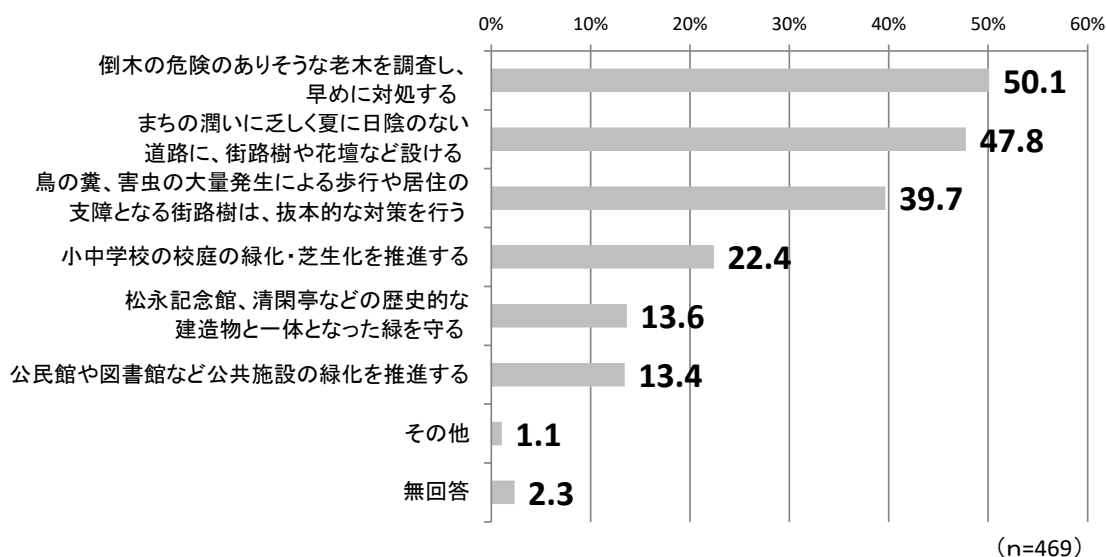
公園については、「老朽化した遊具やベンチなどの施設を改修し、安心して利用できる公園にする」が54.8%と最も多く、次いで「子どもの遊び場になる身近な公園を増やす」が47.1%、「災害時の避難場所や応急物資の備蓄場所となる公園を増やす」が43.7%、「まちなかに、高齢者が買い物や散歩の途中で休めるような公園を増やす」「生物の生息場所や二酸化炭素吸収などに役立つ、みどり豊かな公園を増やす」が36.7%となっています。

図「行政が取り組むべき施策（公園）」



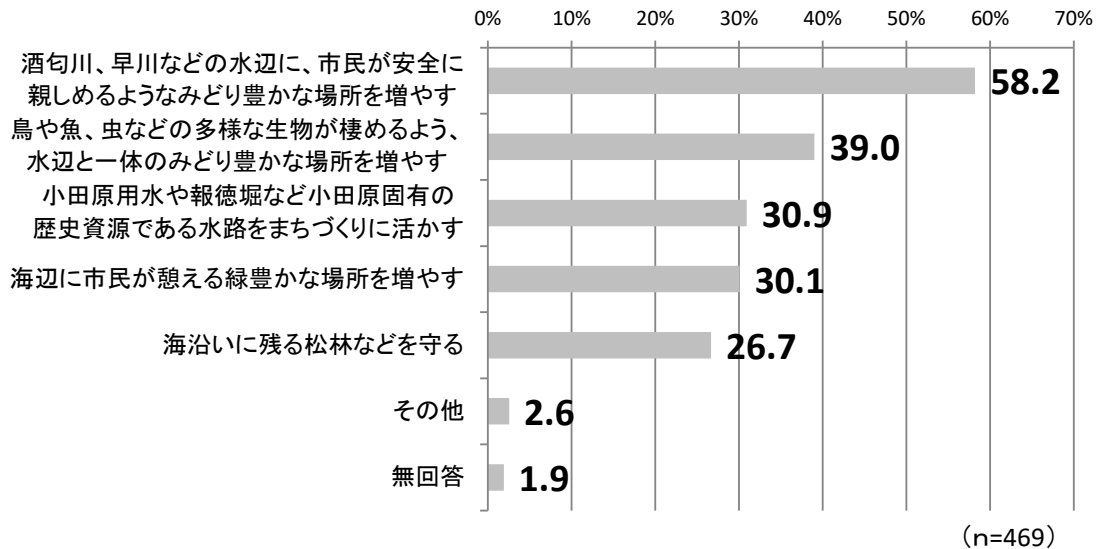
公共公益施設（空間）の緑については、「倒木の危険のありそうな老木を調査し、早めに対処する」が50.1%と最も多く、次いで「まちの潤いに乏しく夏に日陰のない道路に、街路樹や花壇など設ける」が47.8%、「鳥の糞、害虫の大量発生による歩行や居住の支障となる街路樹は、抜本的な対策を行う」が39.7%となっています。

図「行政が取り組むべき施策（公共公益施設（空間）の緑）」



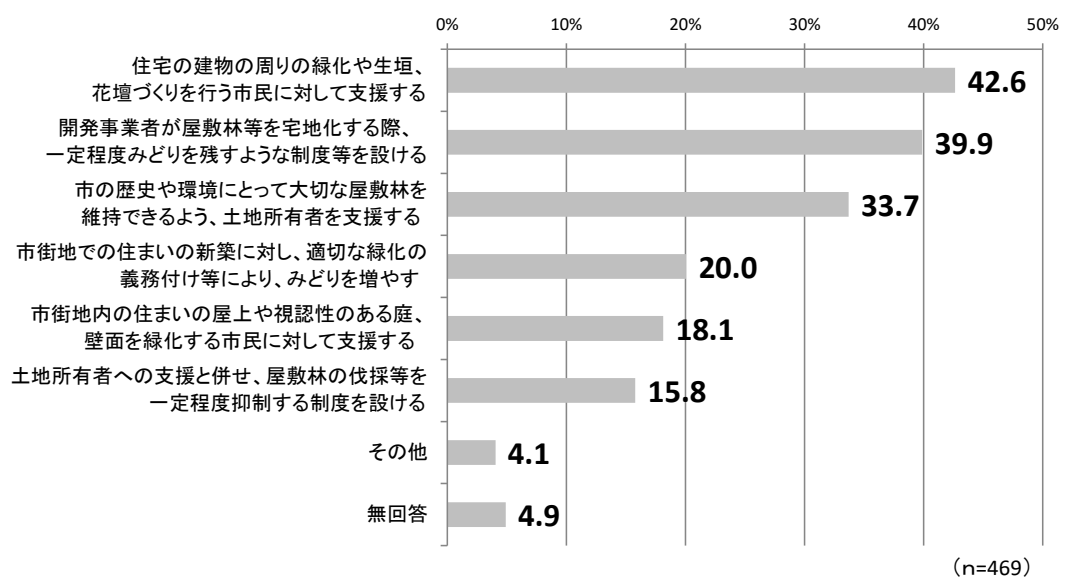
水・水辺・海岸の緑については、「酒匂川、早川などの水辺に、市民が安全に親しめるようなみどり豊かな場所を増やす」が58.2%と最も多く、次いで「鳥や魚、虫などの多様な生物が棲めるよう、水辺と一体のみどり豊かな場所を増やす」が39.0%となっています。

図「行政が取り組むべき施策（水・水辺・海岸の緑）」



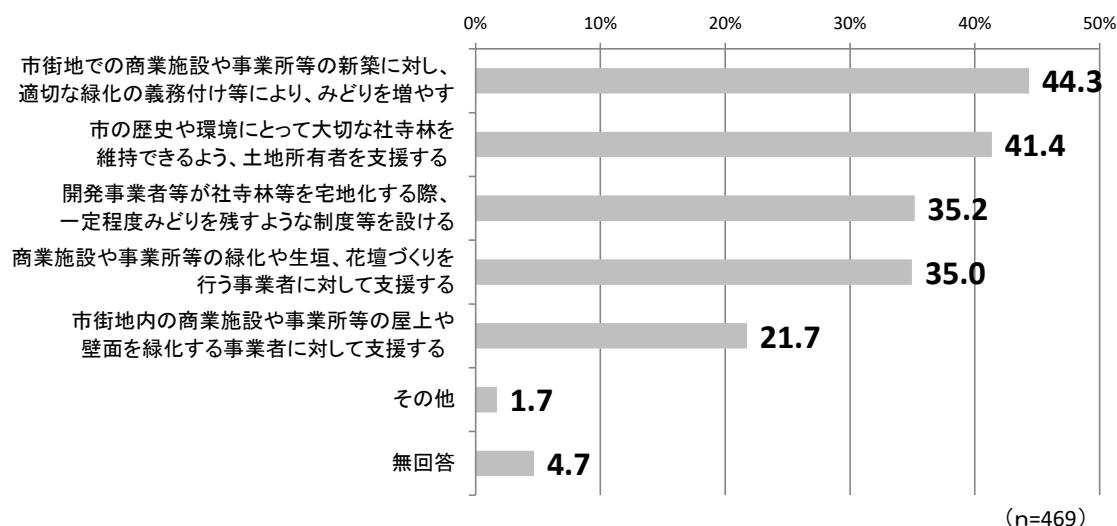
住まいの緑については、「住宅の建物の周りの緑化や生垣、花壇づくりを行う市民に対して支援する」が42.6%と最も多く、次いで「開発事業者が屋敷林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける」が39.9%、「市の歴史や環境にとって大切な屋敷林を維持できるよう、土地所有者を支援する」が33.7%となっています。

図「行政が取り組むべき施策（住まいの緑）」



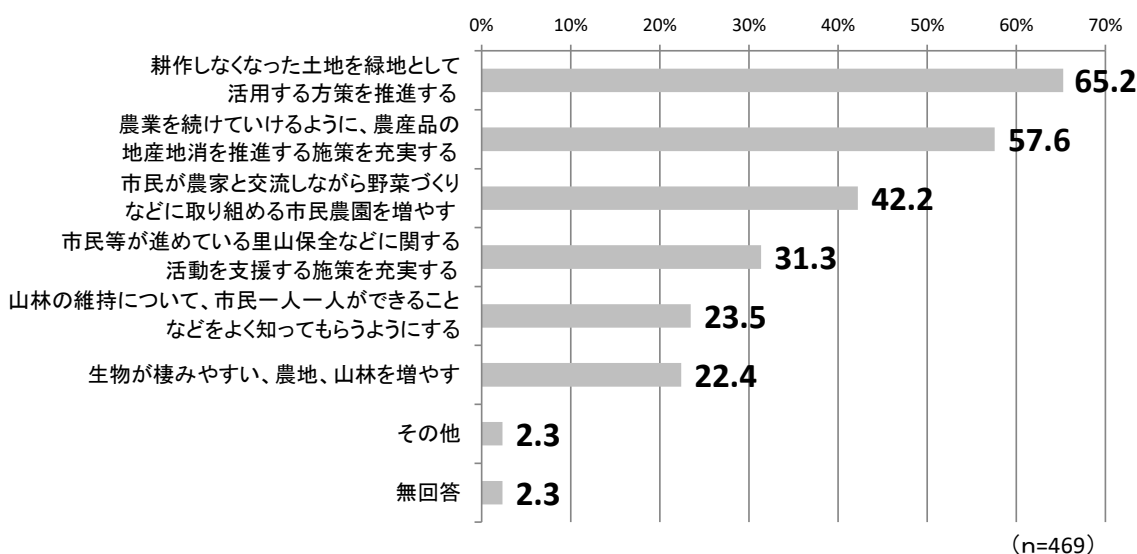
民間施設の緑については、「市街地での商業施設や事業所等の新築に対し、適切な緑化の義務付け等により、みどりを増やす」が44.3%と最も多く、次いで「市の歴史や環境にとって大切な社寺林を維持できるよう、土地所有者を支援する」が41.4%、「開発事業者等が社寺林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける」が35.2%、「商業施設や事業所等の緑化や生垣、花壇づくりを行う事業者に対して支援する」が35.0%となっています。

図「行政が取り組むべき施策（民間施設の緑）」



農地や山林の緑については、「耕作しなくなった土地を緑地として活用する方策を推進する」が65.2%と最も多く、次いで「農業を続けていけるように、農産品の地産地消を推進する施策を充実する」が57.6%、「市民が農家と交流しながら野菜づくりなどに取り組める市民農園を増やす」が42.2%となっています。

図「行政が取り組むべき施策（農地や山林の緑）」



第3章 将来像と基本方針

1. みどりの将来像

改訂計画で目指すみどりの将来像は、現行の緑の基本計画で描かれている将来イメージ、市民アンケート結果で示される市民のみどりへのニーズ、ならびに上位・関連計画で描かれるみどりに求められる姿を踏まえて設定します。

1-1 現行計画で描かれている将来イメージ

現行計画では、将来像「おだわら みどりの創生プラン～いのち・くらし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして～」を掲げています。この将来像では、森・里・川・海・街それぞれの領域に存在する多様なみどりが市民の暮らしを支え、地域に賑わいを生み、市域全体で連続する姿が描かれています。

[森里川海街ごとの将来イメージ]

森	<ul style="list-style-type: none">・ 林業などのなりわいを支えるみどり・ 快適な都市環境や生物の生息環境を守るみどり
里	<ul style="list-style-type: none">・ 農業などのなりわいを支えるみどり・ 快適な都市環境や生物の生息環境を守るみどり
川	<ul style="list-style-type: none">・ 都市環境や生物の生息環境を守るみどり・ 山地と海を結ぶみどり・ レクリエーションの場となるみどり・ 潤いのある都市景観の軸線を形成するみどり
海	<ul style="list-style-type: none">・ 都市の基盤となるみどり・ なりわいを支えるみどり
街	<ul style="list-style-type: none">・ 中心市街地およびその周囲に位置する、本市の顔となるみどり・ 都市の風格をつくり、市民および来街者の回遊性を高め、賑わいを生むみどり・ 本市固有の歴史的・文化的資源が集積するエリアの中のみどり・ 子育て支援、高齢者の健康長寿、市民の憩いと交流の場となるみどり・ 地域コミュニティや都市環境の向上の拠点として、市民や企業等とともに育成されているみどりがある

1-2 市民アンケートを踏まえた市民のみどりへのニーズ

緑の基本計画の改訂に伴い実施した市民アンケート調査の「みどりのまちづくり」への要望の自由回答のうち、森里川海街に具体的に紐づくものを要約すると以下ようになります。

[森里川海街への市民のニーズ]

森	・ 動物との共生、有害鳥獣や害虫の対応 [環境・生態系]
里	・ 市民が気軽に利用できる市民農園が多くある [農地] ・ 耕作放棄地が解消されている [農地]
川	・ 子どもたちが自然の中で水遊びできる酒匂川 [川や海沿いのみどり] ・ 緑豊かな川沿いの環境がある [川や海沿いのみどり] ・ 防災・減災に資するみどりの手入れがされている [防災・防犯]
海	・ 緑豊かな海沿いの環境がある [川や海沿いのみどり] ・ 子どもたちが自然の中で水遊びできる海岸がある [川や海沿いのみどり]
街	・ 街中で自然を感じられ、芝生の公園が核となるまちづくりがされている [景観] ・ 歴史的な景観や自然景観が保全されている。 [景観] ・ 市民が気軽に暑さをしのげる公園がある [公園・公共施設] ・ 大きな木や足元に花が植えられた空間がある [公園・公共施設] ・ 緑が多く、きれいで安全な遊具のある公園で遊べる [公園・公共施設] ・ 誰もが徒歩で気軽に行ける、身近な公園が身の回りにある [公園・公共施設] ・ 手入れされた街路樹や日陰のある道がある [道路] ・ 樹木が安全に管理されている [みどりの管理] ・ 個人の庭や生垣への支援により宅地の緑が保たれている [みどりの管理] ・ 子どもたちが自由に、また安全に遊べ、災害時には避難できる場所がある [防災・防犯]

[]内はアンケート調査報告書 p41-の項目と対応

1-3 上位・関連計画で描かれるみどりに求められる姿

法改正や社会潮流が示す方向性、上位および関連計画で描かれている将来像、ならびに各計画における目標像を踏まえ、今後のみどりに求められる姿を整理すると、以下ようになります。

[今後のみどりに求められる姿]

<p><法改正・社会潮流></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりが脱炭素に貢献し、カーボンニュートラルのまちづくりが進んでいる ・ 生態系が回復し、ネイチャーポジティブな環境が実現している ・ 身近なみどりが保全され、暮らしを支え、市民が健やかに暮らせる Well-being なまちが実現している
<p><総合計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森・里・川・海が一体となった豊かな自然環境が良好な状態で保たれている ・ その魅力が市内外の人々に伝わっている ・ 多様な人々が日常的に自然に親しみ、魅力を発信しながら、森里川海を守り育てる体制が構築されている
<p><都市計画マスタープラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸や河川空間の維持・保全を通じて、気軽に水にふれあえる親水空間軸が形成されている ・ 6つの緑の核（石垣山一夜城、辻村植物公園・いこいの森、小田原西部丘陵公園、上府中公園、曾我梅林、羽根尾史跡公園）が緑のネットワークの拠点となっている ・ 公園、緑地がグリーンインフラとして多面的な機能を発揮し、地域循環共創圏が構築されている

<p><立地適正化計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原城址公園整備事業などを通じて、魅力的な都市拠点形成されている ・ 居住誘導区域において生産緑地の保全活用がされている
<p><環境基本計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森・里・川・海が連なった自然環境が保全・活用されている ・ 良好な住環境が形成されている ・ 地域の実情に合った公園が整備・管理され、市民が快適な空間で生活している
<p><景観計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地や水路の適切な維持により、ゆとりと潤いのある田園景観が保全されている ・ 後背の丘陵や山・山並みと調和した良好な自然景観が保全されている ・ まとまりのある緑地やシンボルとなる樹木が保全されている ・ 生垣等を活用した身近なみどりが育まれている
<p><歴史的風致維持向上計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化、生業と密接に関わる曾我梅林や柑橘栽培の景観歴史的風致が向上している。 ・ 景観重点区域内において、うるおいとやすらぎのある景観が形成されている
<p><文化財保存活用地域計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に小田原城周辺において、歴史を感じることができるみどりの適切な維持管理、継承、活用が進んでいる。

(上位関連計画・緑の施策に関する調査報告 p1-p15 参照)

1-4 本計画のみどりの将来像

1-1 から 1-3 までの積み上げを踏まえ、本計画で目指すみどりの将来像を以下のように設定します。

[みどりの将来像とイメージ]

将来像	森・里・川・海・街をつなぎ、いのち・くらし・なりわいを支える、持続可能なみどり	
各みどりの将来のイメージ	森	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地が水源や環境基盤として機能し、川や海と連続するみどりの骨格を形成している ・ 林業などのなりわいと共存しながら森林が適切に管理され、まち全体の水循環に寄与している ・ 生物多様性に配慮し、有害鳥獣や害虫への適切な対応が図られている
	里	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業などの生業が継続され、農地が適切に維持・管理されている ・ 耕作放棄地の解消が進み、里の風景と生物の生育環境が守られ、グリーンインフラとしての機能を発揮している ・ 市民農園を通し多くの市民が自然に触れ、健やかな生活を送っている
	川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川沿いの自然環境が保全され、生物の生息空間と都市環境の調和が図られている ・ 山と海をつなぐ水と緑のネットワークの軸として機能している ・ レクリエーションや散策を通じて、潤いのある都市景観をつくり出している
	海	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸環境が良好に保全・整備されている ・ 持続可能な漁業が営まれ、地域の生業と食文化が発展している ・ 多様な人が日常的に海に親しみ、自然を体感できる空間がある
	街	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地とその周辺において、緑豊かな公園を核に、自然やみどりを身近に感じられる都市空間が形成され、回遊性と賑わいを生んでいる ・ 街路樹のある道、宅地の庭や生垣などが適切に管理され、快適で安全な歩行空間と街全体の緑量が確保されている ・ 子どもたちが安全に遊べ、災害時には避難場所としても機能するみどりの空間が確保されている ・ 歴史的・文化的資源と調和したみどりが適切に維持・活用されている

2. 基本方針

本計画の改訂方針を踏まえた将来像「森・里・川・海・街をつなぎ、いのち・暮らし・なりわいを支える、持続可能なみどり」を実現するため、現行計画の考え方を継承しつつ、6つの基本方針を設定します。

基本方針 1

水とみどりのネットワークをつなぎ、保全し、まちのみどりの基盤を強化します

- ▶従来の「保全」「継承」という考え方は継承しつつ、生物多様性を「回復させる」視点に拡張
- ▶都市計画マスタープランで位置付けられる緑の拠点をまちのみどりの核として、森・里・川とつなぎ、市域全体で生物多様性の再生につなげる視点で「水と緑のネットワーク」を再構築
- ▶水源林としての「森林保全」に流域治水の視点を追加
- ▶農地を「生産の場」から「多面的機能を有するみどり」として位置付け、法制度改正を踏まえた担い手減少などによる耕作放棄地化を防ぐ視点、増補版「生産緑地地区の基本的方針」を追加

[現行計画で関連する施策]

1-1 “まちを取り巻くみどり”（森・里・海）を守り継承します/1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します/1-3 “水と緑のネットワーク”の形成の促進を図ります

基本方針 2

市民の生活を支えるグリーンインフラとしてのみどりを創出し、活用します

- ▶みどりによる「賑わい創出」を国の制度の活用また官民連携で取り組む視点を強化
- ▶まちなかの「暑熱環境緩和」など、まちでの活動を支えるグリーンインフラの視点を追加
- ▶利用者のニーズなど社会的要請に応じた公園機能や公園施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン※を考慮した整備の推進の視点を追加

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての人が安全・安心・快適に利用できるデザインのこと

[現行計画で関連する施策]

2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます/2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。

基本方針 3

小田原の歴史文化を伝えるみどりを保全し、まちづくりに活かします

- ▶関連計画と連動した小田原らしいみどりを活かしたまちづくりの視点を追加

[現行計画で関連する施策]

3-1 歴史的・文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします

基本方針 4

健康づくりや子育て、賑わいの創出につながる、都市生活の質を高める公園づくりと機能向上を進めます

- ▶従来の「拡充・強化」の考え方を継承しつつ、人口減少や都市構造の変化を踏まえ、「機能分担」の視点を追加
- ▶雨水流出抑制（雨水浸透の促進など）を含むみどりの防災・減災機能を、まちの安全を支える基盤（グリーンインフラ）として位置付ける視点を追加
- ▶官民連携・地域協働をさらに後押しする国の制度活用を視野に入れた施策の強化

[現行計画で関連する施策]

4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります/4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります/4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます/4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります

基本方針 5

市民・企業・行政が力を合わせ、地域のつながりとにぎわいを生むまちづくりを進めながら、みどりを育みます

- ▶官民連携・市民協働をさらに後押しする国の制度活用を視野に入れた施策の強化（再掲：基本方針 4）

[現行計画で関連する施策]

5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います/5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます

基本方針 6

人口減少時代に対応した、持続可能で戦略的なマネジメントを進めます

- ▶従来の「拡充・強化」の考え方を継承しつつ、「機能分担」の視点を追加（再掲：基本方針 4）
- ▶官民連携・市民協働をさらに後押しする国の制度活用を視野に入れた施策の強化（再掲：基本方針 4）

[現行計画で関連する施策]

6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します

3. 将来像達成のための課題

みどりの将来像を実現するための課題について、整理した6つの基本方針に基づき体系化すると以下の通りとなります。

基本方針1 水とみどりのネットワークをつなぎ、保全し、まちのみどりの基盤を強化します

- **耕作放棄地の発生の抑制にむけた農地・担い手の支援**

農地面積と農家数が減少傾向により、本市の生業、里の風景、生物の育成環境の維持が困難になりつつあることから、耕作放棄地の発生を抑制するため、農地の維持と担い手への支援方策の充実が必要です。

- **街と里のつながりによる田園環境の維持・継承**

農業が本市の生業や景観を支えている一方で、市民と農業との関わりは限定的であることから、農業への理解を深め、市域全体で田園環境を支えるため、都市と農村の交流や地産地消の取組を推進する必要があります。

- **生産緑地の保全**

市街化区域内では農地が減少し、建物用地等の都市的土地利用が進行していることから、都市に残る貴重な農地である生産緑地の存続が不安定になっています。都市環境の保全や身近なみどりの確保、災害時の空間確保の観点からも、生産緑地の計画的な保全・維持と、営農継続を支える支援策の充実を図る必要があります。

- **耕作放棄地の活用による緑地機能の確保**

耕作が困難となった農地が増加する中で、その扱いが十分に整理されていないことから、耕作放棄地を緑地として適切に活用・管理し、環境や景観の維持につなげる取組が必要です。

- **森と里のみどりの保全と機能の維持・向上**

樹林地や農地、水面はヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有するほか、生物多様性国家戦略においては「30by30」目標が掲げられるなど、みどりの保全の重要性は一層高まっています。このため、里山保全活動等を含め、既存のみどりを適切に保全・管理し、その機能を将来にわたり維持・向上させていく必要があります。

- **みどりと水のネットワークの強化**

森林面積は増加しているものの、みどりや水辺の連続性が弱く、生態系ネットワークが分断されていることから、生物多様性の維持や自然環境が有する多様な機能が十分に発揮されていません。このため、まとまった15ha以上の樹林地や水路や河川を核としながら、街のみどり（街路樹や民有地のみどりなど）を連続的に創出し、保全することによりエコロジカルネットワークをつなぎ、豊かな生物多様性を育む環境を創出し、積極的に自然再生をはかります。

- **森里川海街で連携する流域単位の災害対策**

市内では土砂災害警戒区域、浸水想定区域に指定されている箇所があり、気候変動により今後も災害の激甚化が懸念されます。このため、水源涵養林としての森林保全、里の農地、街の緑、河川と水路を連続したシステムとして捉え流域一帯となって、減災・防災を行うことが求められます。

- **安全で親しみやすい水辺空間の創出**

河川周辺では河川空間の活用がされているものの、街中をめぐる河川や水路では、みどりが少なく、安全に水辺に親しめる空間が限られています。このため、みどりと一体となった河川・水路空間の整備を進め、市民が安全かつ快適に水辺に親しめる空間を創出・確保することが求められます。

基本方針 2 市民の生活を支えるグリーンインフラとしてのみどりを創出し、活用します

- **開発に伴うみどりの確保・創出**

持ち家や一戸建てを中心とした住宅開発が増加しており、市街化区域内では農地の減少、建物用地等の増加により身近なみどりが失われつつあります。このため、住宅や宅地の開発に際しては、屋敷林等既存の敷地にある緑の一定程度の保全、敷地内緑化の誘導により、開発後も緑量を確保・創出する仕組みを整える必要があります。

- **民間施設・住宅地における緑化の拡大と制度強化**

市街化区域では都市的土地利用の進行によりみどりが減少しており、現行制度が主に住宅以外の開発を対象としていることから、住宅地を含めた緑化の広がりに限界があります。このため、条例や基準の見直し、支援制度の充実により、民間施設から住宅地までを対象とした緑化の推進が必要です。

- **まちなかのみどりの創出と育成**

富士箱根伊豆の玄関口である小田原駅周辺をはじめ、道路や公共施設など日常的に利用される空間では、みどりが少ないと感じる市民が多くなっています。鉄道や道路が整備され、首都圏の主要都市や周辺観光拠点からのアクセス性が高い立地であることから、街の顔となるまちなかにおいて、質の高い景観を形成するみどりの創出と育成を進める必要があります。

- **公共施設の緑化の推進**

公共施設では「みどりが少ない」との評価が多いことから、整備や改修にあわせた緑化の推進、既存施設での屋上緑化・壁面緑化の導入等により、身近なみどりの確保と質の向上を図る必要があります。

- **みどりによる暑熱環境の緩和**

市内の気温は上昇傾向にあり、昭和 55 年(1980 年)と比較すると日平均気温は約 1.8°C 上昇しているほか、降水量も長期的に増加傾向にあるなど、気候変動の影響が顕在化しています。このため、日中、海風が入りやすい場所における緑化や、歩行者の多い空間や公園緑地における高木の植栽による緑陰の形成、民有地の緑化の推進を通じて、特にヒートアイランド現象の影響が大きい市街地

において、日陰の創出や地表面温度の低減を図る必要があります。

- **雨水浸透機能の強化**

市街地における農地の開発など都市的土地利用への転換が進んできた一方で、気候変動に伴う水害リスクは高まりつつあります。全国的にハザードの見直しや流域治水の取組等が進んでいますが、都市部では地表の不透水性や下水道の処理能力の限界により、短時間強雨による浸水被害が深刻化しており、面的かつ多層的な対策が求められています。都市型洪水の抑制と水循環の健全化を図るため、雨水の浸透・貯留・蒸発を促す分散型雨水管理を推進する必要があります。具体的には、透水性舗装や浸透性側溝の整備、雨庭（レインガーデン）やバイオスウェールの導入を公共空間や民間施設において推進・促進すること等が求められます。

基本方針 3 小田原の歴史文化を伝えるみどりを保全し、まちづくりに活かします

- **歴史や文化と関わるみどりの保全と継承**

市内には、歴史や文化と関わるみどりが各所に残り、市民からも高く評価されています。板橋・南町の別邸文化、曾我の梅栽培、早川周辺の木材産業、箱根外輪山東麓の柑橘栽培など、本市の歴史文化に関わるみどりを市を象徴する財産として捉え、保全し、次世代へと継承することが求められます。

- **水路の保全とまちづくりへの活用**

小田原用水や荻窪用水などの水路は、箱根ジオパークのジオサイト、日本遺産の構成文化財として位置付けられる貴重な歴史・文化資源であるとともに、水とみどりをつなぐネットワークの核となる。これらの水路を引き続き保全し、まちづくりに活用することが求められます。

- **小田原城周辺における歴史とみどりを核にしたまちづくりの推進**

城址公園や小田原城一帯は、関連計画においても、歴史、景観、文化の重点区域として位置付けられ、市民にも四季や歴史を感じる場所として評価されています。そのため、歴史と調和したみどりの保全・活用が求められます。

- **社寺林・屋敷林の保全**

歴史的建造物等と一体となった庭園や屋敷林、社寺林は小田原の歴史や文化を象徴する貴重なみどりです。しかし、文化財指定等で保護されたものは一部にとどまり、維持管理の負担は所有者にゆだねられます。これらを保全し、後世に継承していくために、所有者支援や法・制度を活用する必要があります。

基本方針 4 健康づくりや子育て、賑わいの創出につながる、都市生活の質を高める公園づくりと機能向上を進めます

● 公園配置や整備方針の見直し

公園等の機能が不足している地区（公園未充足地区）においては、公園機能の充足に向けた新規整備が望まれています。公園に代わるレクリエーション機能を有する施設や環境（広場や緑地、森林や河川など）の配置状況、地域における人口推移などの社会情勢等のさまざまな視点から整備の必要性を検討したうえで「公園未充足地区」の解消を図るとともに、整備方針としては、子どもや子育て世帯、高齢者などの目線に立った公園づくりを行っていく必要があります。

● 公園の改修と長寿命化への対応

都市公園の約 3 分の 1 が供用開始から 40 年以上経過し、施設の老朽化が進行している。定期点検により修繕や更新が必要な遊具・施設も確認されており、安全性や快適性の確保が課題となっています。このため、計画的な改修と更新により公園施設の長寿命化を図り、誰もが安心して利用できる公園環境を維持する必要があります。

● 公園の防災機能の向上

市街地では災害時に安全に避難できる空間や、延焼防止機能を備えたオープンスペースの確保が求められています。公園を災害時の避難場所や応急物資の備蓄拠点として位置付け、平常時の利用と両立した防災機能の向上を図る必要があります。

● 健全な樹木の管理

公共施設に植栽された樹木や街路樹は、定期的な健全度の把握調査と危険木の早期発見、樹木の健全な育成・保全に関する対応方針に沿った適切な管理を行うことが必要です。

基本方針 5 市民・企業・行政が力を合わせ、地域のつながりとにぎわいを生むまちづくりを進めながら、みどりを育みます。

● 民間事業者との協働によるみどりの創出と管理

特に小田原駅周辺は高いアクセス性を有し、多くの事業者が立地している一方、みどりの創出と管理への参画は限定的です。このため、みどりの管理と創出の持続的な担い手として、事業者が関わりやすいような制度の見直しや周知を進め、参画のすそ野を広げる必要があります。

● 市民との協働によるみどりの創出と管理

市民による身近なみどりの創出や管理への関心と実践は高く、公園や住宅周辺を中心に多様な活動が行われています。引き続き、市民が参加しやすく持続可能なみどりの創出・管理の支援、講習会の実施など、協働の仕組みを整えていく必要があります。

- **財源の確保**

公園費などみどり関連施策への財政支出は増加している一方で、「ふるさとみどり基金」の認知度は低く、市民参加による財源確保には十分につながっていません。今後は、森林環境譲与税など既存財源の効果的な活用に加え、市民や企業が関わりやすい財源確保の仕組みを強化し、持続可能なみどり施策を支える財政基盤を構築する必要があります。

- **みどりを通じた地域コミュニティへの寄与**

市内のみどりは、幅広い世代が集い交流する場として重要な役割を担っています。みどりの日常的な利用やみどりを活かしたイベントなどを通じて、みどりが地域のつながりコミュニティの醸成に寄与するよう、活用・利用のしくみづくりを進めていく必要があります。

基本方針 6 人口減少時代に対応した、持続可能で戦略的なマネジメントを進めます

- **多分野との連携によるみどりの施策の推進**

本市のみどりは、公園緑地に加え、森林、農地、文化財など多様な分野に広がり、関係部署も多岐にわたっています。みどりの多面的な機能を十分に発揮するため、これら他分野と連携し、経験を共有し、役割分担しながら、施策を複合的・一体的に推進する必要があります。

- **民間活力の導入**

人口減少や財政状況のひっ迫が懸念される中、行政のみでみどりを維持・管理していくことには限界があります。このため、Park-PFI や指定管理者制度など民間活力の導入可能性を検討しつつ、行政だけでなく、民間事業者や市民を含めた「まち総がかり」でみどりのマネジメントを進める必要があります。

- **社会基盤として機能するみどりの戦略的管理**

立地適正化計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが進められています。また、人口減少と財政制約が進む中で、市内のすべてのみどりを一律に維持することは困難となっ ていきます。そのため、みどりを都市の安全・快適性・魅力を支える社会基盤（グリーンインフラ）として再定義し、配置・機能にもとづく戦略的な「選択と集中」による管理へと転換することが求められます。

- **振り返りのしやすい指標設定と定期的な進捗管理の実施**

現行計画では指標が事業ごとに細分化されており、継続的に同一の視点でデータを把握・比較することが難しく、計画全体の進捗や成果の振り返りが煩雑になっています。戦略的に計画を推進するために、計画期間を通じて継続的に把握可能な指標を整理・設定し、定期的な進捗管理を行う必要があります。

- **ICT・AI 技術を活用した公園管理（みどり公園 DX）**

持続的に質の高いみどりを維持するため、また、継続的なデータ取得による公園の質の向上をはかるために、ICT・AI 技術を活用した公園管理を行う必要があります。遊具や施設等の状況、植栽状況、利用状況を可視化する公園 DX の取組が求められます。

4. みどりの機能からみた空間的課題（課題図）

上述したみどりに関する課題について、第1章で示した「みどりの役割」の視点から空間的に整理すると、以下のようになります。

第4章 みどりの確保目標

第5章 みどりの配置方針

第6章 みどりの推進施策

第7章 地域別計画

第8章 計画の推進に向けて

活性炭入札談合に係る損害賠償請求訴訟の和解について

令和5年6月の建設経済常任委員会において報告した、高田浄水場で使用している活性炭の入札談合に係る損害賠償請求の訴えについて、和解が成立した。

1 和解の概要

- (1) 被告本町化学工業（株）及び（株）クラレは、原告小田原市に対し、本件和解金としてそれぞれ71万5千円を支払う。
- (2) 原告はその余の請求をいずれも放棄する。
- (3) 原告と被告は、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

2 これまでの経過

年 月 日	内 容
令和元年11月22日	・公正取引委員会が活性炭の供給事業者12社に対し排除措置命令、11社に対し課徴金納付命令を発出（10社重複）
令和4年11月18日	・本市が供給事業者3社に対し損害賠償を請求
令和5年5月18日	・請求した2社（本町化学工業（株）及び（株）クラレ）から請求に応じられないとの回答があったため、当該2社に対し損害賠償請求訴訟を提起（請求額 161万1,882円及び遅延損害金）
6月27日	・請求に応じた1社と賠償金の支払いについて合意
令和5年12月1日 ～令和7年12月1日	・弁論準備手続（計12回実施）
令和8年3月13日	・裁判所から和解案の提示
3月27日	・和解条項について協議
4月24日	・和解の成立